



## 第1節 計画の概要

### 1-1 計画策定の背景

#### ●パリ協定と2050年カーボンニュートラルの潮流

2016（平成28）年11月に発効した「パリ協定」により、気温上昇を産業革命前と比較して2℃未満に抑えるという国際目標が掲げられました。また、2018（平成30）年にIPCC（気候変動に関する政府間パネル）は、気温上昇を1.5℃以内に抑えるためには、2050（令和32）年までに温室効果ガス排出を実質ゼロにする必要があると発表しました。これを受けて多くの国が2050（令和32）年までのカーボンニュートラルを目指すようになりました。

#### ●「地球温暖化対策計画」の閣議決定と「第4次静岡県地球温暖化対策実行計画」の策定

日本は2025（令和7）年2月に「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、2030（令和12）年度に温室効果ガスを2013（平成25）年度比で46%削減、2035（令和17）年度に60%削減、2040（令和22）年度に73%削減、2050（令和32）年にカーボンニュートラルを目標に掲げています。また、排出される二酸化炭素に価格をつけ、排出者の行動変容を促すことで脱炭素化を促進する「カーボンプライシング」に向けたしくみ（炭素税、排出権取引制度、J-クレジットなど）が整備されてきました。

静岡県は2022（令和4）年3月に「第4次静岡県地球温暖化対策実行計画」を策定し、2030（令和12）年度に温室効果ガスの排出を2013（平成25）年度比で46.6%削減、2050（令和32）年までにカーボンニュートラルの実現を目指しています。

#### ●「ゼロカーボンシティ NUMAZU2050」の表明と「沼津市再生可能エネルギー導入目標及び脱炭素ロードマップ」の策定

沼津市長は2022（令和4）年2月の沼津市議会定例会において、本市の恵み豊かな自然環境を守っていくため、市・市民・事業者が一体となって、2050（令和32）年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ NUMAZU2050」を表明しました。これを受けて、本市は2023（令和5）年8月に「沼津市再生可能エネルギー導入目標及び脱炭素ロードマップ」を策定しました。また、2050年カーボンニュートラルのための土台づくりを目的とした事業が、環境省の重点対策加速化事業（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）に採択されました。

## 1-2 計画の基本的事項

### ●計画の位置づけ・趣旨

「第2期沼津市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下、「本実行計画」という。）は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第3項に基づく、本市の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策を掲げた地方公共団体実行計画（区域施策編）です。沼津市内から排出される温室効果ガスの排出抑制に向け、市を取り巻く環境や社会状況、地域特性などを踏まえ、市・市民・事業者などの各主体による取組を総合的かつ計画的に推進していくことを目的とします。

### ●計画の期間

本実行計画の期間は、2026（令和8）年度から2030（令和12）年度までの5年間とします。

### ●計画で対象とする温室効果ガス

本実行計画において対象とする温室効果ガスは、市域内で人為的に排出されている以下の7物質とします。なお、パーフルオロカーボン（PFCs）、三フッ化窒素（NF<sub>3</sub>）については、本市からの排出はありません。

温室効果ガスと主な排出源

温室効果ガス		主な排出源
二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）		ガソリンや灯油、重油、LPG、都市ガス、石炭などを燃焼する際に発生する。温室効果ガス排出量の約9割を占め、地球温暖化への影響が大きい。
メタン（CH <sub>4</sub> ）		稲作や家畜の腸内発酵、廃棄物の埋立から発生する。
一酸化二窒素（N <sub>2</sub> O）		燃料の燃焼に伴うものや、農業や廃棄物処理から発生する。
代替フロン等	ハイドロフルオロカーボン（HFCs）	カーエアコンや冷蔵庫の冷媒、断熱発泡剤、エアゾール製品の噴射剤などに使用されている。
	パーフルオロカーボン（PFCs）	半導体の製造用や電子部品などの不活性液体などとして使用されている。
	六フッ化硫黄（SF <sub>6</sub> ）	変電設備に封入される電力絶縁ガスや半導体の製造用などとして使用されている。
	三フッ化窒素（NF <sub>3</sub> ）	半導体製造でのドライエッチングや、これらの製造装置の洗浄に使用されている。

【資料：沼津市温室効果ガス排出量算定業務報告書】

計画で対象とする温室効果ガスと部門

部門		CO <sub>2</sub>	CH <sub>4</sub>	N <sub>2</sub> O	HFCs	PFCs	SF <sub>6</sub>	NF <sub>3</sub>
エネルギー起源 CO <sub>2</sub>	産業部門	●						
	業務その他部門	●						
	家庭部門	●						
	運輸部門	●						
エネルギー起源 CO <sub>2</sub> 以外	燃料の燃焼・工業プロセス		●	●				
	廃棄物部門	●	●	●				
	農業部門		●	●				
	代替フロン等				●	●	●	●

【資料：沼津市温室効果ガス排出量算定業務報告書】

## 第2節 地球温暖化の現状

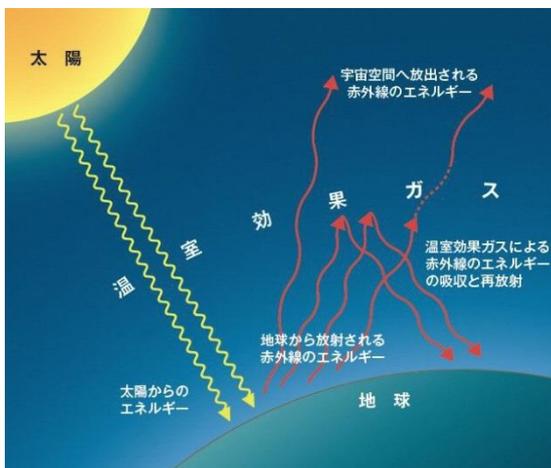
### 2-1 地球温暖化とは

#### ●地球温暖化とは何か

地球温暖化とは、大気中の温室効果ガスの濃度が高くなることにより、地球表面付近の温度が上昇することです。産業革命以降、人類による化石燃料の消費や森林の減少などにより、大量の温室効果ガスが排出され、大気中の温室効果ガスの濃度が上昇しました。温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン類などがあり、それぞれのガスが持つ温室効果の度合いは異なります。

地球温暖化は単に気温の上昇をもたらすだけではなく、気候システムが変化することにより、水資源や生態系、気象、健康など様々な分野に影響が及び気候変動の問題でもあります。

#### ●温室効果のメカニズム



温室効果のメカニズム  
【資料：環境省】

太陽から地球に降り注ぐ光は、直接、地球の表面を暖め、暖められた地表からは宇宙空間に熱（赤外線）が放出されます。その時に大気中に含まれる温室効果ガスが地表から宇宙へ逃げていく赤外線の一部を吸収し、熱として大気中に蓄積し、再び地表へ戻す働きをしています。この繰り返しにより、地表と大気が次第に暖かくなっていくことを「温室効果」といいます。

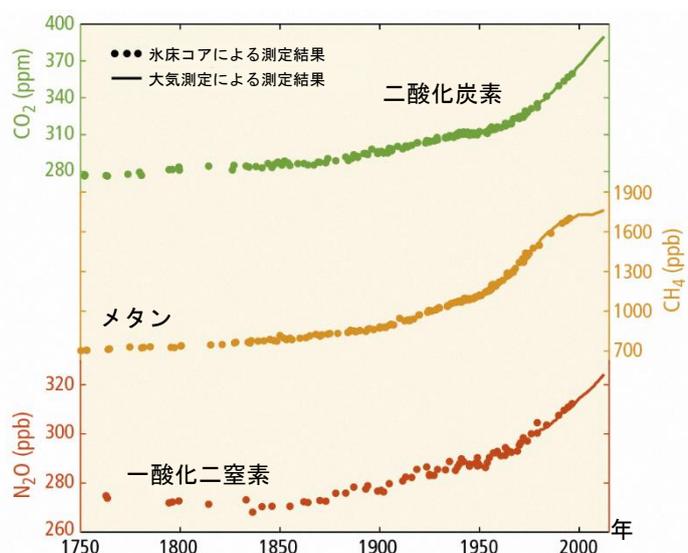
大気中に温室効果ガスが適度にあることにより、地表の平均気温は約 15℃に保たれますが、温室効果ガスの濃度が高くなると、地表の気温が高くなりすぎてしまいます。

#### ●温室効果ガス濃度の上昇と要因

人類の活動によって増加した温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン類などがあります。

二酸化炭素は地球温暖化に及ぼす影響が最も大きな温室効果ガスです。石炭や石油などの消費により大量の二酸化炭素が大気中に放出されている一方で、二酸化炭素の吸収源である森林が減少しています。これらの結果として大気中の二酸化炭素は年々増加しています。

このように、大気中の温室効果ガス濃度が高くなることで、より多くの熱が温室効果ガスに吸収されて、急速に地球温暖化が進行しつつあります。



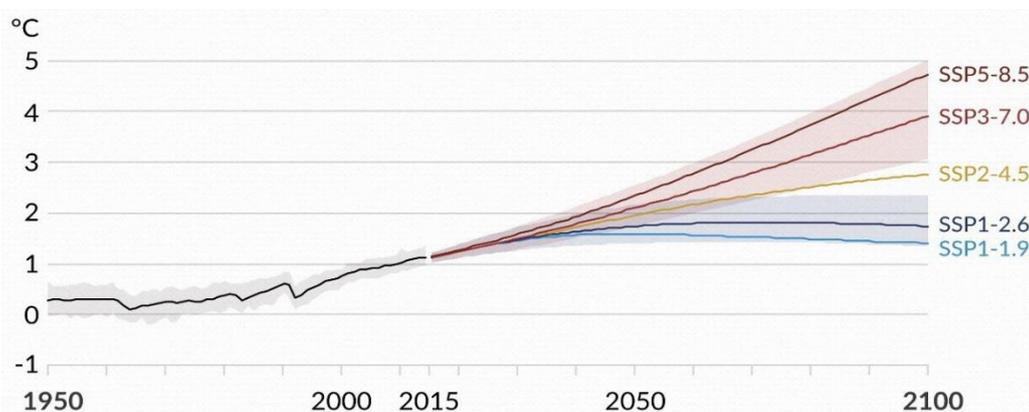
世界平均温室効果ガス濃度  
【資料：IPCC 第5次評価報告書統合報告書】

## 2-2 将来予測

### ●IPCCによる5つのシナリオ

「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」が発表した「第6次評価報告書・統合報告書」では、将来の社会経済の発展を仮定した共有社会経済経路（SSP）シナリオと放射強制力を組み合わせたシナリオから、主に5つのシナリオによって将来予測をしています。その結果、今後の1850年～1900年と比べて、「化石燃料依存型の下で気候政策を導入しない最大排出量シナリオ（SSP5-8.5）」の場合、2081年～2100年の世界の平均気温は3.3～5.7℃上昇、「持続可能な発展の下で気象上昇を1.5℃以下に抑えるシナリオ（SSP1-1.9）」をとった場合でも1.0～1.8℃上昇する可能性が高くなります。

SSP5-8.5：化石燃料依存型の発展の下で気候政策を導入しないシナリオ  
 SSP3-7.0：地域対立的な発展の下で気候政策を導入しないシナリオ  
 SSP2-4.5：中道的な発展の下で、気候政策を導入するシナリオ  
 SSP1-2.6：持続可能な発展の下で、気温上昇を2℃未満に抑えるシナリオ（21世紀後半にCO<sub>2</sub>排出正味ゼロ）  
 SSP1-1.9：持続可能な発展の下で、気温上昇を1.5℃以下に抑えるシナリオ（21世紀半ばにCO<sub>2</sub>排出正味ゼロ）



1850～1900年を基準とした世界平均気温の変化

【資料：IPCC 第6次評価報告書・第1作業部会報告書】

### ●2050年に向けた二酸化炭素の排出実質ゼロ

IPCCは2018（平成30）年10月に公表した「1.5℃特別報告書」の中で、地球温暖化による気温上昇を1.5℃に抑制するためには、二酸化炭素排出量を2050（令和32）年までに実質ゼロにする必要があるとしています。地球温暖化による影響を最小限に抑えるためには、日本を含めた世界全体で二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出を実質ゼロにしていく必要があります。



#### 1.5℃特別報告書

IPCCは2018（平成30）年10月、「1.5℃特別報告書」を公表しました。この報告書では、温暖化の影響は1.5℃の上昇でも大きいですが、2℃になるとさらに深刻になり、わずか0.5℃の気温上昇の差で温暖化の影響は大きく異なると警告し、1.5℃未満の抑制が必要であると訴えています。

##### 【1.5℃特別報告書の主な内容】

- 地球温暖化が進めば、早ければ2030（令和12）年にも世界の平均気温が産業革命前と比べて1.5度上昇する可能性が高い。
- 夏季における北極の海氷の消滅は、1.5℃だと100年に1回程度、2℃だと10年に1回程度。
- 気温上昇を1.5℃に止めることはまだ可能であるが、そのためには社会の全部門でかつてない変革が必要である。2030（令和12）年までに二酸化炭素排出量を半減し、2050（令和32）年までに実質排出ゼロが必要である。

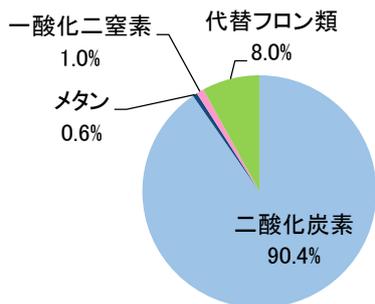
## 第3節 温室効果ガス排出量の現状

### 3-1 温室効果ガス排出量

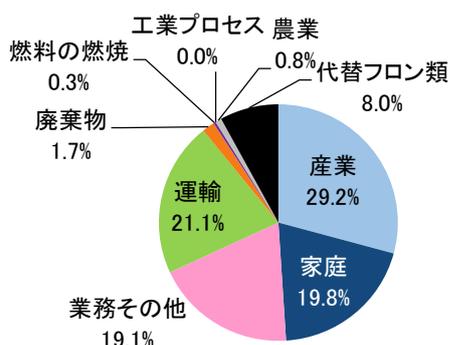
#### ●温室効果ガス排出量の現状

本市の市域全域から排出された2021（令和3）年度の温室効果ガス排出量は、1,322.7千t-CO<sub>2</sub>です。

温室効果ガス別では、二酸化炭素が全体の90.4%を占めています。また、部門別では、産業部門が全体の29.2%を占め、次いで運輸部門（21.1%）、家庭部門（19.8%）、業務その他部門（19.1%）の順となっています。



温室効果ガスの構成比（2021年度）



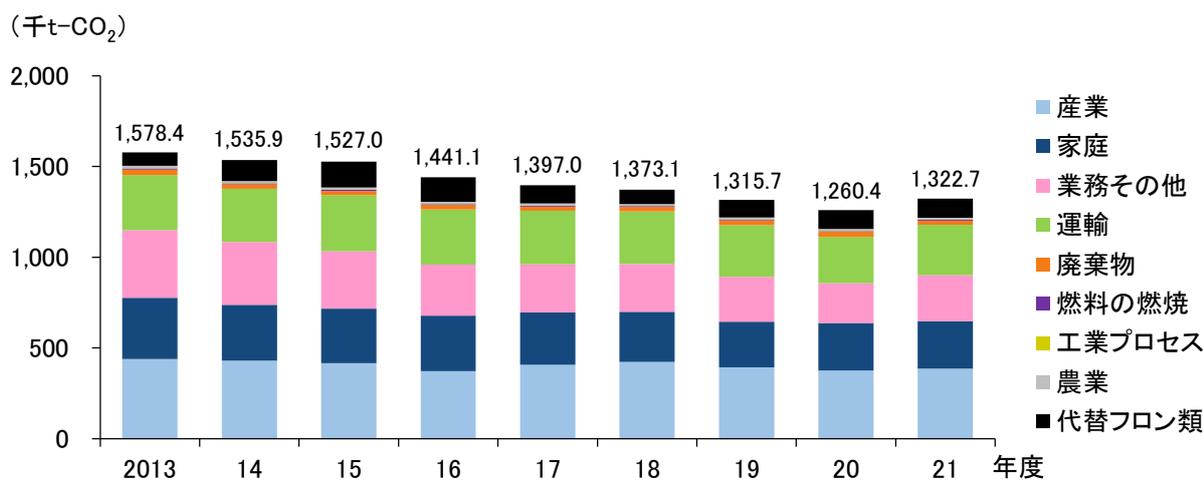
部門別温室効果ガスの構成比（2021年度）

【資料：沼津市温室効果ガス排出量算定業務報告書】

#### ●温室効果ガス排出量の推移

2013（平成25）年度を基準とした推移では、本市における2021（令和3）年度の温室効果ガス排出量は全体で16.2%減少しています。ガス別にみると代替フロン等（ハイドロフルオロカーボン、六フッ化硫黄）以外の二酸化炭素（-19.0%）、メタン（-30.1%）、一酸化二窒素（-10.7%）はいずれも減少しています。

部門別では、代替フロン等（+39.9%）以外の部門はいずれも減少しており、最も減少しているのが業務その他部門（-31.8%）次いで燃料の燃焼（-27.3%）、廃棄物（-26.6%）の順となっています。



温室効果ガス排出量の推移（部門別）

【資料：沼津市温室効果ガス排出量算定業務報告書】

温室効果ガス排出量の推移（ガス別・部門別）

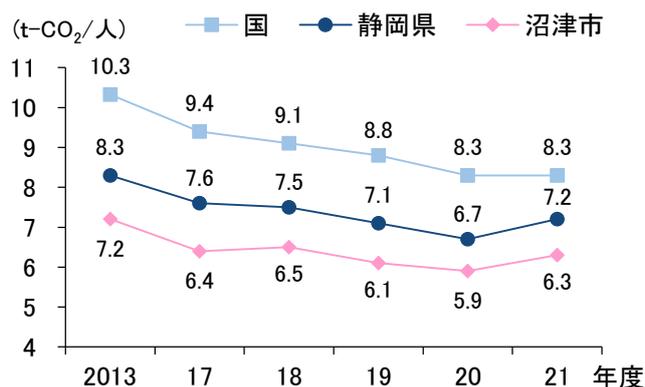
項目	2013 (H25) 年度排出量	2021 (R3) 年度			
		排出量	2013 (H25) 年度差	2013 (H25) 年度比	
<b>ガス別</b>					
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	1,476.1	1,195.6	-280.5	-19.0%	
メタン (CH <sub>4</sub> )	12.0	8.4	-3.6	-30.1%	
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	15.1	13.5	-1.6	-10.7%	
代替フロン等	ハイドロフルオロカーボン (HFCs)	66.4	98.8	+32.4	+48.8%
	パーフルオロカーボン (PFCs)	0.0	0.0	0.0	—
	六フッ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	8.9	6.5	-2.4	-26.8%
	三フッ化窒素 (NF <sub>3</sub> )	0.0	0.0	0.0	—
	合計	75.3	105.3	+30.0	+39.9%
<b>部門別</b>					
産業部門	439.3	386.4	-52.9	-12.0%	
家庭部門	337.9	261.4	-76.5	-22.6%	
業務その他部門	371.0	252.8	-118.1	-31.8%	
運輸部門	305.1	279.1	-26.0	-8.5%	
燃料の燃焼	6.2	4.5	-1.7	-27.3%	
工業プロセス	0.1	0.2	0.0	+11.5%	
廃棄物部門	30.2	22.2	-8.0	-26.4%	
農業部門	13.4	10.9	-2.5	-18.4%	
代替フロン等	75.3	105.3	+30.0	+39.9%	
合計	1,578.4	1,322.7	-255.7	-16.2%	

注) 端数処理の関係上、温室効果ガス排出量の和や比が合計値と合わない場合がある。

【資料：沼津市温室効果ガス排出量算定業務報告書】

### 3-2 1人当たり二酸化炭素排出量

温室効果ガスの約9割を占める二酸化炭素排出量について、国や静岡県と比較するため、1人当たり二酸化炭素排出量を算定しました。2021（令和3）年度における、本市の1人当たり二酸化炭素排出量は6.3t-CO<sub>2</sub>/人で、国や静岡県よりも少ない値で推移しています。また、本市の推移をみると、2013（平成25）年度以降は減少傾向が続いていましたが、2021（令和3）年度は増加に転じています。



1人当たり二酸化炭素排出量

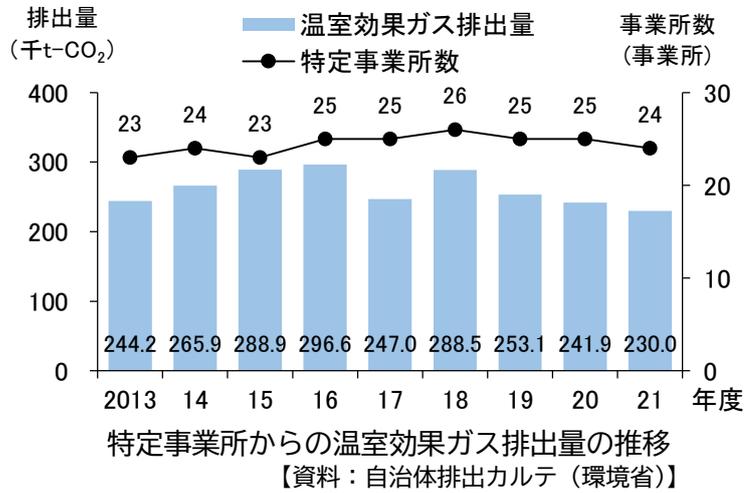
【資料：沼津市温室効果ガス排出量算定業務報告書、温室効果ガス排出量算定調査（静岡県）、日本国温室効果ガスインベントリ報告書（国立環境研究所）】

### 3-3 特定事業者からの温室効果ガス排出量

「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、一定以上の温室効果ガスを排出する事業所（特定事業所）を所有する事業者（特定事業所排出者）に、毎年、自らの温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することが義務づけられています。

2021（令和3）年度現在、本市にはエネルギー起源二酸化炭素の算定・報告を行っている特定事業所が産業部門（製造業）の19事業所、業務その他部門の5事業所の計24事業所あります。

2021（令和3）年度の特定事業所からの二酸化炭素排出量は、産業部門（製造業）が180.1千t-CO<sub>2</sub>、業務その他部門が49.8千t-CO<sub>2</sub>でした。2013（平成25）年度以降の特定事業所からの二酸化炭素排出量は、増減を繰り返しながら減少傾向にあります。

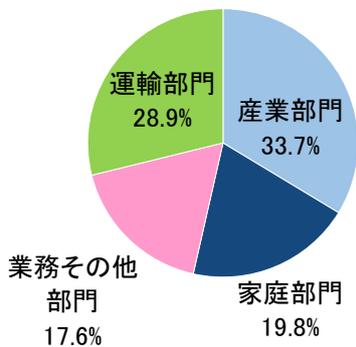


## 第4節 エネルギーの現状

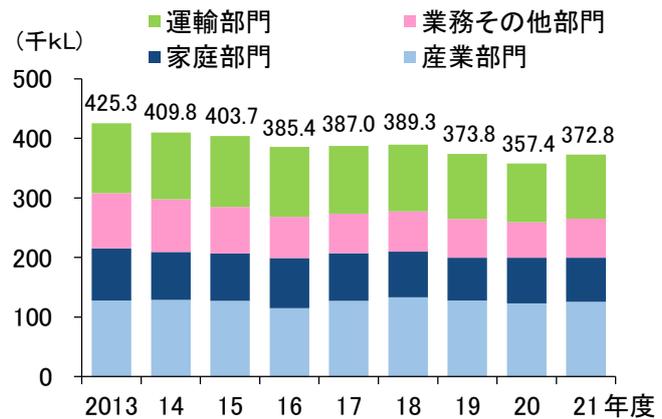
### 4-1 エネルギー使用量

#### ●部門別のエネルギー使用量

2021（令和3）年度におけるエネルギー使用量（原油換算）は合計372.8千kLであり、産業部門が全体の33.7%を占めており、次いで運輸部門（28.9%）、家庭部門（19.8%）、業務その他部門（17.6%）の順となっています。2013（平成25）年度を基準とした推移をみると、2021（令和3）年度は、全体で12.3%減少しています。部門別にみると、いずれの部門も増減はあるものの、年々減少傾向にあります。最も減少割合が高いのが業務その他部門（-29.2%）であり、次いで家庭部門（-15.7%）、運輸部門（-8.3%）、産業部門（-1.5%）です。



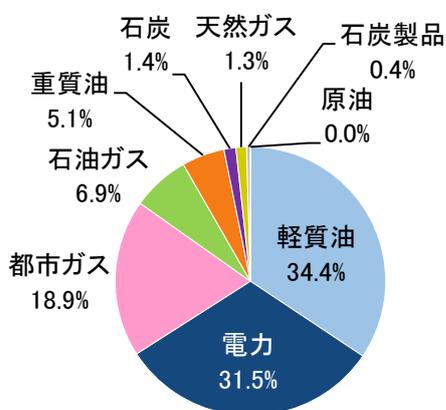
部門別エネルギー使用量  
(2021年度)  
【資料：沼津市温室効果ガス排出量算定業務報告書】



部門別エネルギー使用量（原油換算）の推移  
【資料：沼津市温室効果ガス排出量算定業務報告書】

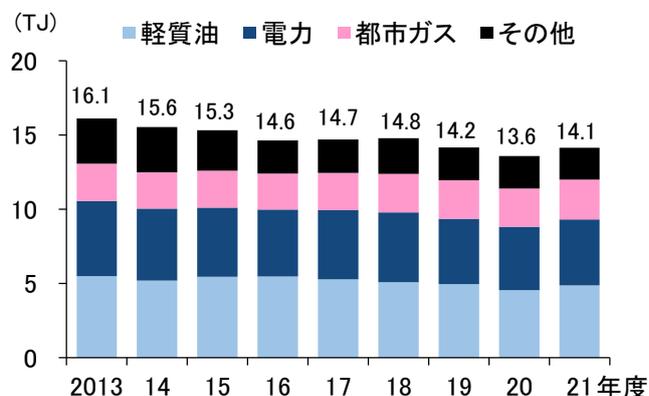
### ●種類別のエネルギー使用量

2021（令和3）年度における、種類別のエネルギー使用量（熱量換算）の内訳は、軽質油（ガソリン、軽油、灯油、ナフサ）が全体の34.4%を占めており、次いで電力（31.5%）、都市ガス（18.9%）の順となっています。2013（平成25）年度を基準とした種類別のエネルギー使用量の推移をみると、2021（令和3）年度のエネルギー消費量は12.3%減少しています。



種類別エネルギー使用量  
(2021年度)

【資料：沼津市温室効果ガス排出量  
算定業務報告書】



種類別エネルギー使用量（熱量換算）の推移

【資料：沼津市温室効果ガス排出量  
算定業務報告書】

### エネルギー使用量の推移

部門	2013 (H25) 年度エネルギー 使用量	2021 (R3) 年度		
		エネルギー 使用量	2013 (H25) 年度差	2013 (H25) 年度比
<b>部門別エネルギー使用量【千 kL】</b>				
産業部門	127.5	125.6	-1.9	-1.5%
家庭部門	87.7	73.9	-13.8	-15.7%
業務その他部門	92.6	65.6	-27.1	-29.2%
運輸部門	117.4	107.6	-9.8	-8.3%
合計	425.3	372.8	-52.5	-12.3%
<b>種類別エネルギー使用量【TJ】</b>				
石炭	584.1	201.0	-383.1	-65.6%
石炭製品	36.9	63.1	+26.3	+71.2%
原油	0.5	0.0	-0.5	-99.6%
軽質油	5,489.1	4,864.2	-624.9	-11.4%
重質油	854.8	722.6	-132.1	-15.5%
石油ガス	1,155.7	977.1	-178.6	-15.5%
天然ガス	414.5	179.4	-235.1	-56.7%
都市ガス	2,522.0	2,677.8	+155.7	+6.2%
電力	5,062.5	4,455.7	-606.8	-12.0%
合計	16,120.1	14,140.9	-1,979.2	-12.3%

注) 端数処理の関係上、エネルギー使用量の和や比が合計値と合わない場合がある。

【資料：沼津市温室効果ガス排出量算定業務報告書】

## 4-2 再生可能エネルギー

### ●再生可能エネルギー発電事業と景観・自然環境・生活環境との調和

本市では、美しい景観や豊かな自然環境、安全・快適な生活環境と再生可能エネルギー発電事業との調和を図り、地域の発展につなげていくため、2020（令和2）年9月に「沼津市景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」を施行しました。条例では抑制区域の指定、説明会の開催、届出、市長の同意などについて規定しており、太陽光発電事業及び風力発電事業が対象となります。

### ●再生可能エネルギーの導入ポテンシャル量

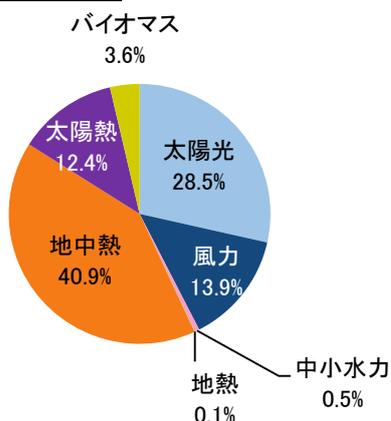
環境省「自治体再エネ情報カルテ」及び「ふじのくに緑の分権改革報告書」によると、本市の再生可能エネルギー全体（発電及び熱利用）の導入ポテンシャルは合計 15,741.8TJ（テラジュール）/年で、地中熱（40.9%）が最も多く、次いで、太陽光（28.5%）、風力（13.9%）、太陽熱（12.4%）、バイオマス\*（3.6%）、中小水力（0.5%）、地熱（0.1%）の順となっています。

再生可能エネルギーの発電の導入ポテンシャルの合計値は 2,044.4GWh/年ですが、2023（令和5）年度の導入実績は 67.5GWh/年であり、利用率（導入ポテンシャルに占める割合）は 3.3%です。

本市の太陽光発電の導入ポテンシャルは、建物系はその他建物、戸建住宅等、土地系は畑、荒廃農地・再生利用困難が多くなっています。

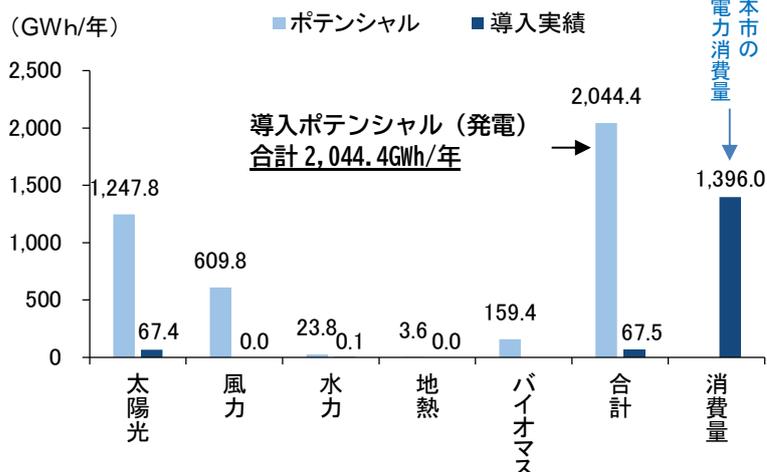
\*：「ふじのくに緑の分権改革報告書」（2010（平成22）年9月）より引用

導入ポテンシャル（発電+熱利用）  
合計 15,741.8TJ



本市の再生可能エネルギー導入ポテンシャル（発電・熱利用）

【資料：環境省・自治体再エネ情報カルテ、ふじのくに緑の分権改革報告書】



本市の再生可能エネルギー導入ポテンシャル（発電）と導入実績量（2023年度）

注）導入実績量は固定価格買取制度（FIT）のデータ。

【資料：環境省・自治体再エネ情報カルテ】

本市の再生可能エネルギー導入ポテンシャル（発電・熱利用）

区分		導入ポテンシャル	単位	構成比
太陽光	建物系+土地系	4,491.8	TJ/年	28.5%
風力	陸上風力	2,195.0	TJ/年	13.9%
中小水力	河川	85.7	TJ/年	0.5%
地熱	バイナリー+低温バイナリー（53~120℃）	13.0	TJ/年	0.1%
バイオマス	ごみ+林産系	573.7	TJ/年	3.6%
太陽熱		1,947.2	TJ/年	12.4%
地中熱		6,435.2	TJ/年	40.9%
合計		15,741.8	TJ/年	100.0%

注）太陽光、風力、中小水力、地熱、バイオマスの導入ポテンシャルは 1GWh=3.6TJ で換算。

【資料：自治体再エネ情報カルテ、ふじのくに緑の分権改革報告書】

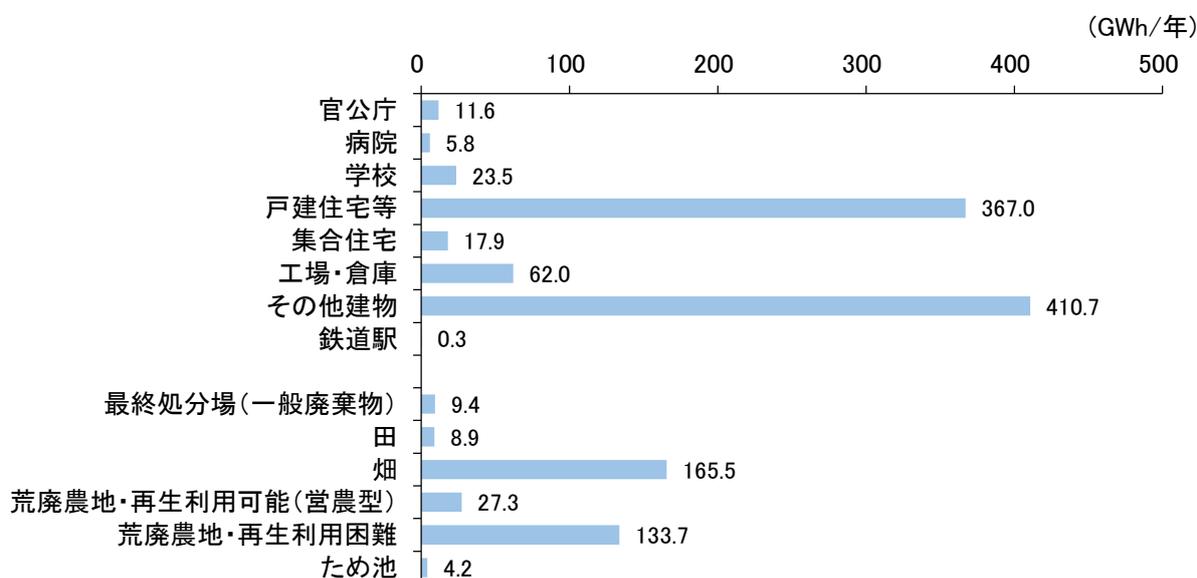
本市の再生可能エネルギー（発電）導入ポテンシャルと導入実績量（発電）（2023（令和5）年度）

区分		導入ポテンシャル	単位	区分		導入実績量	単位	利用率
太陽光	建物系	898.9	GWh/年	太陽光	10kW未満	33.8	GWh/年	5.4%
	土地系	349.0	GWh/年		10kW以上	33.5	GWh/年	
	小計	1,247.8	GWh/年		小計	67.4	GWh/年	
風力	陸上風力	609.8	GWh/年	風力	0.0	GWh/年	0.0%	
中小水力	河川	23.8	GWh/年	中小水力	0.1	GWh/年	0.4%	
地熱	バイナリー+ 低温バイナリー (53~120℃)	3.6	GWh/年	地熱	0.0	GWh/年	0.0%	
バイオマス	ごみ、林産系	159.4	GWh/年	バイオマス	0.0	GWh/年	0.0%	
合計		2,044.4	GWh/年	合計	67.5	GWh/年	3.3%	

注1) 導入実績量は2023（令和5）年度。

注2) 利用率=導入実績量/導入ポテンシャル

【資料：自治体再エネ情報カルテ】



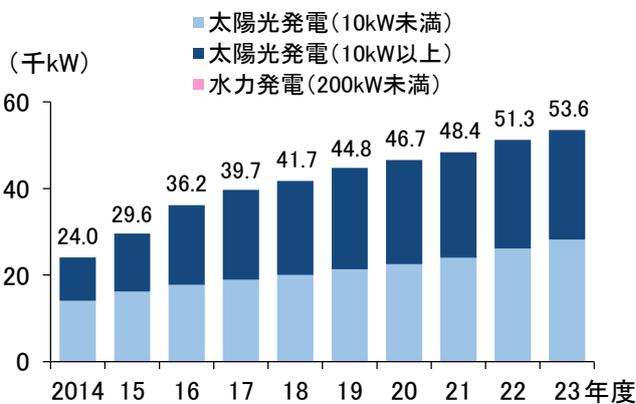
本市の太陽光発電の導入ポテンシャル

【資料：自治体再エネ情報カルテ】

### ●再生可能エネルギーの発電利用

「固定価格買取制度情報公表用ウェブサイト」によると、本市の2023（令和5）年度における再生可能エネルギー発電の導入容量は約5.3万kWであり、ほとんどが太陽光発電です。このうち、10kW未満（主に家庭用）が約2.8万kW、10kW以上（主に事業用）が約2.5万kWです。

環境省の「自治体排出量カルテ」によると、本市の2023（令和5）年度における再生可能エネルギー発電の導入実績量は67.5GWh/年であり、これは本市全域における電力消費量約1,396.0GWhの約4.8%に相当しますが、全国（19.3%）及び静岡県（21.5%）よりも低い割合となっています。



再生可能エネルギー導入実績の推移

【資料：再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法・情報公表用ウェブサイト】

### ●公共施設における再生可能エネルギーの導入

本市では、公共施設の一部に太陽光発電を導入しており、市内の小中学校 38 校にはすでに導入済みです。農地では営農型ソーラーシェアリングが進められています。また、本市の管理する「戸田饗の里公園小水力発電」(19.9kW) が戸田地区にあるほか、新中間処理施設でごみ発電（設備容量 3,850kW、年間発電量 24,750MWh）が 2029（令和 11）年度から稼働予定となっています。

### ●既存住宅の太陽光発電システムと充電設備への補助

本市は、地球温暖化対策として、脱炭素社会や循環型社会の実現に向け、新エネ・省エネ設備導入等の動機づけとなることを目的に、補助事業を実施しています。例えば 2024（令和 6）年度は、既存住宅を対象として、太陽光発電システムと蓄電池(定置用リチウムイオン蓄電池または V2H 対応型充電設備)を連系することにより、自然エネルギーを蓄電して夜間や災害時にも自立的エネルギーの確保が可能な住宅づくりを推進しています。また、既存住宅の断熱性能を上げるリフォームについても補助の対象としています。

新エネ・省エネ機器設置及び省エネリフォーム補助金申請件数の推移（単位は件）

年度	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
太陽光発電システム+定置用リチウムイオン蓄電池	15	26	32	36	37
家庭用燃料電池	20	9	14	3	2
床・壁・天井の断熱工事	3	4	1	5	1
窓の断熱	18	17	11	16	21
高断熱浴槽	30	-	-	-	-
強制循環型太陽熱利用システム	-	-	3	-	-
合計	86	56	61	60	61

注) 2020（令和 2）年度～2024（令和 6）年度に実績があるものだけ表示した。

【資料：環境政策課】

令和7年度

**新エネ・省エネ機器設置及び省エネリフォーム  
を実施する方を対象に補助金を交付します！**

沼津市では、地球温暖化の主な原因である二酸化炭素の排出量を削減するため、既存の住宅において、新エネ・省エネ機器を新たに導入設置される方及び省エネリフォームを実施する方に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。

#### 対象メニュー

##### <対象機器設置>

1. 太陽光発電システムと、定置用リチウムイオン蓄電池または V2H 対応型充電設備との同時設置
2. 家庭用燃料電池の新規設置



##### <対象リフォーム工事>

1. 床、壁、天井の断熱工事
2. 窓の断熱工事



新エネ・省エネ機器設置及び省エネリフォーム補助金のお知らせ（2025 年度）

【資料：環境政策課】

## 第5節 削減目標

### 5-1 基準年度と目標年度の設定

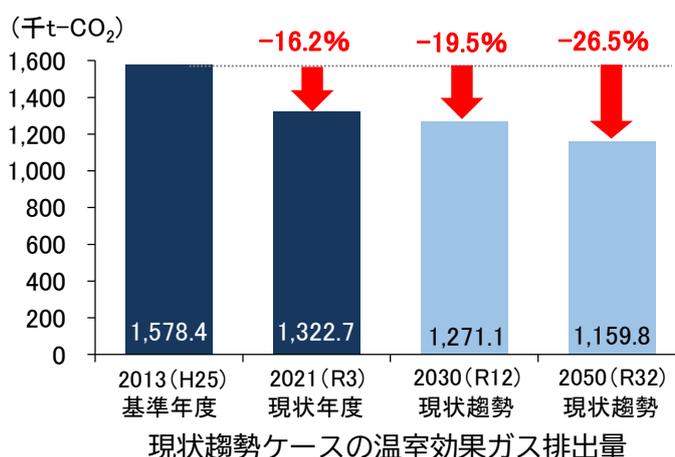
国の「地球温暖化対策計画」に基づき、本計画の基準年度は2013（平成25）年度、目標は2030（令和12）年度、2050（令和32）年度とします。

### 5-2 現状趨勢ケースの推計

今後、追加的な対策を見込まないまま推移した場合の温室効果ガス排出量「現状趨勢ケース」は、2012（平成24）年度から2021（令和3）年度の活動量実績の傾向から将来の活動量を想定して推計しました。

現状趨勢ケースの温室効果ガス排出量は、2013（平成25）年度比で2030（令和12）年度が-19.5%、2050（令和32）年度が-26.5%と推計されます。

※詳細は資料編を参照



### 5-3 対策実施ケースの推計

2030（令和12）年度、2050（令和32）年度の対策実施ケースの検討を行いました。具体的には、現状趨勢ケースから削減見込量を差し引くことで、対策実施ケースを推計しました。

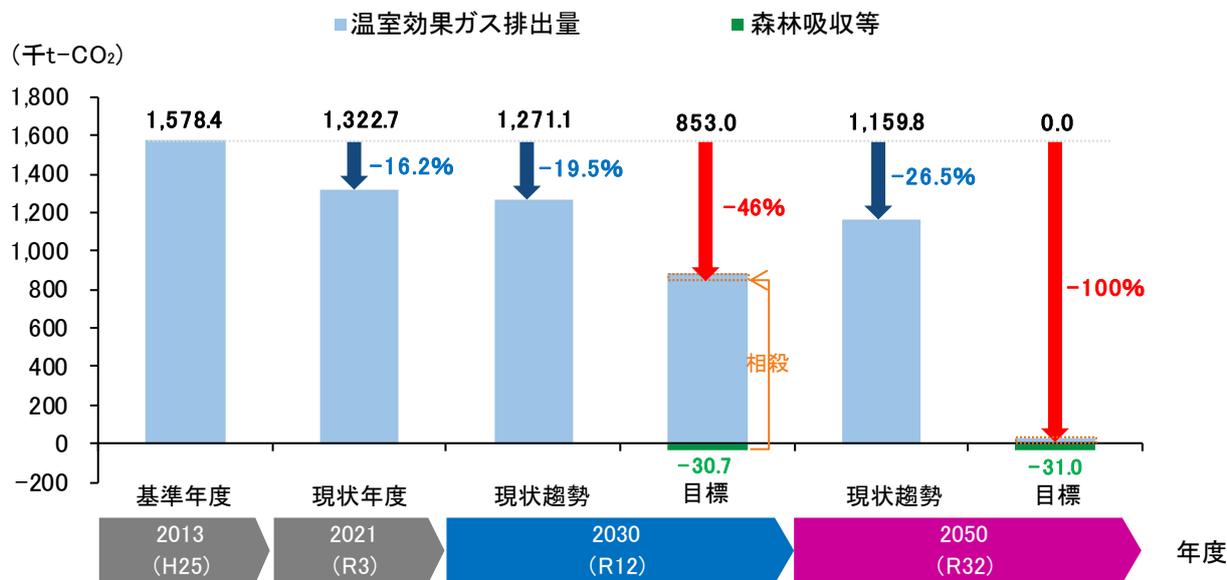
なお、2050（令和32）年度は国の計画などにおいても削減見込量が設定されていないことや、長期的な条件設定が困難なことから、2050（令和32）年度にカーボンニュートラルを実現するための目安として設定しました。

対策実施ケースの温室効果ガス排出量（単位は千 t-CO<sub>2</sub>）

項目	部門	2030 年度	2050 年度	
現状趨勢ケース	温室効果ガス全体①	1,271.1	1,159.8	
削減見込量	産業部門	100.4	228.2	
	家庭	84.1	223.2	
	業務その他	92.1	202.7	
	運輸	26.1	116.7	
	廃棄物処理	二酸化炭素	4.8	12.8
		二酸化炭素以外	0.7	0.7
	農業	0.3	8.7	
	代替フロン類	35.3	35.3	
	上記合計②	343.7	828.1	
	再生可能エネルギー③	43.8	300.7	
森林吸収等④	30.7	31.0		
	削減見込量合計⑤=②+③+④	418.1	1,159.8	
対策実施ケース	温室効果ガス全体①-⑤	853.0	0.0	

### 5-4 削減目標

本実行計画の削減目標を以下のように設定します。



温室効果ガス排出量の削減目標

温室効果ガス排出量の削減目標 (千t-CO<sub>2</sub>)

部門	2013 (H25) 年度	2021 (R3) 年度	2030 (R12) 年度		2050 (R32) 年度		
	基準年度	現状年度	現状趨勢	目標	現状趨勢	目標	
産業	439.3	386.4	359.2	258.8	357.7	129.5	
家庭	337.9	261.4	272.9	188.8	249.0	25.8	
業務その他	371.0	252.8	238.6	146.5	205.5	2.8	
運輸	305.1	279.1	263.5	237.5	227.3	110.6	
廃棄物処理	CO <sub>2</sub>	22.8	15.9	16.3	11.5	15.3	2.5
	CO <sub>2</sub> 以外	7.4	6.3	6.4	5.7	6.5	5.9
燃料の燃焼	6.2	4.5	4.2	4.2	4.2	4.2	
工業プロセス	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	
農業	13.4	10.9	10.4	10.1	8.7	0.0	
代替フロン類	75.3	105.3	99.4	64.1	85.6	50.3	
上記合計	1,578.4	1,322.7	1,271.1	927.5	1,159.8	331.7	
再生可能エネルギー※				-43.8		-300.7	
排出量合計	1,578.4	1,322.7	1,271.1	883.7	1,159.8	31.0	
森林吸収等				-30.7		-31.0	
排出量合計－森林吸収等				853.0		0.0	
削減率 (2013 (平成 25) 年度比)				-46.0%		-100.0%	

注) 端数処理の関係上、各項目の和が合計値と合わない場合がある。

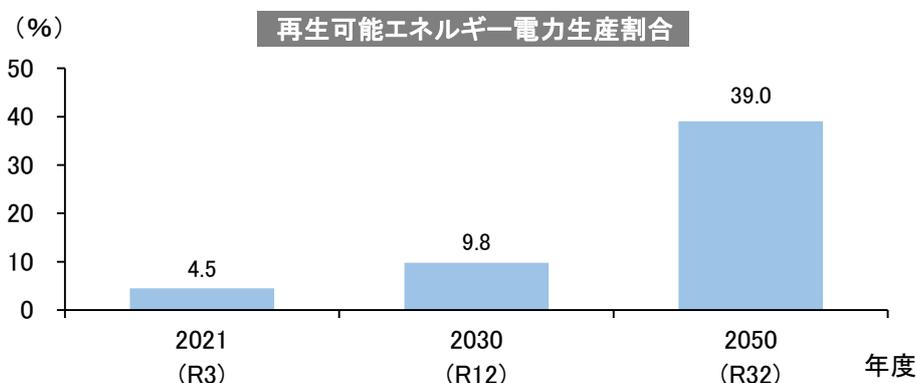
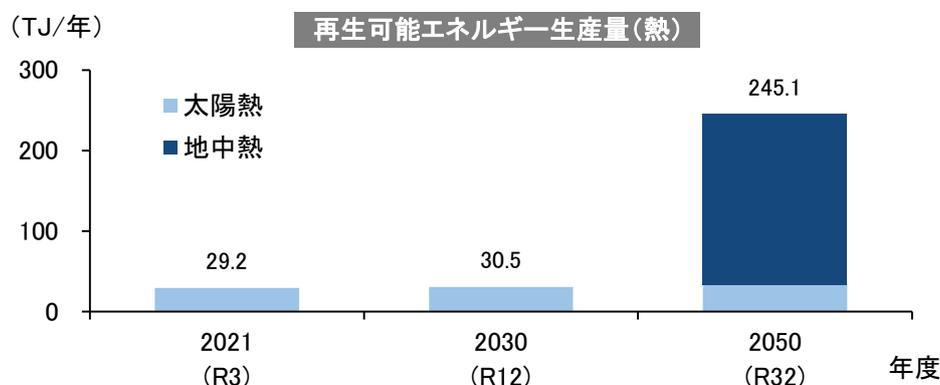
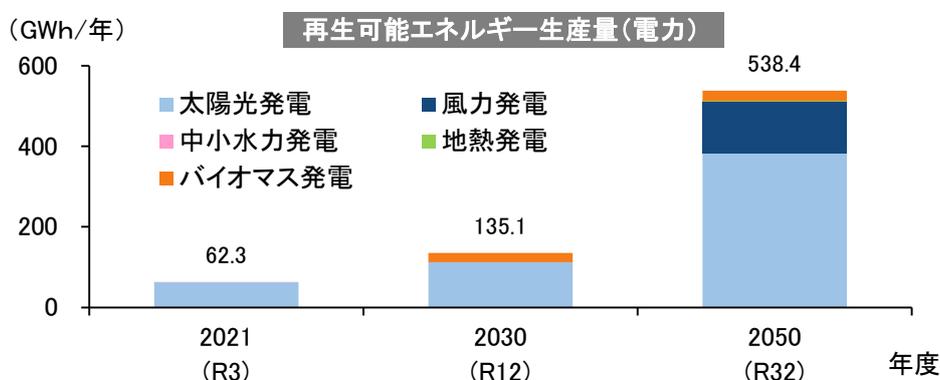
※再生可能エネルギーによる削減量は、太陽光発電などの利用によって化石燃料由来の電力や熱を代替することで、本来排出されるはずだった二酸化炭素を未然に防いだ量を算定したものである。

## 5-5 再生可能エネルギー導入目標

本市の再生可能エネルギーの導入量を評価する目標指標として、①再生可能エネルギー生産量、②再生可能エネルギー電力生産割合を「地方公共団体における長期脱炭素シナリオ作成方法とその実現方策に係る参考資料（Ver1.0）」（環境省、2021年3月）を参考に設定しました。

再生可能エネルギー導入目標の定義

再生可能エネルギー生産量	「再生可能エネルギー生産量」とは、再生可能エネルギーの発電や熱供給を行う設備から生産されるエネルギー量（電力（GWh）、熱（TJ））の大きさです。
再生可能エネルギー電力生産割合	「再生可能エネルギー電力生産割合」とは、本市の電力消費量のうち、再生可能エネルギーで賄う電力量の割合です。なお、2030（令和12）年度、2050（令和32）年度の区域の電力消費量は、2021（令和3）年度と同じと想定しました。 再生可能エネルギー電力生産割合（%）＝再生可能エネルギー発電電力量（GWh）/区域の電力消費量（GWh）



再生可能エネルギー生産量（電力、熱）・再生可能エネルギー電力生産割合

## 第6節 将来ビジョンと地球温暖化・緩和に関する対策・施策

本市が目指す「ゼロカーボンシティ NUMAZU2050」の各部門における取組は以下のとおりです。



## 6-1 総合的な地球温暖化対策

※特に重点的に取り組んでいくものに【重点取組】と表示

### ●脱炭素社会に向けた仕組みづくり

項目	取組内容
ゼロカーボンシティの宣言・普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ゼロカーボンシティ NUMAZU2050」に基づき、市の率先した取組の下で市民・事業者が一体となり、2050年カーボンニュートラルを目指す。</li> </ul>
地球温暖化対策実行計画などの策定・推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>「沼津市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づき、沼津市域における地球温暖化防止活動を推進する。</li> <li>沼津市域の温室効果ガス排出量を算定し、毎年公表する。</li> <li>「第6期沼津市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、市の事務事業における地球温暖化防止活動を推進する。</li> <li>地球温暖化防止活動の周知・啓発を行う。【重点取組】</li> </ul>
SDGsの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境基本計画や地球温暖化対策実行計画にSDGsの目標を位置づけ、2030（令和12）年に向けた目標の達成に寄与する。</li> </ul>
環境マネジメントシステムの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者や団体向けに、環境マネジメントシステムの普及啓発と導入支援を行う。</li> </ul>
民間事業者連携プロジェクトの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>産学官連携による沼津市版スマートシティ「X-Tech NUMAZU」を推進する。</li> </ul>
再エネ関連イニシアティブの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体版RE100の調査研究、参加の検討を行う。</li> <li>事業者や団体向けに、RE-Action活動のPRや参加推奨を行う。</li> </ul>
カーボンプライシングの普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者や団体向けに、J-クレジット制度や排出権取引制度などのカーボンプライシングの普及啓発と活用支援を行う。</li> <li>森林整備におけるJ-クレジット制度の調査研究をする。</li> </ul>
グリーンファイナンスの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>脱炭素化に資するグリーンファイナンスの手法等の調査研究と、活用の検討を行う。</li> </ul>
ノンフロン製品または温暖化係数の低い製品導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>代替フロン類を使用している製品ではなく、ノンフロン製品または温暖化係数の低い製品の購入を促進する。</li> </ul>
フロン類の回収	<ul style="list-style-type: none"> <li>「フロン排出抑制法」「家電リサイクル法」「自動車リサイクル法」に基づくフロン類の回収徹底の啓発を行う。</li> </ul>
フロンガス使用製品の適正な処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>「フロン排出抑制法」に基づき、フロン類を使用している業務用冷凍空調機器の点検等を徹底する。</li> </ul>

### ●環境教育の推進

項目	取組内容
環境教育・環境保全活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域・学校における環境教育を推進する。【重点取組】</li> <li>幅広い世代を対象とした環境教育を推進する。【重点取組】</li> <li>市・事業者・学校が連携した環境教育を推進する。【重点取組】</li> <li>地球温暖化に関する環境情報を提供する。</li> </ul>
環境ビジネスの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>地球温暖化に関する環境ビジネスを推進・支援する。</li> </ul>
グリーン購入	<ul style="list-style-type: none"> <li>グリーン購入の普及啓発を行う。</li> </ul>

## 6-2 脱炭素な交通の普及とまちづくり

### ●脱炭素な交通の普及

項目	取組内容
自動車の使用自粛	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車利用の自粛について啓発する。</li> <li>エコ通勤の取組を促進する。</li> </ul>
エコドライブの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>エコドライブを推進する。</li> <li>運輸業者に対してアイドリングストップ支援機器の導入を促進する。</li> </ul>
次世代自動車・トップランナー基準適合自動車の普及促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>次世代自動車（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車など）の導入を普及啓発する。【重点取組】</li> <li>公共施設や事業所へのEV充電施設の設置、家庭へのV2Hの設置を促進する。</li> <li>公用車のEV化、太陽光発電による充電施設（再エネ充電ステーション）の整備により、公用車ゼロカーボン・ドライブを推進する。</li> <li>燃費基準の高い自動車の普及を促進する。</li> </ul>
超小型モビリティの導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>超小型モビリティ、電動キックボード（電動マイクロモビリティ）などの普及を促進する。</li> </ul>
カーシェアリングの普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>カーシェアリングEVの普及を促進する。</li> <li>公用車のEV化・太陽光発電による充電設備の整備を推進するとともに、カーシェアリングによる効率的な運用を図る。</li> </ul>
交通代替の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>テレワークや移住を推進する。</li> </ul>
自動車交通需要の調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>出前講座やイベントの機会を通じて、モビリティ・マネジメントを実施する。</li> </ul>
公共交通機関の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共交通機関や自転車・徒歩による利用を促進する。</li> <li>バスなどの利便性の向上を図る。</li> <li>企画乗車券やフリーパスなどの検討を行う。</li> <li>高齢ドライバーの公共交通への転換を促進するため、高齢者の運転免許証自主返納を支援する。</li> <li>EVバスなどの新たなモビリティツールの導入を推進する。</li> </ul>
自転車の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>「沼津市自転車活用推進計画」を推進する。</li> <li>日常生活における自転車の利用を促進する。</li> <li>民間事業者と連携してシェアサイクルを推進する。</li> <li>安全で快適な自転車通行空間の確保、駐輪場の適切な整備を図る。</li> </ul>
道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>「沼津市都市計画道路の整備方針」に基づく路線の整備・見直しを行う。</li> <li>道路整備に合わせ、交差点の改良を検討する。</li> </ul>
市街地への乗り入れ制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心市街地における駐車場配置の適正化と併せて公共交通の利用を促進する。</li> <li>フリッジ駐車場導入の可能性や附置義務駐車場条例の見直しを検討する。</li> </ul>
自動運転の実装	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動運転技術の導入など、高効率な移動手段を採用する。</li> </ul>
道路の脱炭素化	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路の脱炭素化を総合的に推進する。</li> <li>道路照明のLED化を推進する。</li> <li>建設機械の電動化やGX建設機械の導入を推進する。</li> <li>低炭素アスファルト合材や低炭素型コンクリートなどの脱炭素材料の導入を促進する。</li> </ul>

## ●脱炭素なまちづくりの推進

項目	取組内容
脱炭素型地区・街区の形成	・避難所・過疎地などエネルギーの課題がある地域で再生可能エネルギー及びマイクログリッドの構築により、レジリエンスを強化する。
郊外開発の抑制	・沼津市立地適正化計画による都市機能の誘導を図る。
トランジットモールの整備	・沼津駅周辺総合整備事業における環境に配慮した都市空間の創出を図る。
中心市街地・公共交通軸上への居住・就業推進	・沼津駅周辺土地区画整理事業として既存市街地と一体的な面的整備を行い、街路樹などの植樹帯の整備・管理によって緑地を推進し、電線の地中化による景観の保全に努め、新しい都心核の形成や良好な都市居住環境の整備などを図る。
グリーンインフラの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地のヒートアイランド現象緩和や二酸化炭素吸収を目的とし、公共施設や民有地において、建築物の壁面緑化・屋上緑化、敷地内緑化を推進します。</li> <li>・保水性・透水性舗装の採用を促進することで、道路・歩道・建築物敷地の熱環境の改善を図るとともに、クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）の確保と連携した緑陰空間の創出に取り組みます。</li> <li>・緑と水によるネットワーク（生態系ネットワーク）の形成を推進し、都市の緑地や水辺空間の連続性を確保することで、二酸化炭素吸収機能と生態系保全機能の双方を強化します。</li> </ul>

## 6-3 省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの普及

### ●産業部門・業務その他部門における取組の推進

項目	取組内容
工場やオフィスなど建築物の省エネ化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物省エネ法に基づく届出・表示・性能向上計画認定の円滑な運用、ZEB化の普及啓発を行う。</li> <li>・工場やオフィスなど新築建築物のZEB化を推進する。</li> <li>・公共施設のZEB化を推進する。</li> <li>・環境負荷の少ない公共施設の整備を行う。</li> </ul>
高効率設備・機器の普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設において、省エネルギー機器・設備の導入を行う。</li> <li>・蛍光灯の製造禁止等を踏まえ、公共施設や事業所のLED化を推進する。</li> <li>・事業者に対してESCO事業による省エネ化について、普及啓発する。</li> <li>・中小事業者における高効率設備・機器の導入を支援する。</li> </ul> <p><b>【重点取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運用管理による省エネを促進するためにBEMSの導入を促進する。</li> <li>・高効率設備・機器の普及を促進する。</li> </ul>
省エネ診断	・中小事業者における省エネ診断について普及啓発する。
農林水産業の省エネ対策	・農林水産業における省エネ化に関する普及啓発を行う。
温暖化対策関連製品製造事業者の支援	・「X-Tech NUMAZU」をベースとしたエネルギーコンソーシアムの構築を検討する。
省エネ行動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者中心の脱炭素推進組織へ参画し、連携を図る。</li> <li>・省エネルギー行動の普及啓発を図る。</li> </ul>

### ●家庭部門における取組の推進

項目	取組内容
住宅など建築物の省エネ化	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 建築物の省エネ化、ZEH化を推進する。</li> <li>• 新築住宅のZEH化・ZEH-M化の推進のための補助を行う。</li> <li>• 建築物の省エネ化、ZEH-M化を推進する。</li> </ul>
高効率設備・機器の普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 家庭の高効率設備・機器（給湯器、空調機器、コージェネレーションシステムなど）、蓄電池の普及を促進する。【重点取組】</li> <li>• 運用管理による省エネを促進するためにHEMSの導入を促進する。</li> <li>• 蛍光灯の製造禁止等を踏まえ、住宅等のLED化を推進する。</li> <li>• 建築物の省エネ化、ZEH-M化を推進する。</li> </ul>
省エネ診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 家庭における省エネ診断について普及啓発する。</li> </ul>
地域産木材を使用した地域工コ住宅の普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域産木材を用いた高断熱、再生可能エネルギー導入住宅の普及を進める。</li> </ul>
省エネ行動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 省エネルギー行動を普及啓発する。</li> <li>• 市民の行動変容、ライフスタイル変革を促すため「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」を推進する。</li> </ul>

### ●再生可能エネルギーの普及

項目	取組内容
自然環境等との調和	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 「沼津市景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」の周知を行う。</li> </ul>
太陽光発電の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 再生可能エネルギーに関する普及啓発を行うとともに、補助制度を創設し、導入と活用を促進する。【重点取組】</li> <li>• 住宅への太陽光発電の導入を促進する。</li> <li>• 事業所への太陽光発電の導入を促進する。</li> <li>• PPAを含めて太陽光発電の公共施設への優先的な導入を行う。</li> <li>• 農地へのソーラーシェアリングの導入を促進する。</li> <li>• 再生可能エネルギーと自然・生活環境との調和を図りつつ、太陽光発電設備の適切な導入を促進する。</li> </ul>
水力発電の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ポテンシャルのある中小河川への小水力発電導入を促進する。</li> </ul>
風力発電の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 再生可能エネルギーと自然環境、生活環境との調和を図りつつ、適切な導入を促進する。</li> <li>• 小型風力、風力太陽光ハイブリッド型発電を公共施設に導入する。</li> </ul>
地熱発電の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ポテンシャルのある市南部地域において地熱発電（低温バイナリー）の導入を促進する。</li> </ul>
バイオマス発電の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 林産系の木質バイオマスを活用したバイオマス発電の導入を促進する。</li> <li>• 新中間処理施設のごみ焼却に伴う熱を活用した、ごみ発電を行う。</li> </ul>
熱利用施設の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 住宅での太陽熱利用を促進する。</li> <li>• 事業所での太陽熱利用を促進する。</li> <li>• パッシブソーラーハウス、ゼロエネルギーハウス等の導入を促進する。</li> <li>• 住宅や事業所への地中熱利用設備の導入を促進する。</li> <li>• 新中間処理施設のごみ焼却に伴う熱を温水へ変換し、整備予定の余熱利用施設に供給する。</li> </ul>
水素の利活用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 水素ステーションの整備を促進する。</li> </ul>
地域新電力の設立等	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域新電力の設立や協定締結により、市内電力の地産地消を推進する。</li> </ul>
再エネ活用モデル構築支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 再生可能エネルギーを活用したマイクログリッドの構築により、脱炭素とレジリエンスの強化を両立したモデルを構築する。</li> </ul>

●再生可能エネルギーの普及

項目	取組内容
ポテンシャルの見える化	・太陽光発電や太陽熱利用のポテンシャルを見える化し、再エネの導入を促進する。
他地域との連携	・沼津市外との再エネ電力融通の仕組みを検討する。
普及啓発	・再生可能エネルギーに関する普及啓発を行うとともに、補助制度を創設し、導入と活用を促進する。



カーボンプライシング

カーボンプライシングは、二酸化炭素を出すとお金がかかるしくみのことであり、社会全体で“地球に優しい行動を後押しするためのルール”です。例えば、レジ袋が有料になったことで、多くの人がマイバッグを持つようになりましたが、これもカーボンプライシングのひとつです。

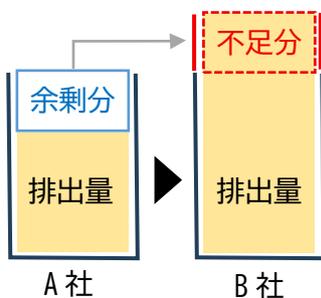
カーボンプライシングには「炭素税」「排出量取引」「クレジット取引」などの種類があり、どれも二酸化炭素を減らすほど得をし、たくさん出すほど損をするという構造になっています。カーボンプライシングの導入により、商品の価格などに影響が出る可能性はありますが、集めた税収を市民に還元したり、省エネルギー設備の導入支援に使ったりすることで、負担を軽くする工夫がされています。むしろ、エネルギー効率の良い家電や住宅が増え、長期的には光熱費が下がるなど、生活がより快適になる可能性もあります。カーボンプライシングは、私たち一人ひとりが環境に配慮した選択をしやすくなり、脱炭素に向けて動き出す未来をつくるための存在ともいえます。

①炭素税



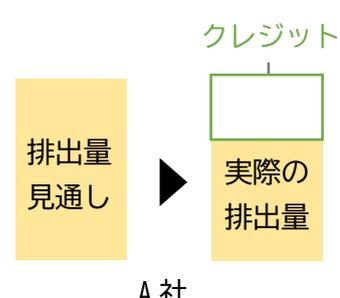
二酸化炭素排出量に応じて課税

②排出権取引



A社の余剰分をB社が購入

③クレジット取引



余剰分をクレジットとして扱う

## 6-4 二酸化炭素の吸収促進等

### ●森林・緑地の保全と緑化の推進

項目	取組内容
森林の保全・適正管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>人工林の適正な維持管理を行う。</li> </ul>
森林資源の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林資源の利用を促進する。</li> <li>「沼津市公共建築物における木材の利用促進に関する方針」に基づき、公共建築物の木造・木質化を推進する。</li> </ul>
公園・街路樹の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>「沼津市緑の基本計画」に基づき、公園の整備や緑のネットワーク化を図る。</li> <li>街路樹などの植樹帯の整備・管理を行う。</li> </ul>
緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>「沼津市開発許可指導技術基準」に基づく緑地整備を指導する。</li> <li>市街地の緑化を推進する。</li> <li>みどりまつり、花いっぱいキャンペーンを実施する。</li> <li>花苗配布を推進する。</li> <li>緑化推進啓発講座を実施する。</li> <li>建築物の壁面緑化・屋上緑化、敷地内緑化を推進する。</li> <li>緑のカーテンづくりを推進する。</li> </ul>
熱環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路・歩道・建築物敷地の整備に当たっては保水性・透水性舗装を採用する。</li> </ul>

### ●ブルーカーボンの活用

項目	取組内容
ブルーカーボンの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>二酸化炭素の吸収源（ブルーカーボン）情報に関する調査研究を行う。</li> </ul>

### ●その他

項目	取組内容
廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>プラスチックを削減するため、ストローの使用自粛、マイボトルやマイバッグの持参、使い捨てプラスチックの排出抑制を推進する。</li> <li>プラスチック一括回収について検討する。</li> </ul>
環境保全型農業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境保全型農業の推進により、農薬の使用量を削減する。</li> </ul>
地産地消の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>地産地消を推進し、輸送に係るエネルギー消費の削減を図る。</li> </ul>
耕作放棄地の解消	<ul style="list-style-type: none"> <li>中山間地域等直接支払事業などにより、耕作放棄地の拡大防止に努める。</li> </ul>



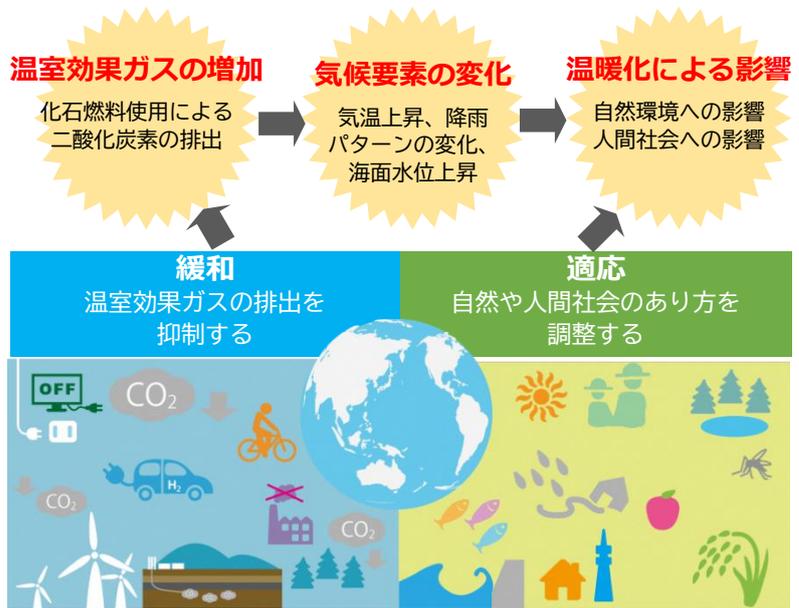
# 第6章 沼津市気候変動適応計画

## 第1節 計画の概要

### 1-1 計画策定の背景

#### ●緩和と適応

気候変動への対策は、「緩和」と「適応」に大別されます。「緩和」は、気候変動の原因となる温室効果ガスの排出を抑制する取組です。これに対し、「適応」はすでに起こりつつある、あるいは起こりうる気候変動の影響に対して、自然や社会のあり方を調整する取組です。気候変動の脅威に対応するため、緩和と適応を車の両輪として進めていく必要があります。



#### ●「気候変動適応法」と「気候変動適応計画」

気候変動による様々な影響に対し、政府全体として、全体で整合のとれた取組を総合的かつ計画的に推進するため、「気候変動の影響への適応計画」が2015（平成27）年11月に閣議決定されました。

また、気候変動への適応を法的に位置づけ、これを推進するための措置を講じるための「気候変動適応法」が2018（平成30）年6月に公布、同年12月から施行されました。「気候変動適応法」に基づく「気候変動適応計画」は、同年11月に閣議決定されて以降、2023（令和5）年5月には「熱中症対策実行計画」と「気候変動適応計画（一部変更）」を閣議決定しました。

「気候変動適応法」では都道府県・市町村に対して、国の「気候変動適応計画」を勘案して「地域気候変動適応計画」の策定に努めることと規定されています。静岡県は2019（平成31）年3月に「静岡県の気候変動影響と適応取組方針」を策定しました。

## 1-2 計画の基本的事項

### ●計画策定の位置づけと趣旨

「沼津市気候変動適応計画」（以後、本適応計画という）は、「気候変動適応法」第12条に基づく地域気候変動適応計画です。すでに起こりつつある気候変動によるリスクに対して、人や社会、経済のシステムを適応させ、悪影響を極力小さくするための取組を推進することを目的とします。

### ●計画の期間

本適応計画の期間は、2026（令和8）年度から2030（令和12）年度までの5年間とします。

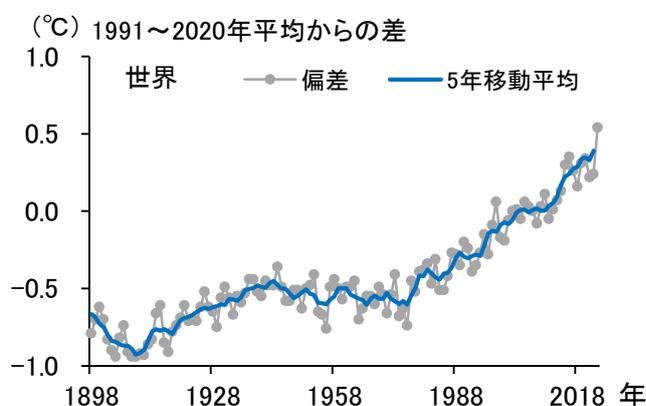
## 第2節 気候変動の現状・予測

### 2-1 気候変動の現状

#### ●地球規模の気候変動

近年、地球温暖化に伴うものと考えられる様々な地球規模の変化が観測されています。例えば、世界の平均気温は、100年当たり0.77℃上昇しています。

また、海面水温は100年当たり0.91℃上昇しており、地上気温の変動と概ね同じ傾向となっています。



世界の年平均気温の経年変化（1898～2024年）

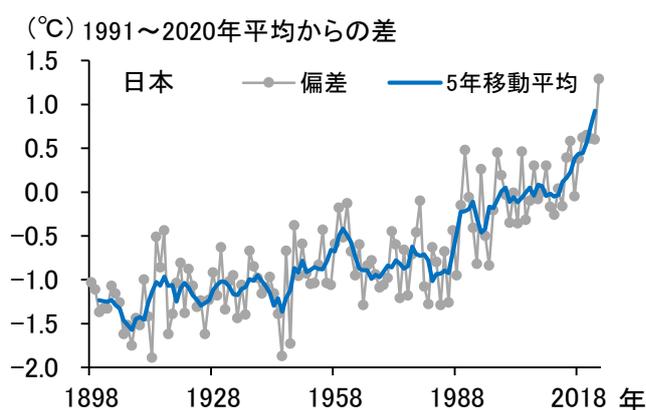
注）黒色の線は各年の基準値（1991～2020年）からの偏差。  
青色の線は偏差の5年移動平均を示している。

【資料：気象庁】

#### ●日本の気候変動

日本の平均気温は、100年当たり約1.40℃上昇し、特に1990（平成2）年代以降、高温となる年が頻繁に現れています。

また、熱帯夜や猛暑日は増加、冬日は減少しました。1日に降る雨の量が100ミリ以上の大雨の日数は長期的に増える傾向にあります。



日本の年平均気温の経年変化（1898～2024年）

注）黒色の線は各年の基準値（1991～2020年）からの偏差。青色の線は偏差の5年移動平均を示している。

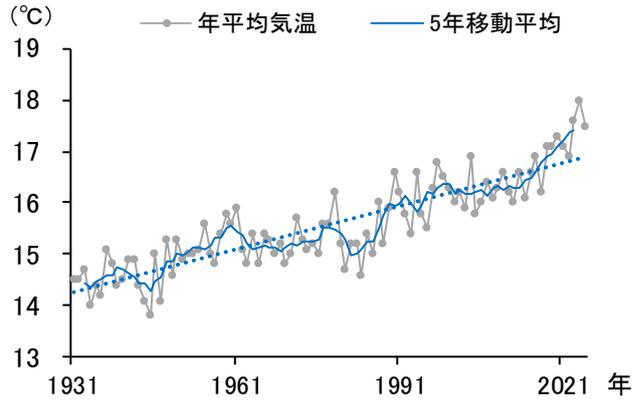
【資料：気象庁】

●沼津市の気候変動

本市の最寄りの気象観測所である三島特別地域気象観測所(三島市)における年平均気温は90年間で約2.5℃上昇しています。

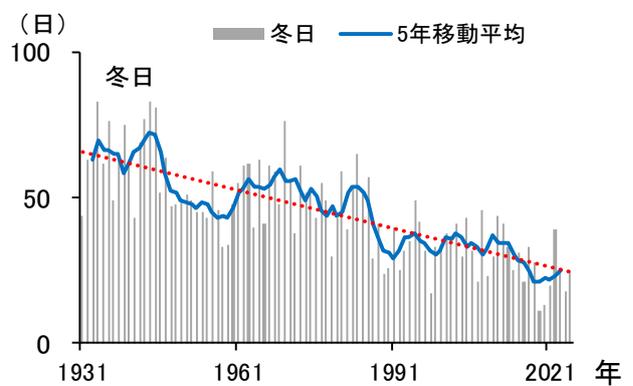
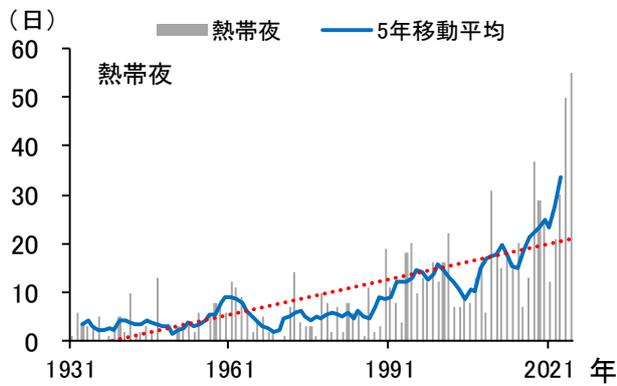
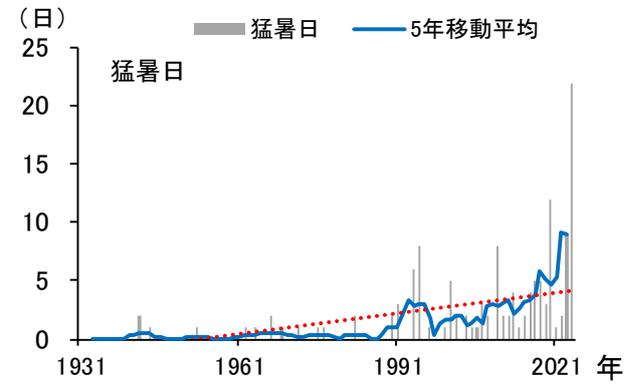
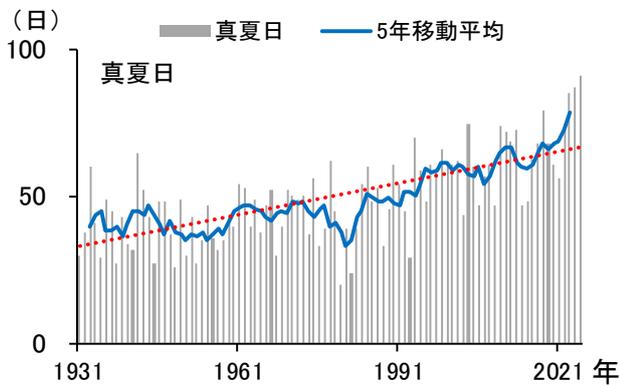
また、真夏日・猛暑日・熱帯夜の日数は増加、冬日は減少する傾向にあります。

真夏日	(1日の最高気温が30℃以上の日)
猛暑日	(1日の最高気温が35℃以上の日)
熱帯夜	(夜間の最低気温が25℃以上の夜)
冬日	(1日の最低気温が0℃未満の日)



三島の年平均気温の経年変化(1931~2024年)

【資料：気象庁】



三島の真夏日・猛暑日・熱帯夜・冬日の経年変化(1931~2024年)

【資料：気象庁】

## 2-2 気候変動の将来予測

水稻やみかんの品質低下、サンゴの白化、ニホンジカの生息域拡大、大雨の発生日数の増加、熱中症患者の増加など、日本全国ですでに気候変動による様々な影響が現れはじめています。

### 1 健康・産業・経済活動、市民生活・都市生活に関する影響



熱中症の増加



ヒトスジシマカの  
分布域の北上



スキー場の雪不足



桜の開花や紅葉時期  
の変化

### 2 農業・林業・水産業に関する影響



コメやみかんの品質劣化



アユなど水産資源の減少

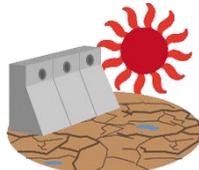


鳥獣被害の拡大

### 3 水環境・水資源に関する影響



水質の悪化



水不足



高山植物やライチョウの  
生息・生育環境の減少



サンゴの白化

### 5 自然災害・沿岸域に関する影響



大雨の増加



大雨による水害



高波・高潮被害



堤防の決壊



海岸侵食



土砂災害



砂浜の減少

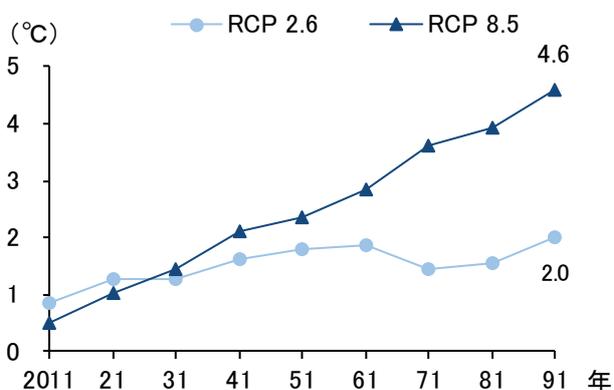
【資料：気候変動適応プラットフォーム・ウェブサイト】

## 2-3 沼津市における将来予測

「気候変動適応情報プラットフォーム」より、気候変動による本市への影響についてまとめます。なお、ここではRCPの4つのシナリオのうち、厳しい温暖化対策をとった場合（RCP 2.6）、厳しい温暖化対策をとらなかった場合（RCP8.5）の2つのシナリオを掲載しています。

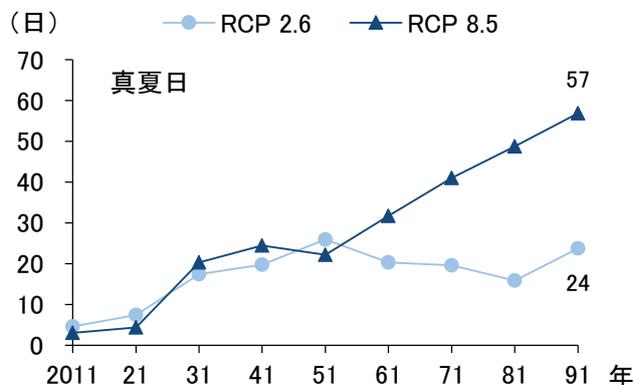
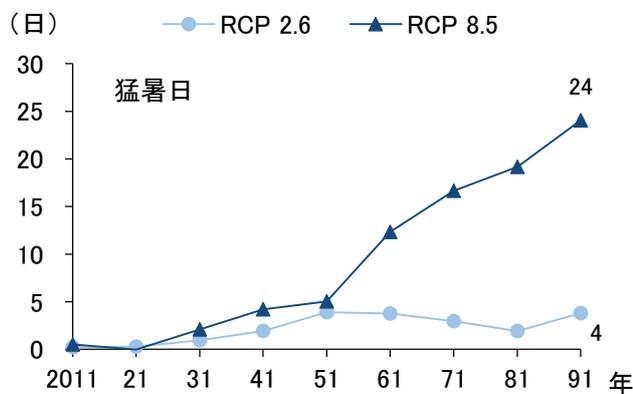
### ●年平均気温

本市では、厳しい温暖化対策をとらない場合（RCP8.5シナリオ）、21世紀末（2081年～2100年）には現在（1981年～2000年）よりも年平均気温が約4.6℃高くなると予測されています。パリ協定の「2℃目標」が達成された状況下であり得るシナリオ（RCP2.6シナリオ）では、21世紀末（2081年～2100年）には現在（1981年～2000年）よりも年平均気温が約2.0℃高くなると予測されています。



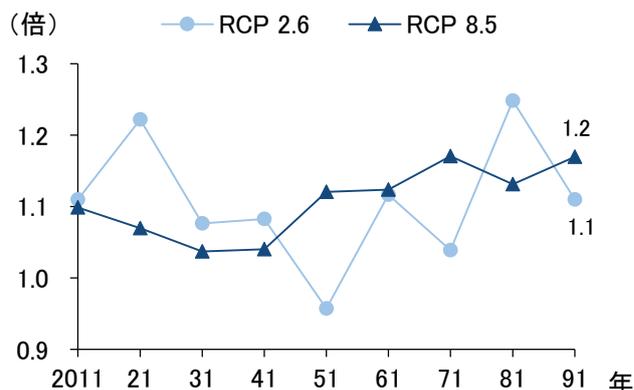
### ●猛暑日・真夏日の日数

本市では、厳しい温暖化対策をとらない場合（RCP8.5シナリオ）、基準年（1981～2000年の平均）と比べ猛暑日が100年間で年間約24日増加、真夏日が約57日増加すると予測されています。パリ協定の「2℃目標」が達成された状況下であり得るシナリオ（RCP2.6シナリオ）では、猛暑日が100年間で年間約4日増加、真夏日が約24日増加すると予測されています。



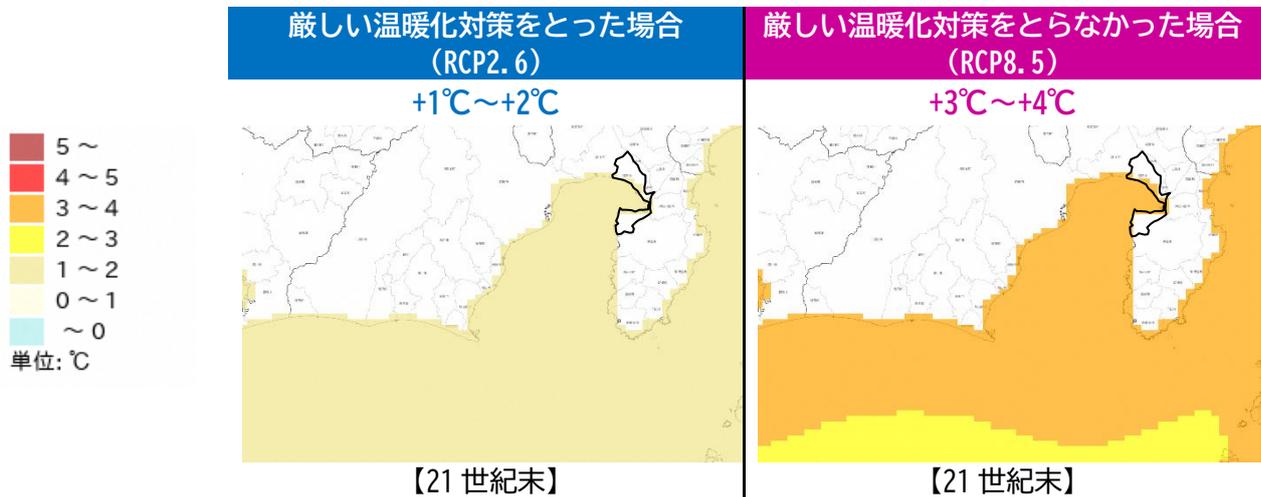
### ●降水量

本市では、厳しい温暖化対策をとらない場合（RCP8.5シナリオ）、21世紀末（2081年～2100年）には現在（1981年～2000年）よりも降水量が年間約1.2倍になると予測されています。パリ協定の「2℃目標」が達成された状況下であり得るシナリオ（RCP2.6シナリオ）では、降水量は約1.1倍になると予測されています。



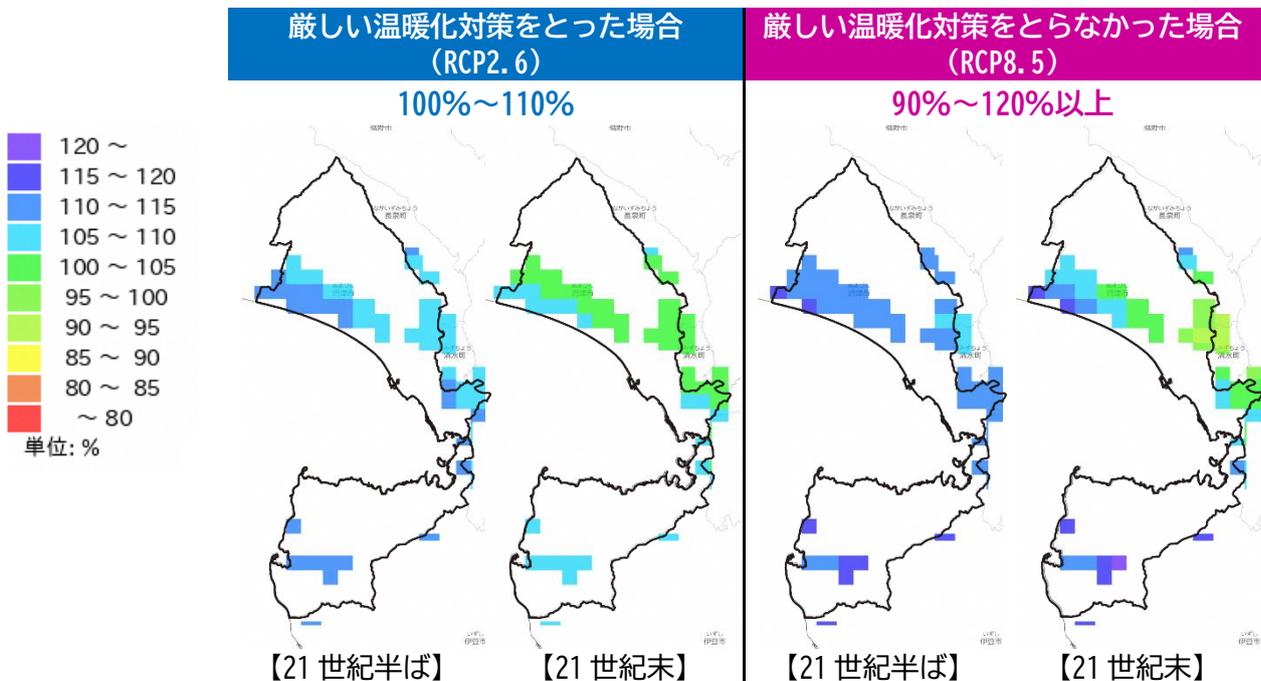
●海水温

日本近海における2019（令和元）年までのおよそ100年間にわたる上昇率は、 $+1.14^{\circ}\text{C}/100$ 年となっており（信頼水準99%で統計的に有意）、世界平均の上昇率（ $+0.55^{\circ}\text{C}/100$ 年）よりも大きく、日本の気温の上昇率（ $+1.24^{\circ}\text{C}/100$ 年）と同程度の値となっています。厳しい温暖化対策をとった場合（RCP2.6）は $+1^{\circ}\text{C}\sim 2^{\circ}\text{C}$ 、厳しい温暖化対策をとらなかった場合（RCP8.5）は $+3^{\circ}\text{C}\sim 4^{\circ}\text{C}$ 上昇すると予測されています。



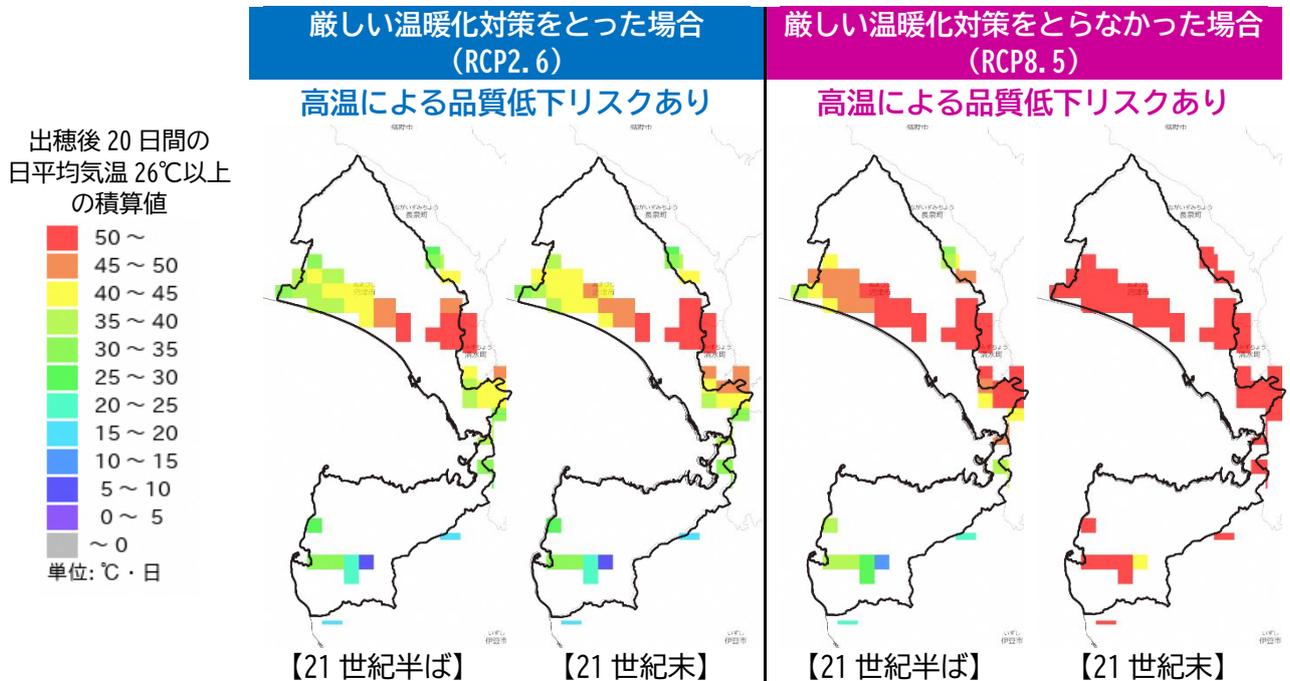
●コメ収量

コメ（収量重視）は、厳しい温暖化対策をとった場合（RCP2.6）は100%~110%、厳しい温暖化対策をとらなかった場合（RCP8.5）は90%~120%以上であり、現在よりも収量が増える予測となっています。



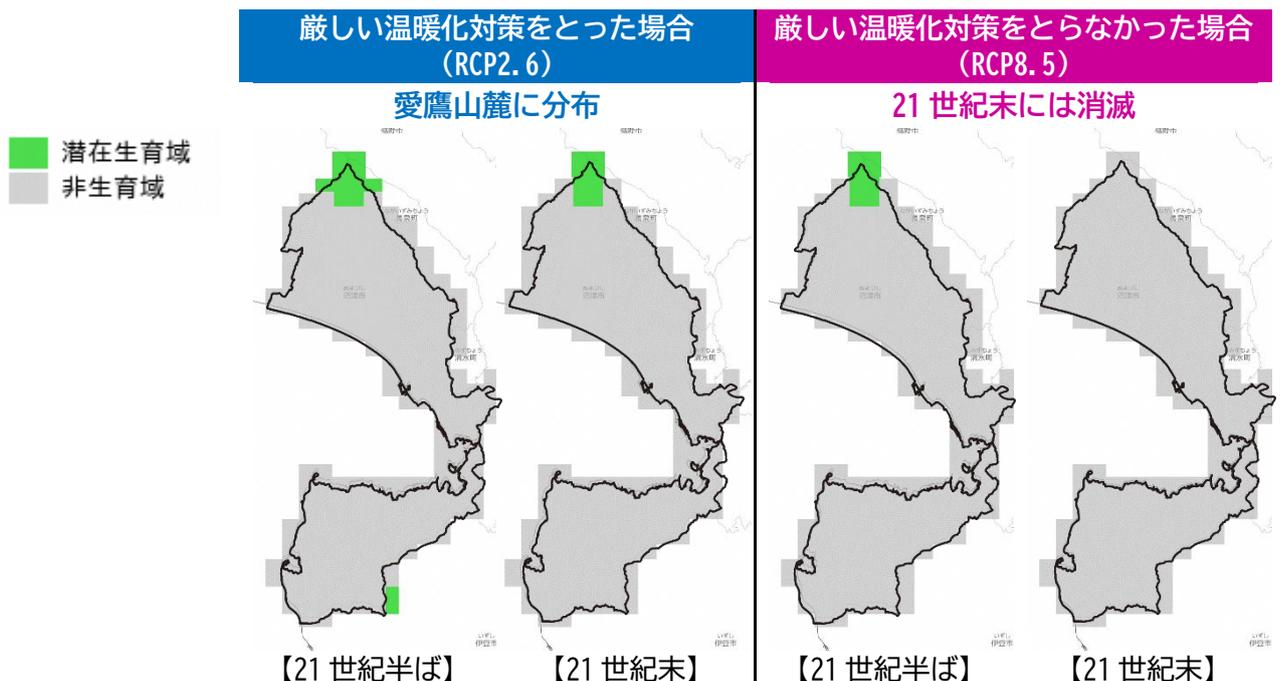
●コメ品質

コメは、「出穂後 20 日間の日平均気温 26℃以上の積算値」が 40℃・日以上になると品質低下のリスクが高まります。厳しい温暖化対策をとった場合（RCP2.6）、厳しい温暖化対策をとらなかった場合（RCP8.5）ともに 40℃・日以上になる地域が発生すると予測されており、高温による品質低下リスクが予測されています。



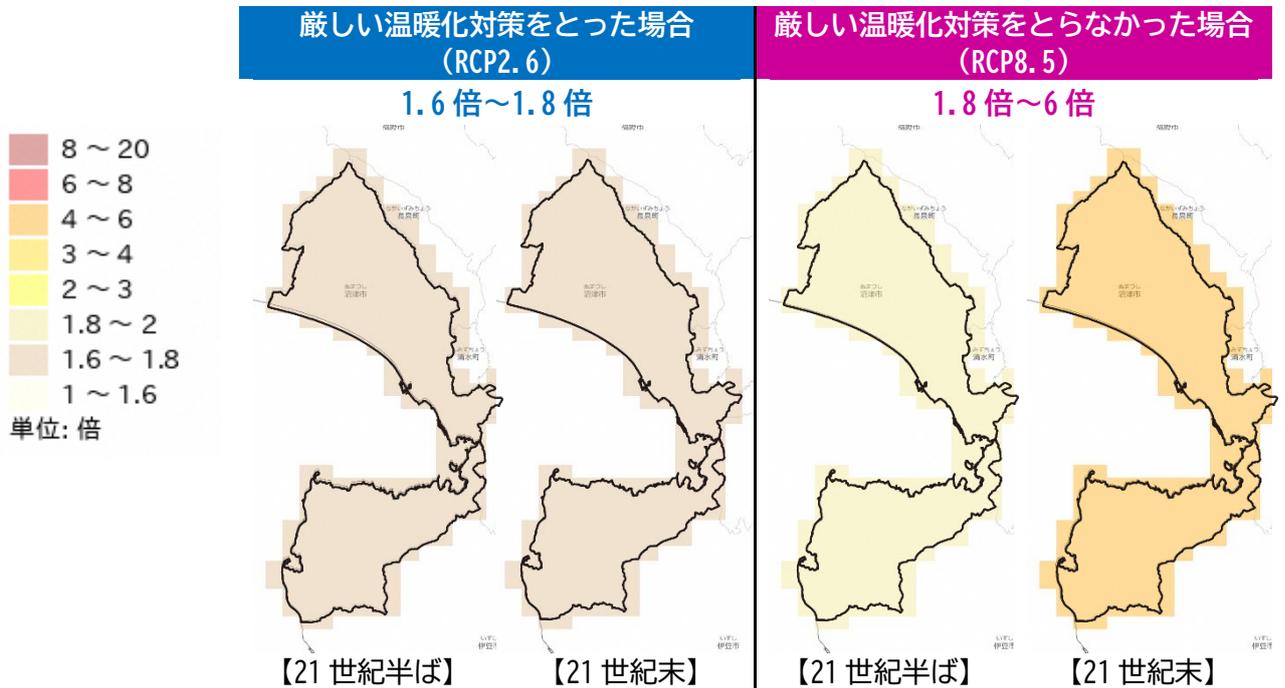
●ブナ潜在生育域

ブナ潜在生育域は、厳しい温暖化対策をとった場合（RCP2.6）は、愛鷹山付近に分布していますが、厳しい温暖化対策をとらなかった場合（RCP8.5）は消滅すると予測されています。



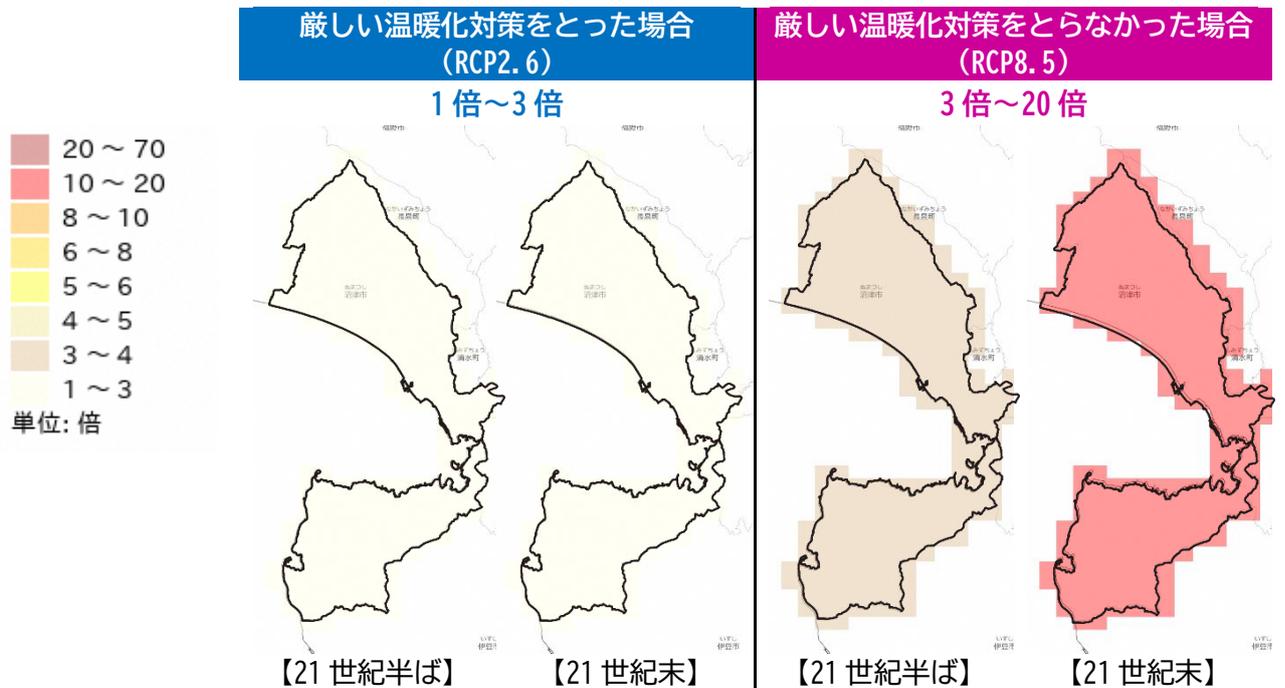
●熱中症搬送者数

熱中症搬送者数は、厳しい温暖化対策をとった場合（RCP2.6）は1.6～1.8倍、厳しい温暖化対策をとらなかった場合（RCP8.5）は2～6倍、現状よりも増加すると予測されています。



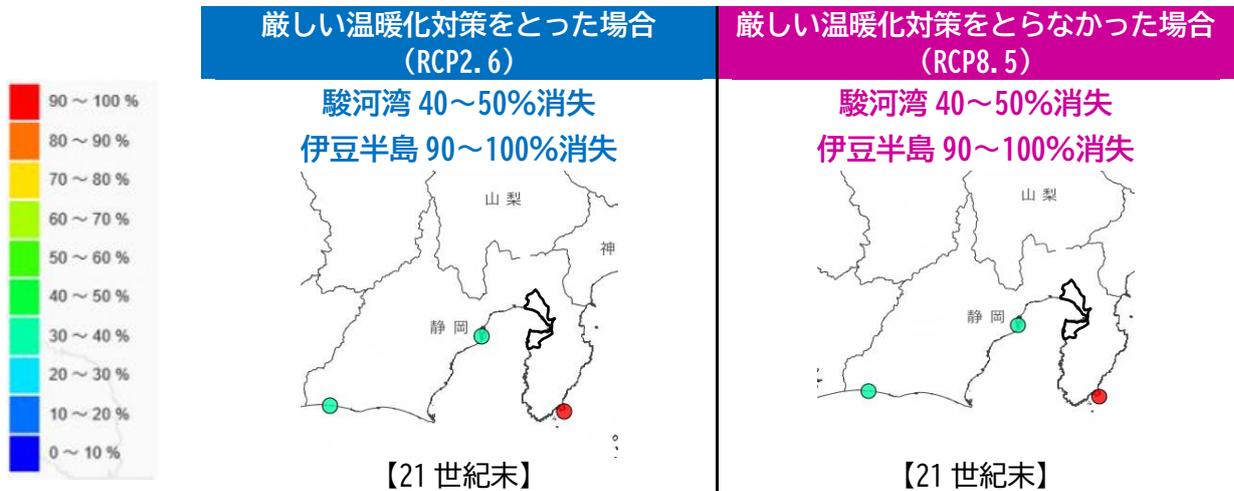
●熱ストレス超過死亡者数

熱ストレス超過死亡者数は、厳しい温暖化対策をとった場合（RCP2.6）は1～3倍、厳しい温暖化対策をとらなかった場合（RCP8.5）は3～20倍、現状よりも増加すると予測されています。



●砂浜消失率

砂浜消失率は、厳しい温暖化対策をとった場合（RCP2.6）、厳しい温暖化対策をとらなかった場合（RCP8.5）ともに駿河湾で40～50%消失、伊豆半島で90～100%消失すると予測されています。



●海面上昇量（日本近海）

21世紀末(2081～2100年)における海面上昇量(日本近海)は、厳しい温暖化対策をとった場合(RCP2.6)は平均37cm、厳しい温暖化対策をとらなかった場合(RCP8.5)は平均58cm、現状よりも上昇すると予測されています。

市内では、沼川周辺、千本浜、狩野川河口、西浦河内川河口、大瀬崎周辺、御浜岬周辺などに比較的影響が出やすいと想定されます。

第3節 対象分野・項目の選定

3-1 国の適応計画における気候変動適応策の分野・項目

国の「気候変動適応計画」では、「健康」「産業・経済活動」「国民生活・都市生活」「農業・林業・水産業」「水環境・水資源」「自然生態系」「自然災害・沿岸域」の7つの分野について、影響評価の結果を整理しています。また、既存文献や気候変動及びその影響の予測結果などを活用して、「重大性」「緊急性」「確信度」の観点から評価を行っています。このうち、「重大性」が特に大きく(◎)、「緊急性」が高い(◎)、「確信度」が高い(◎)と評価された項目は全部で15項目となります。

3-2 本市における気候変動適応策の重要な分野・項目

本市では、以下の基準により選定した分野・項目について適応策を検討します。

- |       |   |
|-------|---|
| 選定基準① | ：国の適応計画で示される分野・項目のうち、「重大性」が特に大きく(◎)、「緊急性」及び「確信度」が高い(◎)と評価された項目のうち、本市が重点的に実施するもの |
| 選定基準② | ：本市の地域特性から選定する項目  |

国の「気候変動の影響への適応計画」で示されている7分野及びその項目(1)

分野	大項目	小項目	重大性	緊急性	確信度	選定		
健康	冬季の温暖化	冬季死亡率等	◇	△	△			
		暑熱	◎	◎	◎	①		
	感染症	水系・食品媒介性感染症	◇	△	△			
		節足動物媒介感染症	◎	◎	△	②		
		その他の感染症	◇	□	□			
	その他	温暖化と大気汚染の複合影響	◇	△	△	②		
脆弱性が高い集団への影響(高齢者・小児・基礎疾患有病者等)		◎	◎	△				
その他の健康影響		◇	△	△				
産業・経済活動	産業・経済活動	製造業	◇	□	□	②		
		食品製造業	◎	△	△			
		エネルギー需給	◇	□	△	②		
		商業	◇	□	□			
		小売業	◇	△	△			
		建設業	◎	◎	□			
		医療	◇	△	□			
	金融・保険	金融・保険	◎	△	△	②		
	観光業	観光業	◎	△	◎	②		
		自然資源を活用したレジャー業	◎	△	◎			
その他	海外影響	◇	□	△				
	その他	-	-	-				
国民生活 都市生活	都市インフラ、 ライフライン等	水道、交通等	◎	◎	◎	①		
	文化・歴史	生物季節	◇	◎	◎			
		伝統行事、地場産業等	-	◎	△	②		
その他	暑熱による生活への影響	◎	◎	◎				
農業・林業・水産業	農業	水稻	◎/◎	◎	◎	①		
		果樹	◎/◎	◎	◎	①		
		土地利用型作物(麦、大豆、飼料作物など)	◎	△	△	②		
		野菜等	◇	◎	△	②		
		畜産	◎	◎	△	②		
		病害虫・雑草等	◎	◎	◎	①		
		農業生産基盤	◎	◎	◎	①		
		食料需給	◇	△	◎			
	林業	人工林	木材生産(人工林等)	◎	◎	△	②	
			人工林	◎	◎	△	②	
		特用林産物	特用林産物(きのこ類等)	◎	◎	△	②	
	水産業	海面漁業	回遊性魚介類(魚類等の生態)	◎	◎	△	②	
			海洋生態系	◎	△	□		
			沿岸生態系(亜熱帯)	◎	◎	◎		
			沿岸生態系(温帯・亜寒帯)	◎	◎	△		
			海面養殖業	増養殖等	◎	◎	□	②
				沿岸域・内水面漁場環境等	◎	◎	△	
		海洋生態系		◎/◎	◎	△		
		沿岸生態系(亜熱帯)		◎	△	□		
		沿岸生態系(温帯・亜寒帯)		◎/◎	◎	◎		
		内水面漁業・養殖業		増養殖等	◎	◎	△	
			沿岸域・内水面漁場環境等	◎/◎	◎	△		
			淡水生態系(湖沼、河川、湿原)	◎	△	□		
造成漁場	沿岸域・内水面漁場環境等	◎/◎	◎	△				
	増養殖等	◎	◎	△				
その他	野生鳥獣の影響	◎	◎	□	②			

国の「気候変動の影響への適応計画」で示されている7分野及びその項目(2)

分野	大項目		小項目	重大性	緊急性	確信度	選定
水環境・水資源	水環境		湖沼・ダム湖	◇/◎	△	△	②
			河川	◇	△	□	②
			沿岸域及び閉鎖性海域	◇	△	△	②
	水資源		水供給(地表水)	◎/◎	◎	◎	
			水供給(地下水)	◎	△	△	②
水需要			◇	△	△	②	
自然生態系	陸域生態系	高山帯・亜高山帯	生態系への影響	◎	◎	△	
		自然林・二次林	生態系への影響	◇/◎	◎	◎	①
		里地・里山生態系	生態系への影響	◇	◎	□	
		人工林	生態系への影響	◎	◎	△	
		野生鳥獣の影響	生態系への影響	◎	◎	-	
		物質収支	生態系への影響	◎	△	△	
	淡水生態系	湖沼	生態系への影響	◎	△	□	
		河川	生態系への影響	◎	△	□	
		湿原	生態系への影響	◎	△	□	
	沿岸生態系	亜熱帯	生態系への影響	◎/◎	◎	◎	
		温帯・亜寒帯	生態系への影響	◎	◎	△	
	海洋生態系		生態系への影響	◎	△	□	
	その他	生物季節	生態系への影響	◇	◎	◎	
		分布・個体群の変動(在来種)	生態系への影響	◎	◎	◎	①
		分布・個体群の変動(外来種)	生態系への影響	◎	◎	△	②
	生態系サービス	流域の栄養塩・懸濁物質の保持機能等		◎	△	□	
		沿岸域の藻場生態系による水産資源の供給機能等		◎	◎	△	
		サンゴ礁によるEco-DRR機能等		◎	◎	◎	
		自然生態系と関連するレクリエーション機能等		◎	△	□	
	自然災害・沿岸域	河川	洪水	◎/◎	◎	◎	①
内水			◎	◎	◎	①	
高潮・高波			◎	◎	◎	①	
沿岸		海面上昇	◎	△	◎	②	
		高潮・高波	◎	◎	◎	①	
		海岸侵食	◎/◎	△	◎	②	
山地		土石流・地すべり等	◎	◎	◎	①	
		水供給(地表水)	◎/◎	◎	◎	①	
その他		強風等	◎	◎	△	②	

注) 重大性、緊急性、確信度の凡例は以下のとおり

重大性 ◎:特に重大な影響が認められる ◇:影響が認められる -:現状では評価できない

緊急性 ◎:高い △:中程度 □:低い -:現状では評価できない

確信度 ◎:高い △:中程度 □:低い -:現状では評価できない

## 第4節 気候変動・適応に関する対策・施策

※特に重点的に取り組んでいくものに【重点取組】と表示

## 4-1 健康、産業・経済活動、市民生活・都市生活に関する適応

項目		影響予測	取組内容	
健康	暑熱	死亡リスク・熱中症	<ul style="list-style-type: none"> <li>熱中症患者の増加とともに、死亡リスク増大</li> <li>平均気温の上昇</li> <li>真夏日の日数増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>熱中症予防・対処法の普及啓発【重点取組】</li> <li>市 HP に環境省熱中症予防情報サイトへのリンク掲載</li> <li>熱中症警戒アラートに基づき市民に対し、SNS などの啓発ツールを用いた周知</li> <li>クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）の開設・利用促進</li> <li>高齢者世帯等脆弱な集団への予防情報伝達</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>妊婦、乳幼児への熱中症による健康被害</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子健康手帳交付時や乳幼児健診などの機会における熱中症予防や対処法の普及啓発</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>気温上昇による農作業中の熱中症などのリスク増大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国、県、市、JA などと連携した農作業事故防止などの啓発活動</li> </ul>
	感染症	節足動物媒介感染症	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染症の発生リスク増大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染症の発生・流行情報などの把握、注意喚起</li> <li>感染予防に対する正しい知識の普及啓発【重点取組】</li> </ul>
	その他	温暖化と大気汚染の複合影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>光化学オキシダント、PM2.5の警報、注意報の発生頻度の増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>警報、注意報が発表された場合の市民へ注意喚起</li> </ul>
産業・経済活動	産業・経済活動	製造業	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産設備などへの影響</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者の事業継続計画（BCP）策定支援</li> </ul>
		エネルギー需給	<ul style="list-style-type: none"> <li>気候変動に関連するビジネスとして、新たに活動・研究開発を事業者が開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>気候変動の影響についての情報を収集・整理し、環境関連ビジネスマッチングを支援</li> </ul>
	金融・保険	金融・保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険損害が増加し、保険金支払額の増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険業界の状況把握</li> </ul>
	観光業	観光業	<ul style="list-style-type: none"> <li>砂浜の減少によるマリッジジャーなどへの影響</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視による現状の確認及び国、県などの将来予測の注視</li> </ul>
市民生活・都市生活	都市インフラ、ライフライン等	水道、交通等	<ul style="list-style-type: none"> <li>台風、豪雨頻発による施設の破損や停電による水の供給機能停止リスク増大</li> <li>土砂災害や道路冠水の増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水源地・配水池の設備機能更新及び強化などの実施</li> <li>緊急輸送路の維持管理、橋梁の耐震化対策の実施</li> </ul>
		文化・歴史	伝統行事、地場産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>季節由来の行事中止リスク増大</li> </ul>

## 4-2 農業・林業・水産業に関する適応

項目		影響予測	取組内容	
農業	水稻	・気温上昇による減収や病害の発生	・高温でも品質が落ちない「きぬむすめ」などの品種の普及	
	果樹	・高温多雨による温州みかんの浮皮発生	・果樹産地構造改革計画に基づく品種転換の促進	
	土地利用型作物	・凍霜害による茶の減収	・防霜ファン設置の推進	
	野菜等	・高温による、一部作物の生育不良・障害発生	・情報収集し、適宜、適応策検討	
	畜産	・気温上昇による牛の体調不良に伴う牛乳の生産量減少	・送風などによる畜舎の環境改善	
	病害虫・雑草等	・気温の上昇による病害虫などの発生区域の変化	・情報収集し、適宜、適応策検討	
	農業生産基盤	・集中豪雨などの異常気象による湛水被害や作物の収穫量不足	・排水機場、水路などの整備	
林業	人工林	木材生産（人工林等）人工林	・樹種の適地が減少し、木材生産への影響の可能性	・情報収集し、適宜、適応策検討 ・計画的な皆伐、間伐の実施
	特用林産物	特用林産物（きのこ類等）	・病原菌などの発生	・病原菌が発生した場合は対応
水産業	海面漁業	回遊性魚介類	・漁獲量の変化や分布域の変化	・情報収集し、適宜、適応策検討
	海面養殖業	増養殖等	・高水温化による養殖のリスク増大	・情報収集し、適宜、適応策検討
その他	野生鳥獣の影響	・野生鳥獣の分布拡大による農作物、森林への影響	・鳥獣被害防止計画に基づく、適正な有害鳥獣駆除の実施	

## 4-3 水環境・水資源に関する適応

項目		影響予測	取組内容
水環境	湖沼・ダム湖	・雨水貯留池への土砂堆積による適正な流出抑制が図れない可能性	・定期点検などによる適正な浚渫などの実施
	河川	・河川への土砂堆積により流下断面が不足し、河川氾濫などの発生	・地元要望による適正な浚渫などの実施 ・定期的なモニタリング調査実施
	沿岸域及び閉鎖性海域	・水温上昇によるD0（溶存酸素量）の低下や台風によるSS（浮遊物質）の増加	・地元要望による適正な浚渫などの実施 ・定期的なモニタリング調査実施
水資源	水供給（地下水）	・水資源の不足	・計画的な水の送配水、水質保全、水源施設などの維持管理
	水需要	・水資源の不足	・啓発活動

## 4-4 自然生態系に関する適応

項目		影響予測	取組内容	
陸域生態系	自然林・二次林	生態系への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>気温の上昇による植生の変化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>天然林は現状のまま維持</li> </ul>
その他	分布・個体群の変動(在来種)	生態系への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>気候変動の影響による分布域の変化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的なモニタリング調査実施【重点取組】</li> </ul>
	分布・個体群の変動(外来種)	生態系への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>気候変動の影響による分布域の変化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的なモニタリング調査実施【重点取組】</li> </ul>

## 4-5 自然災害・沿岸域に関する適応

項目		影響予測	取組内容
共通(洪水、内水、海面上昇、高潮・高波など、土砂災害、その他)			<ul style="list-style-type: none"> <li>災害リスクに関する情報発信【重点取組】</li> </ul>
河川	洪水	<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨による洪水発生頻度の増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水避難行動計画の策定支援・周知啓発</li> <li>洪水ハザードマップ活用などによる水害への意識向上【重点取組】</li> </ul>
	内水	<ul style="list-style-type: none"> <li>内水被害の発生頻度の増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>沼津市下水道ストックマネジメント計画に基づく老朽化施設の改築・更新</li> <li>浸水常襲地域の浸水被害を軽減するため、地域の実情に合わせた河川改修などの治水対策の実施</li> <li>雨水貯留池の整備や適正管理</li> <li>排水機場などの整備・長寿命化</li> </ul>
沿岸	高潮・高波	<ul style="list-style-type: none"> <li>漁港施設などへの被害や高潮・高波の被災リスク増大</li> <li>高潮・高波による被災リスク増大</li> <li>海岸保全施設などへの被害リスク増大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>漁港施設などの維持管理や機能保全対策の実施</li> <li>海岸保全施設などの維持管理や老朽化対策</li> <li>高潮ハザードマップ活用などによる高潮被害への意識向上</li> </ul>
	海岸侵食	<ul style="list-style-type: none"> <li>海岸侵食のリスク増大</li> <li>海面の上昇や台風の強度の増加などによる漁港の海岸侵食</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海岸侵食の状況に応じ、モニタリング調査を検討</li> </ul>
山地	土石流・地すべり等	<ul style="list-style-type: none"> <li>多雨による土砂災害の多発</li> <li>土砂災害の発生頻度の増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害などが発生するおそれのある地域の整備</li> <li>土砂災害ハザードマップ活用などによる土砂災害への意識向上【重点取組】</li> <li>急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所崩壊対策工事実施</li> </ul>
	水供給(地表水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>干ばつなどによる少雨で農業用水への支障</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業用水に支障が出た際に対応</li> </ul>
その他	強風等	<ul style="list-style-type: none"> <li>倒木が電線にかかることによる停電が増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気事業者との連携について検討</li> </ul>

## 第7章

# ぬまづ生物多様性地域戦略



### 第1節 戦略の概要

#### 1-1 戦略策定の背景

##### ●生物多様性に関する国際的な動向

急速な生物種の絶滅に対する危機感、生物資源の消失への危機感から、1992（平成4）年6月にブラジルのリオデジャネイロで開かれた国連環境開発会議（地球サミット）に合わせ、初めて「生物多様性」という概念を採用した「生物多様性条約」が採択されました。

2010（平成22）年には愛知県名古屋市で生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が開催されました。同会議では、「生物多様性戦略計画2011-2020」が採択され、2020（令和2）年までに生物多様性の損失を止めるための20の個別目標である「愛知目標」が掲げられました。

さらに、2022（令和4）年12月にはカナダ・モントリオールで開催されたCOP15において、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。この新たな枠組では、2030（令和12）年までに陸域・海域の30%を保護する「30by30目標」などが盛り込まれ、世界的に「ネイチャーポジティブ（自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止めて反転させる）」の考え方が広がっています。

##### ●「生物多様性基本法」の施行と「生物多様性国家戦略」の閣議決定

日本では「生物多様性基本法」が2008（平成20）年6月に施行され、2012（平成24）年9月には「生物多様性国家戦略2012-2020」が閣議決定されました。これは愛知目標の達成に向けた国のロードマップとして位置づけられました。

その後、2023（令和5）年3月には「生物多様性国家戦略2023-2030」が新たに閣議決定され、COP15の枠組に対応する形で、「自然共生社会」の実現を目指す政策が打ち出されました。重点施策には、自然再生、グリーンインフラの推進、企業・自治体の参画促進などが含まれています。

##### ●「自然共生サイト」と「生物多様性増進活動促進法」の施行

環境省は、民間や自治体による生物多様性保全の取組を評価・支援する制度として、2023（令和5）年度より「自然共生サイト」の認定を開始しました。これは、国立公園などの保護地域以外でも、生物多様性の保全が図られている区域を対象とするもので、OECD（保護地域以外の保全地域）として国際的にも認知される仕組みです。

そして、2025（令和7）年4月には「生物多様性増進活動促進法」が施行さ



れ、自然共生サイトの法的な位置づけが明確化されました。この法律では、企業や自治体が「増進活動実施計画」や「連携増進活動実施計画」を策定し、主務大臣の認定を受けることで、保全活動に対する規制緩和や財政支援などのインセンティブが得られるようになっていきます。この制度により、里地里山、都市の緑地、企業緑地など、身近な自然の保全が促進され、「30by30」目標の達成に向けた国内の取組が加速しています。

### ●「静岡県レッドデータブック」の公表・改訂

静岡県では、絶滅のおそれのある野生生物についての理解を深め、適切な保護・保全を進めるため、2004（平成16）年3月に「まもりたい静岡県の野生生物—県版レッドデータブック—」を公表しました。その後、10年余の間に生じた野生生物の生息・生育状況の変化などの調査結果をとりまとめ、「まもりたい静岡県の野生生物—静岡県レッドデータブック—〈動物編〉〈植物・菌類編〉」として改訂を行い、2019（平成31）年3月、2020（令和2）年3月に発行しました。



### ●「静岡県希少野生動植物保護条例」の施行

静岡県では、絶滅のおそれのある野生生物を保護するため、2011（平成23）年4月に「静岡県希少野生動植物保護条例」を施行しました。地域ごとに調査を進め、これまで11種（ホテイラン、アカウミガメ、カワバタモロコなど）が指定希少野生動植物に指定され、保護監視員による保護活動が進められています。

### ●「ふじのくに生物多様性地域戦略」の策定

静岡県の多彩で豊かな自然環境を後世に継承していくための行動計画として、静岡県は2018（平成30）年3月に「ふじのくに生物多様性地域戦略」を策定しました。同戦略は静岡県における特徴的な地域として、「伊豆半島」「富士山」「南アルプス」「浜名湖」の4つの地域を取り上げ、地域別個別計画を掲載しています。沼津市と富士市にまたがる湿地帯の浮島ヶ原は、「浮島沼の湿地」として、「ふじのくに生物多様性地域戦略」の「今守りたい大切な自然」に選定されています。なお、2023（令和5）年には「改訂版ふじのくに生物多様性地域戦略」が策定されました。

## 1-2 戦略の基本的事項

### ●戦略の位置づけ・趣旨

「めまづ生物多様性地域戦略」（以後、本戦略という）は、「生物多様性基本法」第13条に基づく生物多様性地域戦略です。生物多様性の保全と持続可能な利用の重要性を浸透させ、地域における市民、事業者、市などによる様々な取組を計画的かつ総合的に進めることを目的とします。

### ●戦略の期間

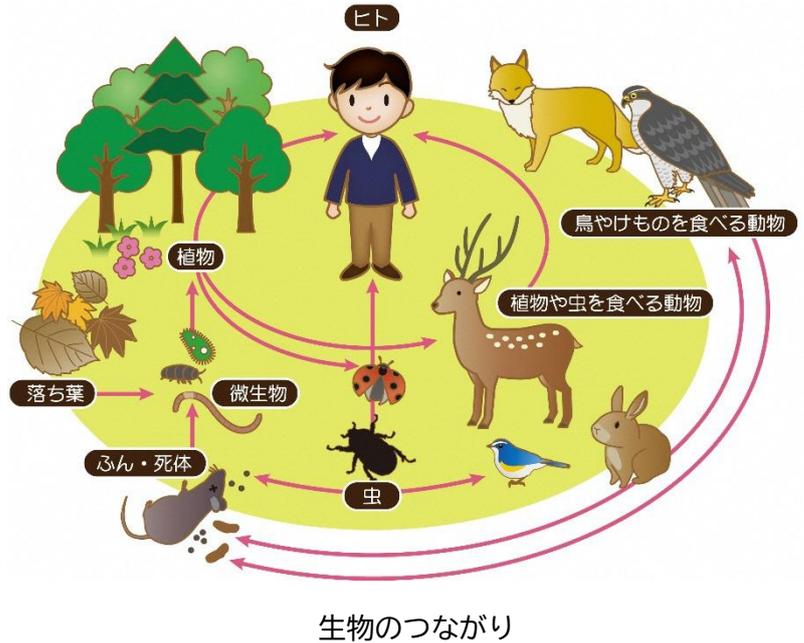
本戦略の期間は、2026（令和8）年度から2030（令和12）年度までの5年間とします。

## 第2節 生物多様性とは

### 2-1 生物多様性の定義と3つの視点

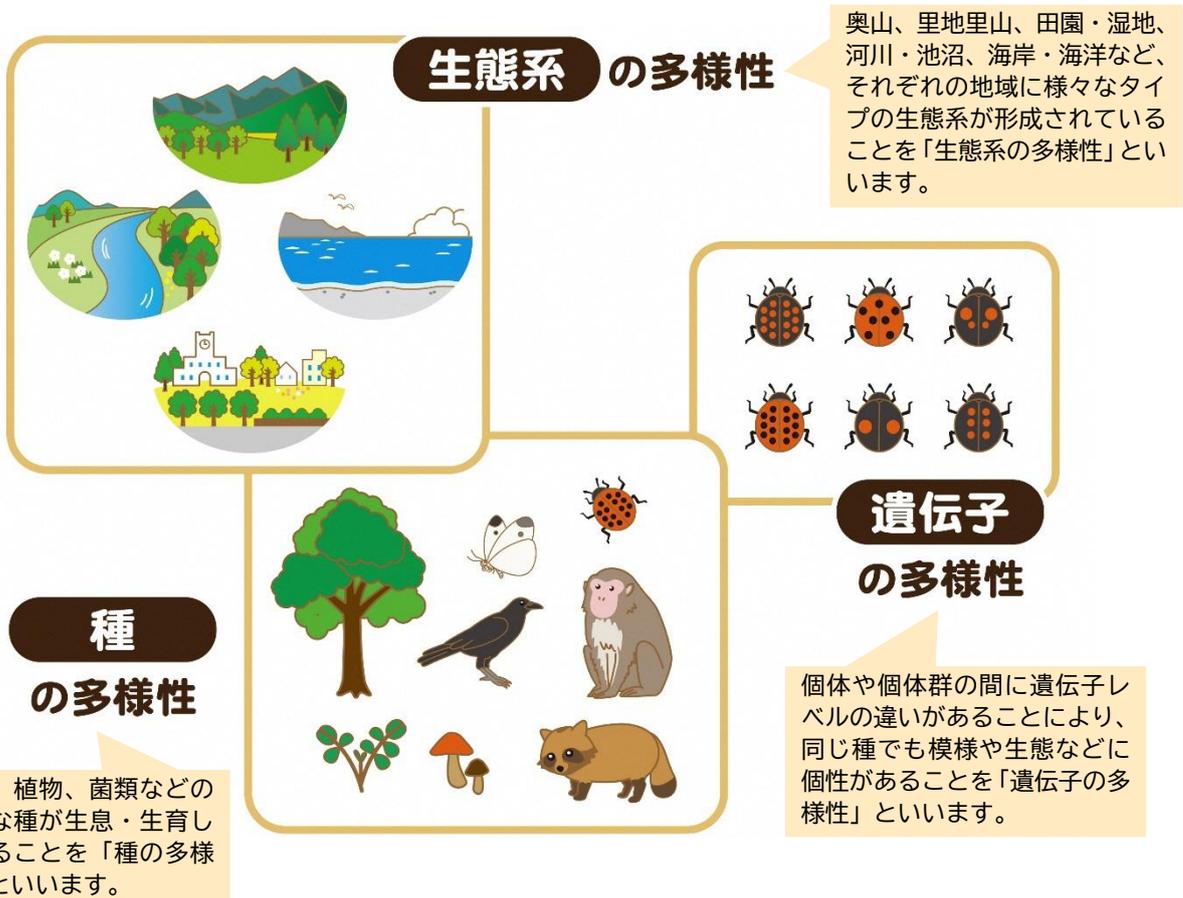
#### ●生物多様性の定義

地球上の生物は長い歴史の中で、様々な環境に適応して進化し、多様な生物が生まれています。生物は、直接的・間接的につながりあい、壮大な生命の環を織り成しています。この生物たちの豊かな個性とつながりを、生物多様性と呼びます。



#### ●3つの視点

生物多様性は「生態系の多様性」「種の多様性」「遺伝子の多様性」という3つの視点で捉えることができます。



## 2-2 生物多様性の恵み「生態系サービス」

私たちの暮らしは、生物多様性によってもたらされる恵み「供給サービス」「調整サービス」「文化的サービス」「基盤サービス」によって支えられています。

### 暮らしの基礎となる 「供給サービス」

ご飯、野菜、魚、肉などの食料、住居に使われる木材、衣類に使われる綿や麻、新聞や本などの紙製品、医薬品など、人間の生活に重要な資源を供給してくれる生物多様性の恵みを「供給サービス」といいます。

### 自然に守られる私たちの暮らし 「調整サービス」

森林による水源かん養や二酸化炭素固定機能、干潟による水質浄化機能など、生態系が自然のプロセスによって環境を制御してくれる生物多様性の恵みを「調整サービス」といいます。



### 文化の多様性を支える 「文化的サービス」

ハイキングやバードウォッチングなどのレクリエーション、祭りや文学、エコツーリズムなど、生物多様性によって醸成される文化的な基盤や価値を支えてくれる生物多様性の恵みを「文化的サービス」といいます。

### 生きるための基盤となる 「基盤サービス」

植物の光合成、土壌形成（昆虫や微生物が土をつくるなど）、水の循環など、上記3つのサービスの継続的な提供を支える基本的な生物多様性の恵みを「基盤サービス」といいます。

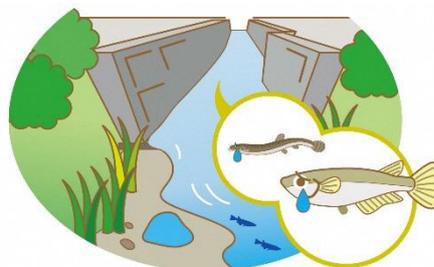
## 2-3 生物多様性の4つの危機

生物多様性は、多くの生物が関わりあいながら存在することで成り立っていますが、これらの生物が現在、絶滅の危機にさらされています。本市でもすでに絶滅してしまった種や、絶滅のおそれのある種があります。生物の絶滅は確実に迫っている身近な問題であることが分かります。

このような生物多様性を脅かす原因として、以下の4つの危機が指摘されています。

### ●第1の危機 | 開発など人間活動による危機

第1の危機は、開発（森林開発や農地転用、河川の直線化など）などによる生物の生息・生育地の破壊や、乱獲・盗掘などによる生物の個体数の減少などです。



### ●第2の危機 | 自然に対する働きかけの縮小による危機

第2の危機は、ライフスタイルの変化により、自然に対する人の働きかけが縮小することで、里地里山の生態系のバランスが崩れ、森林の水源かん養や土砂流出防止などの機能が低下することです。

### ●第3の危機 | 人により持ち込まれたものによる危機

第3の危機は、外来種が持ち込まれることにより、在来種のすみかが奪われ、交雑による遺伝的な攪乱が生じることなどです。また、化学物質による生態系への影響も懸念されています。



### ●第4の危機 | 地球環境の変化による危機

第4の危機は、地球温暖化など地球環境の変化によって、多くの生物が絶滅や生態系の崩壊の危機に直面していることです。

## 第3節 本市の生物多様性の現状

### 3-1 生物多様性と沼津市

「生物多様性」という言葉は、まだあまり浸透していませんが、実は私たちの生活や産業は、生物多様性の恵みによって支えられています。私たちが生物多様性についてよく理解し、身近なこととして考えていく必要があります。

#### ●私たちの先祖と生物多様性の恵み

私たちの郷土には、人々が生活した痕跡である遺跡が多数見つかり、約3万7千年前の旧石器時代から<sup>れいもく</sup>連綿と続いてきています。愛鷹山麓では数多くの石器が出土していることから、動物などを捕まえていたと考えられ、また狩猟のほかにも野山に生育する木の実などの採集や、水辺に近い遺跡では漁撈が行われていました。さらに、大陸から伝えられた農耕技術である水田による稲作が盛んになると、台地上だけでなく平地にも人々が生活するようになりました。

このように私たちの祖先は、古くから生物多様性の恵みをうまく利用して生きてきました。

#### ●産業と生物多様性の恵み

温暖な気候や肥沃な土壌などにも恵まれた本市では、茶、みかん、米などの農作物が育てられています。このうち、「西浦みかん寿太郎」は本市で生まれ育った純正沼津ブランドで、全国的にも有名です。

また、波静かな入江と長い海岸線、黒潮など、自然条件に恵まれた沿岸漁業は、昔から本市を代表する産業の一つです。サバ、イワシなどの水揚げが多いほか、マダイ、マアジの養殖も盛んに行われています。全国的には「あじのひもの」が有名ですが、最近では戸田地区を中心にタカアシガニやその他の深海魚などにも注目が集まっています。

このように私たちの産業は、生物多様性の恵みによって支えられています。

#### ●観光資源と生物多様性の恵み

本市には、千本松原、香貫山、狩野川、大瀬崎などの景勝地があるほか、新鮮な魚や果物などの味覚を味わいに来訪する観光客も多くなっています。これらの景勝地や味覚は、生物多様性の恵みによってもたらされています。

#### ●文化と生物多様性の恵み

本市の海岸部に続く千本松原は、美しい松林を形成し、松林越しに富士山を望むことができる景観も相まって、若山牧水や井上靖など多くの文学者の作品にも登場します。また、大瀬神社で毎年4月4日に行われる「大瀬まつり」は、海上安全と豊漁を祈願しています。これらの文学や祭りは、生物多様性の恵みによって育まれたものです。



西浦みかん寿太郎



茶畑



アジのたたき



タカアシガニ



千本松原

### 3-2 植物

本市の植物は2,426種の記録があり、低地から山地の植物を中心に多くの種が生育しています。本市は植物地理学でいう「フォッサマグナ地域」に位置しており、同地域に特有なマメザクラ、ランヨウアオイなどの植物が生育しています。

かつては静岡県で最も大規模な湿地帯であった浮島ヶ原には、ハンゲショウやミズオオバコなど数多くの湿生植物や水生植物が生育していました。サワトラノオやヒキノカサは浮島ヶ原を県内唯一の生育地とする種です。



マメザクラ



ハンゲショウ



サワトラノオ



ヒキノカサ

### 3-3 動物

本市で確認されたことのある動物は1,572種であり、その内訳は哺乳類27種、鳥類280種、爬虫類17種、両生類15種、魚類325種、昆虫類506種、クモ類82種、貝類106種、甲殻類などその他の動物214種です。

動物の主な生息地として、愛鷹山、浮島ヶ原及び狩野川が知られています。特に富士市にまたがる湿地帯の浮島ヶ原では、多くの鳥類が記録されています。

#### ●哺乳類

大型のツキノワグマやニホンジカ、中型のキツネやタヌキ、小型のネズミやモグラ類まで27種の哺乳類が確認されています。

愛鷹山は哺乳類の生息環境として豊かな森林帯を有していて、14種の哺乳類が記録されています。本州最大の哺乳類であるツキノワグマの生息地にもなっていますが、森林の縮小と分断により絶滅が心配されています。一方、市街地から南の達磨山へ続く山ではニホンザル、イノシシ、タヌキ、ノウサギなど11種の哺乳類が確認されています。特徴的なこととして、静浦の石切場跡がコウモリ類の生息場所になっていることがあげられます。

絶滅の可能性のある種として、ユビナガコウモリ、キクガシラコウモリ、ニホンリスなど9種があげられます。



ニホンザル



タヌキ



ノウサギ



キクガシラコウモリ

## ●鳥類

愛鷹山、浮島ヶ原、駿河湾という著名な鳥類の生息地・渡来地が知られていて、今までに280種が確認されています。愛鷹山には険しい地形の山稜にブナやミズナラの林が広がり、森林性の鳥類が生息しています。浮島ヶ原はヨシゴイ、ヒクイナ、アオサギなど水鳥の繁殖地、渡り途中に立ち寄るシギ・チドリ類の中継地、さらに小鳥類の越冬地となっています。また、駿河湾の沼津沿岸海域では、カモメ類、ミズナギドリ類をはじめとする海洋性鳥類の集結地となっています。市街地や周辺の公園などではシジュウカラやコゲラ、カワセミ、イソヒヨドリなどの野鳥もみることができます。

絶滅の可能性のある種として、ヨシゴイ、クマタカなど88種が確認されています。



ヨシゴイ



コチドリ



コゲラ



カワセミ

## ●爬虫類・両生類

爬虫類が17種、両生類が15種確認されています。河川や湿地、池沼などではカメ類やカエル類などが、農地や集落の周辺、山地などではオカダトカゲなどのトカゲ類3種、シマヘビなどのヘビ類7種が確認されています。また、愛鷹山の溪流にはハコネサンショウウオ、森林にはモリアオガエル、内浦周辺（達磨山山麓）の中小河川にはツチガエルやカジカガエルなどが生息しています。

絶滅の可能性のある種として、アカウミガメ、ニホンイシガメ、ハコネサンショウウオ、ニホンアカガエルなど18種があげられます。アカウミガメは県内では遠州灘や駿河湾が重要な産卵地になっていますが、市内の富士海岸（原地区）でも産卵が確認されています。



オカダトカゲ



ハコネサンショウウオ



モリアオガエル



カジカガエル

## ●魚類

汽水・淡水産魚類84種、海産魚類241種の合計325種が確認されています。汽水・淡水産魚類は、河川では上流域に生息するアマゴや、下流域に生息するヌマチチブなど、様々な環境でみられる魚類が確認されており、浮島ヶ原や水田周辺の水路などではミナミメダカやドジョウなどが確認されています。海産魚類は、マアジやメジナのような港内でもみられるものから、ミツクリエナガチョウチンアンコウのような深海に生息する種まで、様々な水深に生息する魚類が確認されています。

絶滅の可能性のある種として、汽水・淡水産魚類のホトケドジョウやミナミメダカ、アユカケ（カマキリ）、カワアナゴなど、海産魚類のミツクリザメやマフグなど、合計24種があげられます。



アマゴ



ミナミメダカ



ドジョウ



メジロ

### ●昆虫類・クモ類

キリシマミドリシジミやツマキエダシャク、ムカシトンボ、ミヤマサナエなどの昆虫類 506 種が確認されています。また、ジョロウグモやトゲグモなど、82 種のクモ類が確認されています。

絶滅の可能性のある種として、昆虫類はモートナイトトンボ、ウラナミアカシジミなど 22 種、クモ類はオニグモ 1 種があげられます。



モートナイトトンボ



ウラナミアカシジミ

### ●貝類

陸・淡水産貝類 74 種、海産貝類 32 種の合計 106 種が確認されています。陸・淡水産貝類は愛鷹山、静浦から大瀬崎、戸田などの海岸部、狩野川及びその他の中小河川の河口域など、で調査記録があります。一方、海産貝類については、まだあまり記録がありませんが、タマキビガイやイボニシなどが確認されています。

絶滅の可能性のある種として、ナガオカモノアラガイやヒロクチコギセルなど 24 種があげられます。



ナガオカモノアラガイ



ヒロクチコギセル

### ●その他の動物

上述以外の分類群として、甲殻類やサンゴ類など合計 214 種の動物が確認されています。内浦から西浦には浅い岩礁があり、イワガニやイソスジエビなどが確認されています。また、内浦湾にもエダミドリイシなどを主とする造礁サンゴ群集が存在しており、日本のほぼ北限に位置しています。一方、狩野川や門池など淡水の水域では、テナガエビやモクスガニなどが生息しています。

絶滅の可能性のある種として、サラサフジツボ、アカカクレイワガニの 2 種が確認されています。



イソスジエビ



モクスガニ

### 3-4 絶滅の可能性のある動植物・天然記念物

#### ●絶滅の可能性のある動植物

絶滅の可能性のある動植物として、「静岡県レッドリスト 2020」に掲載されている 326 種（植物 185 種、動物 141 種）、「環境省レッドリスト（2020, 2025）」、「環境省版海洋生物レッドリスト（2017）」のみに掲載されている 60 種（植物 13 種、動物 47 種）の合計 386 種（植物 198 種、動物 188 種）が市内で確認されています。



キバナノショウキラン



コアジサシ



トノサマガエル



ホトケドジョウ

#### カテゴリー区分と確認種数

カテゴリー区分	基本概念	本市での確認種数		
		植物	動物	合計
絶滅 (EX)	本県ですでに絶滅したと考えられる種	0	1	1
野生絶滅 (EW)	飼育・栽培下でのみ存続している種	0	0	0
絶滅危惧Ⅰ類	絶滅の危機に瀕している種	37	23	60
ⅠA類 (CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの	9	6	15
ⅠB類 (EN)	ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの	28	17	45
絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	絶滅の危険が増大している種	72	41	113
準絶滅危惧 (NT)	存続基盤が脆弱な種	27	34	61
情報不足 (DD)	評価するだけの情報が不足している種	4	10	14
絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)	地域的に孤立している地域個体群で、絶滅のおそれが高いもの	0	1	1
要注目種 (N)	本県独自のカテゴリー	45	31	76
現状不明 (N-I)	現状が不明な種	14	0	14
分布上注目種 (N-II)	絶滅の危険性は小さいが、分布上注目される種	4	9	13
部会注目種 (N-III)	その他各部会で注目すべきと判断した種	27	22	49
静岡県レッドデータブック掲載種 合計		185	141	326
環境省レッドリスト*のみに掲載されている種		13	47	60
合計		198	188	386

注) 動物(魚類)は、「静岡県レッドリスト 2020」の全県カテゴリーで集計した。また、カワムツ、タモロコは「静岡県レッドリスト 2020」に掲載されているが、沼津市においては移入種とされているため除外した。

\*:「環境省レッドリスト(2020, 2025)」及び「環境省版海洋生物レッドリスト(2017)」

【資料:静岡県レッドリスト(2020)、環境省レッドリスト(2020, 2025)、環境省版海洋生物レッドリスト(2017)】

## ●天然記念物

2024（令和6）年10月現在、本市には89件の指定文化財があります。そのうち、天然記念物は国指定の「大瀬崎のビャクシン樹林」、県指定の「岡宮浅間神社のクス」「御浜岬のイヌマキ群生地」「鮎壺の滝」「河内の大スギ」、市指定の「久連神社社叢」「赤野観音堂のカヤ」「河内の稲荷スギ」「部田神社のコブ付大クス」の合計9件があります。

また、本市で確認されている動物のうち、カモシカ、カンムリウミスズメなど6種が国指定の天然記念物・特別天然記念物に指定されています。

## 3-5 外来種

「外来生物法」（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）では、生態系や人の生命・身体、農林水産業に悪影響を与えるおそれのある外来生物を「特定外来生物」として指定し、飼養・栽培・保管・運搬・販売・輸入などを規制しています。

本市では、多くの外来種が確認されています。これらのうち、特定外来生物は、植物のオオワヂシャ、アレチウリ、オオカワヂシャ、オオキンケイギク、ミズヒマワリ、オオハンゴンソウ、鳥類のガビチョウ、ソウシチョウ、爬虫類のカミツキガメ、ミシシippアカミミガメ、両生類のウシガエル、魚類のアリゲーターガー、カダヤシ、ブルーギル、昆虫類のアカボシゴマダラ、甲殻類のアメリカザリガニの合計16種です。このうち、ミシシippアカミミガメとアメリカザリガニの2種は「条件付特定外来生物」に指定されており、飼うことはできるものの、野外に放すことは禁止されています。



オオカワヂシャ



アレチウリ



ソウシチョウ



アカボシゴマダラ



### 身近な公園にも広がる外来種の影響

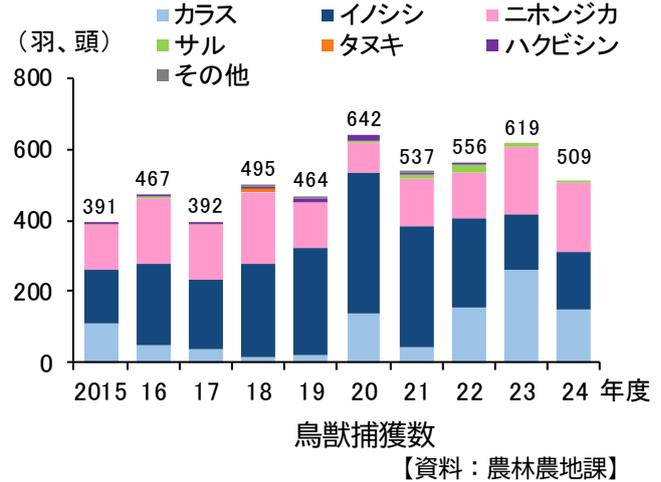
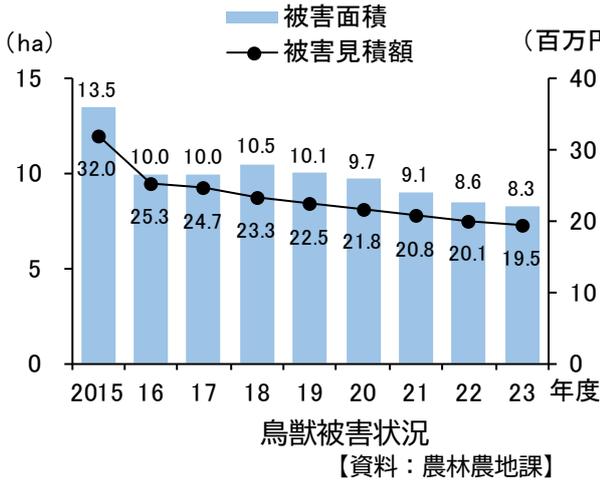
本市が2022（令和4）年度に門池公園で実施した自然環境調査では、私たちの身近な場所にも多くの外来種が定着していることが明らかになりました。確認された特定外来生物は、ガビチョウやソウシチョウ（鳥類）、ウシガエル（両生類）、アカボシゴマダラ（昆虫類）、ブルーギル（魚類）などです。また、ミシシippアカミミガメ（爬虫類）や、アメリカザリガニ（甲殻類）などの条件付特定外来生物も確認されています。これらの外来種は、在来種の生息地を奪ったり、捕食したり、交雑によって遺伝的な攪乱を引き起こすなど、生態系にさまざまな影響を及ぼします。こうした変化は、山や川だけでなく、私たちが日常的に訪れる公園でも起きているのです。外来生物の問題は、地域の生物多様性を守るうえで重要な課題です。市民一人ひとりが関心を持ち、地域ぐるみで取り組むことが、持続可能な自然環境の保全につながります。

### 3-6 野生鳥獣

#### ●野生鳥獣とのあつれき

本市には豊かな自然があり、そこには多くの野生動物が生息しています。これまで里地里山を中心に生息していたイノシシやニホンジカの生息域は、近年では市内全域に広がり、市街地でも確認されるようになってきました。このように人が生活する地域にまで生息範囲が広がることで、人と接する機会も多くなりました。

近年では、カラスやイノシシ、ニホンジカなどの鳥獣による林産物・農作物などへの被害が発生しています。2023（令和5）年度の被害面積は約8ha、被害見積額は1,946万円でした。

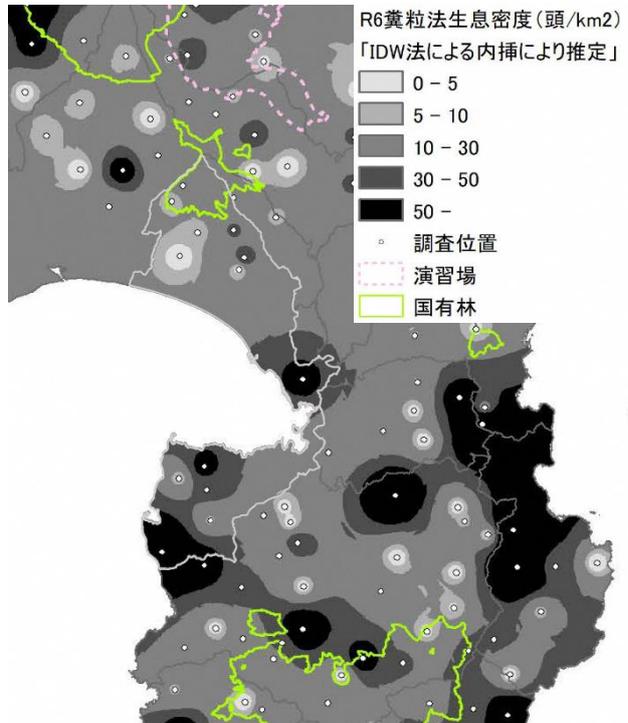


#### 地域ごとのニホンジカの生息密度と課題

静岡県が2022（令和4）年3月に策定した「第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）（第5期）」によると、本市の狩野川放水路以南の区域についてはニホンジカの生息密度が減少傾向、本狩野川放水路以北の区域については、長泉町との境で局所的に生息密度が高い状況が続いています。

なお、静岡県が公表しているニホンジカの推定生息密度（2024年度末）をみると、鷲津山や戸田付近を中心に密度が高くなっています。

ニホンジカによる農林業被害は、スギ・ヒノキ等の枝葉の食害と樹皮摂食による枯損、果樹やイネの食害など多岐にわたっていますが、生物多様性の保全と農林業被害の軽減を両立させるためには、管理捕獲の従事者を確保するなどの取組が、ますます重要になってきています。



ニホンジカの推定生息密度（2024年度末）  
【資料：静岡県自然保護課】

### 3-7 生態系

#### ●生態系区分

本市の生態系は、地形、地質、標高、植生の観点から分類すると、大きく「奥山（愛鷹山地区・達磨山地区）」「里地里山（愛鷹山地区・達磨山地区）」「田園・湿地」「市街地」「河川・池沼」「海岸・海洋」の6つに区分することができます。

奥山	主に標高 800mを超える自然性の高い森林や草地を含む地域で愛鷹山地区、達磨山地区がある
里地里山	主に標高 800m未満にあり、定期的・不定期的に人為的影響を受けて成立している森林や草地で愛鷹山地区、達磨山地区がある
田園・湿地	浮島ヶ原をはじめとする水田などの湿地の地域
市街地	住居や工業地帯などの地域
河川・池沼	河川、池沼、湧水などを含む地域
海岸・海洋	駿河湾沿岸の砂～砂礫浜海岸と伊豆半島沿岸の岩石海岸を含む地域

- 奥山(愛鷹山)
- 奥山(達磨山)
- 里地里山(愛鷹山)
- 里地里山(達磨山)
- 田園・湿地
- 市街地
- 河川・池沼
- 海岸
- 海洋



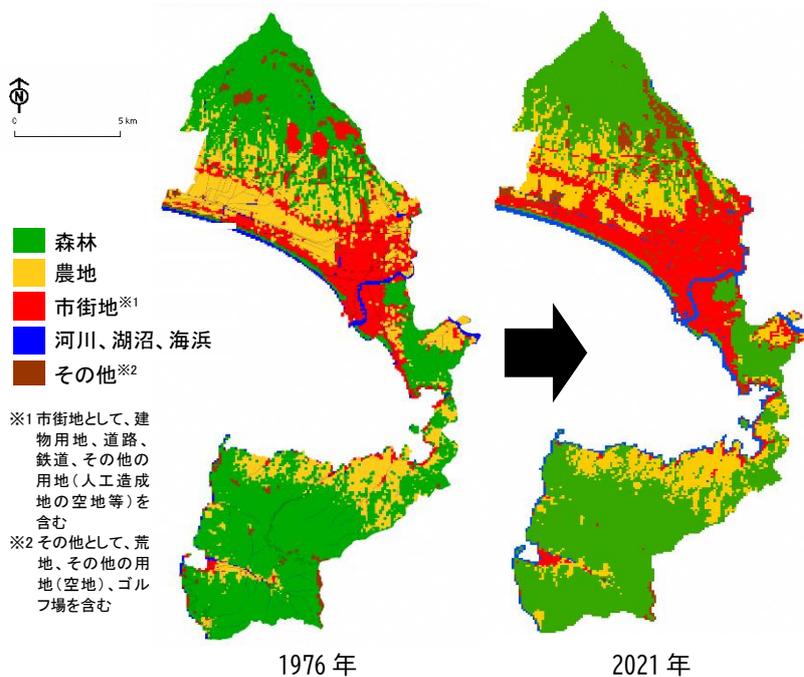
生態系区分図



#### 市街地の拡大と農地の減少

国土交通省の「土地利用細分メッシュデータ」の1976（昭和51）年と2021（令和3）年を比較すると、建物用地や道路などを含む市街地は約1.5倍に増加しましたが、そのかわりに農地が著しく減少しています。

農地は人の働きかけを通じて形成されてきた環境ですが、様々な動植物の生息・生育地にもなっています。生物多様性の観点からも農地の保全が求められています。



1976年 2021年

土地利用面積の変化

【資料：国土数値情報・土地利用細分メッシュデータ（国土交通省）】

## ①奥山

## ●愛鷹山地区の奥山

標高1,187.5mの愛鷹山を含む地域には、主にスギ・ヒノキ植林と越前岳までの稜線部にみられる天然林のブナ林が分布し、日本固有種の維管束植物の多いエリアとしても重要な地域です。

愛鷹山では、ツキノワグマやカモシカ、クマタカなど、豊かな森林帯を必要とする動物がみられますが、森林の縮小と分断によりツキノワグマの絶滅が心配されています。また、カヤクグリやハコネサンショウウオなど、冷涼な気候を好む種が生息しています。愛鷹山の山頂付近は「愛鷹山自然環境保全地域」に指定されています。



愛鷹山のブナ林

## ●達磨山地区の奥山



達磨山のササ草地

達磨山（標高 982m）や金冠山（標高 816m）の山頂付近を含む範囲は、ミヤマクマザサによる草地や自然性の高い低木林が広く分布しています。また、谷間や凹地にはマメザクラ、ヒメシャラ、サラサドウサン、リョウブなどが点在しています。

動物は、ササ類を食草とするヤマキマダラヒカゲが生息するなど、草地や低木林を利用する種がみられます。また、達磨山西麓を流れる戸田大川の上流域にも、水温の低い溪流でみられるハコネサンショウウオが生息しています。なお、達磨山山頂周辺は「富士箱根伊豆国立公園」の特別地域に指定されています。

## ②里地里山

## ●愛鷹山地区の里地里山

標高800m以下の愛鷹山では、スギ・ヒノキ植林が広く分布しており、その多くは伐採適期を迎えています。一方で、コナラやクヌギなどの落葉広葉樹林、シイ・カシなどの常緑広葉樹林はあまり多くありません。また、茶畑や畑地などの耕作地、ゴルフ場、住宅地、造成地など、人間活動と関係の深い土地利用が多いことも特徴です。

愛鷹山の山麓部では、ムササビ、サンコウチョウ、オオミドリシジミなど森林性の動物が多く確認されています。また、ニホンジカやイノシシは近年個体数が増加傾向にあり、遭遇する機会が増えています。



スギ・ヒノキ植林

## ●達磨山地区の里地里山



達磨山地区の里山

伊豆半島では、スギ・ヒノキ植林が広く分布しており、特に戸田地区の森林では、SGEC 認証を取得して持続可能な森林経営を行っています。そのほかにコナラやシデ類の落葉広葉樹林、みかんなど果樹園を主とする耕作地、シイ・カシ類や海岸付近で特徴的に分布するウバメガシやタブノキなどの自然性の高い常緑広葉樹林が分布しています。また、香貫山から大平山周辺などでみられたアカマツ林は、マツノザイセンチュウによる松枯れや手入れが行われなくなったことにより、常緑・落葉広葉樹林に遷移した場所が多くなりました。

静浦から戸田地区にかけての山地では、ニホンザル、アオゲラ、シモダマイマイなど森林を主な生息環境とする動物が多く確認され、静浦地区では石切場跡がコウモリ類の生息地となっています。

香貫山の里山は、市街地に近い場所にあることから、人と自然とのふれあいの場になっています。香貫山では、ヤマガラ、シロハラ、カブトムシなど森林に生息する鳥類や昆虫類が多く確認されています。また、戸田地区には「日本の棚田百選」に選ばれている「北山の棚田」があります。

### ③田園・湿地

田園ではアマサギなどの鳥類や、ドジョウ、モノアラガイなどの水生生物がみられます。浮島ヶ原には、数多くの湿生植物や水生植物が生育しており、サワトラノオは浮島ヶ原を県内唯一の生育地とする種です。また、ミツガシワ（植物）、ナガオカモノアラガイ（貝類）などの静岡県版レッドリスト掲載種が生息・生育する貴重な湿地です。その一方で、カダヤシやウシガエルなどの外来種も確認されており、在来の動植物への影響が危惧されています。



浮島ヶ原の水田

### ④市街地



市街地に残る社寺林

市街地には、住宅地や工場地帯が広く分布していますが、わずかにコナラやシイ・カシ類の広葉樹林も分布しています。また、点在する巨樹・巨木林や社寺林の存在は、良好な景観の形成、動植物の生息・生育環境、人々の心のよりどころなど、とても重要な働きを担っています。

市街地では、アブラコウモリ、キジバト、ムクドリ、オカダトカゲなど、普段よく目にする動物が確認されています。これらの動物は民家や寺社などの人工物や街路樹などをすみかとして利用しています。



#### 市街地の生物多様性を育む事業者の取組

株式会社明電舎（沼津事業所）の敷地内にはビオトープが整備されており、良好な水辺環境の指標とされるハグロトンボの定着が確認されています。さらに、ジャコウアゲハやカワセミ、カモなど多くの生物の誘致を目指し、新たなビオトープ整備を継続しています。

こうした企業による自主的な取組は、市街地の生物多様性保全に貢献するだけでなく、環境教育の促進にもつながる可能性を秘めています。

【資料：株式会社明電舎】



### ⑤河川・池沼

#### ●河川

狩野川や沼川では、ニホンウナギ、ボラ、ヌマチチブなど河川下流域に生息する魚類が確認され、狩野川河口域では、コショウダイやイケカツオのような一時的に、河口域に出現する海水魚も確認されています。また、狩野川の高水敷にはヨシ群落、オギ群落などが分布しており、河口部にはシギ、チドリ類の渡りの中継地ともなる干潟も存在しています。



狩野川河口の干潟

三島市との境にある灰塚川（松毛川）は典型的な三日月湖であり、全国的にも珍しい地形でエノキ、ムクノキなどの河畔林が残されています。

## ●池沼



明神池

本市の主要な池には門池、大瀬崎の神池、井田の明神池などがありますが、神池や明神池は海に隣接する場所にありながら淡水の池として知られています。

門池では、ニホンスッポン、アブラハヤ、テナガエビなどの水生生物のほかに、カワセミ、ツチガエル、シオカラトンボなどの水辺でみられる動物が確認されています。

## ⑥海岸・海洋

### ●海岸

本市の海岸線は約 63km あり、大瀬崎や御浜岬の砂嘴、江浦湾・内浦湾のリアス式海岸などの複雑な地形を有しています。

伊豆半島沿岸は、所によって海食崖が発達した岩石海岸になっています。このような断崖地には海岸断崖植生のほか、「大瀬崎のビャクシン群落」などの特定植物群落をみることができます。また、海岸の岩礁地ではイソヒヨドリなどの鳥類がみられ、波がかかる場所にはタマキビガイやイワガニなどが生息しています。礫海岸では、オオミズハゼなど、礫の間という特殊な環境に適応した種も確認されています。



大瀬崎のビャクシン群落

駿河湾沿岸では、砂浜や砂礫浜の海岸が広がっています。海浜部ではハマゴウ群落、陸側には特定植物群落にも指定されている「千本松原のクロマツ林」が広範囲に広がっています。

### ●海洋



内浦湾

海岸の前面や浅海域においては、岩場にガラモ場やテングサ場、砂地にアマモ場などが分布し、藻場を形成しています。このほか、内浦湾には、エダミドリイシなどからなる造礁サンゴ群集があり、日本の造礁サンゴのほぼ北限とされています。

本市は、水深が深い駿河湾に面しているため、表層を遊泳するカンパチ、ブリなどから、深海に生息するミツクリザメやタカアシガニなど、様々な水深に生息する魚介類が確認されています。また、ハシボソミズナギドリ、カンムリウミスズメなど多くの海鳥が確認されています。

### column コラム

#### 砂浜と岩礁が育む多様な生命

本市が 2023（令和 5）年度に長井崎で実施した調査では、様々な生きものが観察されています。海岸の岩礁まわりにはキュウセンやカサゴなどが確認されています。また、岩の裂け目にはカメノテが群生し、潮だまりには、口が大きく吸盤があるドロメが生息しています。海岸上空ではトビがよく見られ、ウミネコは一年中群れで見られます。また、海岸性の低木のハコネウツギや、マサキなどの植物がこの地の生態系を形作っています。



## 絶滅したと思われていたオオスナモグリの発見

オオスナモグリは、中期更新世～完新世（100 万年前以降）から産出する化石や遺骸のみが知られ、絶滅したと見なされていた大型の甲殻類（スナモグリ類）です。しかし、2017（平成 29）年 3 月、本市の陰野川河口の干潟にて現生の標本が採集され、生存が確認されました。この再発見は、分類学的・系統的に大きな意義があり、本市の沿岸環境が貴重な生物の生息地となっている事例ともいえます。

【資料：オオスナモグリは生きていた（千葉県立中央博物館ウェブサイト）】

### 3-8 保護地域・自然共生サイト

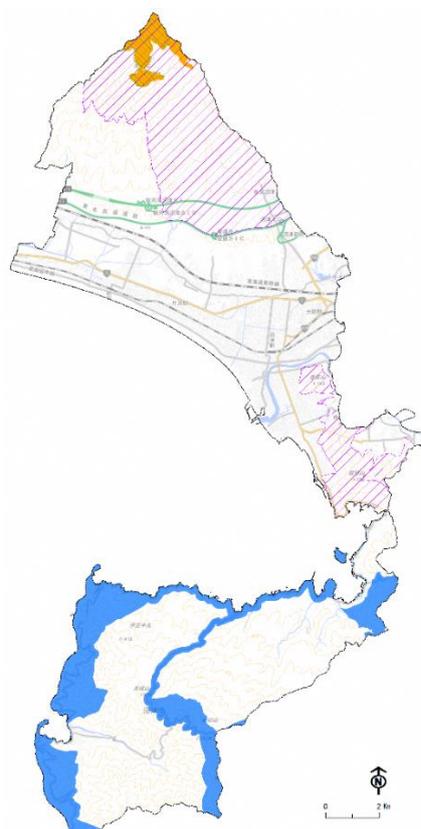
#### ●保護地域

本市には、「生物多様性国家戦略 2023-2030」で定める保護地域として、自然公園や自然環境保全地域、鳥獣保護区、保護林などがあり、これらを合計すると市域に占める保護地域の割合は 31.9%です。なお、日本全体の保護地域の割合は、陸域が 20.5%、海域が 13.3%です。

本市の保護地域

保護地域	面積 (ha)	総面積に対する保護地域の割合	
総面積	18,682	31.9%	
保護地域	自然公園		2,155
	自然環境保全地域		250
	鳥獣保護区		3,804
	保護林		202
	重複地域を除外		-453
保護地域合計	5,959		

【資料：国土数値情報 GIS データ ほか】



保護地域

【資料：国土数値情報 GIS データ ほか】

#### ●自然共生サイト

本市には、環境省の「自然共生サイト」に登録された区域が 1 箇所（富士通(株)沼津工場：40.22ha）あります。



### 「自然共生サイト」登録による地域貢献

富士通株式会社沼津工場は、敷地の約 8 割を広大な緑地が占めております。この緑地は、多様な自然環境が地域の生物多様性を育む場として、また、自然とのふれあいを楽しむ場として積極的に活用されています。さらに、この緑地内で実施されている生物多様性保全への取組（自然体験ウォーキング、特定外来種の駆除、重要種の保全など）が高く評価され、環境省の「自然共生サイト」に登録されています。



これらの取組は、本市全体の生物多様性保全活動をさらに促進し、市民・事業者と自然が調和した未来の実現に向けた重要な一歩となっています。

【資料：富士通株式会社沼津工場】

### 3-9 人と自然とのふれあい・景観

#### ●人と自然とのふれあいの場

本市は海、山、川の豊かな自然環境に恵まれていることから、釣りやボードセーリング、ダイビングなどのマリンスポーツや海水浴、湧水やため池など水とのふれあい、ハイキングコース、自然観察スポット、花の観賞など、自然とふれあうことのできる場所がたくさんあります。



平沢海水浴場



発端丈山ハイキングコース



沼川の桜並木

#### ●景観

市内には香貫山の香陵台や煌めきの丘など、富士山のビューポイントがたくさんあります。また、北山の棚田は「日本の棚田百選」、千本松原は「日本の白砂青松百選」、牛臥・島郷・志下海岸は「日本の渚百選」に選定されているなど、景観資源にも恵まれています。

なお、本市は2007（平成19）年4月に景観行政団体に移行後、2010（平成22）年6月に「沼津市景観条例」を制定するとともに、2010（平成22）年12月には「沼津市景観基本構想」と「沼津市景観計画」を策定しました。



香貫山からの眺望



煌めきの丘からの眺望



北山の棚田

#### ●伊豆半島ジオパーク

本市にもジオサイトを有する伊豆半島ジオパークは、2018（平成30）年4月、国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）から国内9地域目の世界ジオパークに認定されました。市内には、鮎壺の滝や淡島、御浜岬など数多くのジオサイトがあります。



鮎壺の滝



淡島



御浜岬

## 第4節 生物多様性に関する対策・施策

※特に重点的に取り組んでいくものに【重点取組】と表示

### 4-1 自然環境調査の実施と生物の保全・管理

項目	取組内容
自然環境調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>在来種、外来種のモニタリング調査の実施【重点取組】</li> <li>水生生物調査（観察会）の実施</li> </ul>
絶滅の可能性のある動植物の保護保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>アカウミガメ産卵実態調査</li> </ul>
天然記念物の保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>天然記念物の指定・保護</li> </ul>
外来種の防除活動の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>外来種の防除活動の普及啓発</li> </ul>
有害鳥獣への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>有害鳥獣の捕獲などによる適正管理</li> </ul>

### 4-2 生態系の保全と生物多様性保全活動の拡大

項目	取組内容
奥山・里地里山 田園・湿地の生態系の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>愛鷹山自然環境保全地域や富士箱根伊豆国立公園での環境に影響を与えるおそれのある行為制限の周知</li> <li>森林の適正な維持管理の推進</li> <li>保安林の指定</li> <li>環境保全型農業の推進</li> <li>集落協定などを活用した農地保全の推進</li> <li>農作物林産物の地産地消の推進</li> <li>荒廃農地への対策</li> <li>湿地の保全</li> </ul>
市街地の生態系の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園緑地の整備・管理</li> <li>市民参加型の公園管理の推進</li> <li>緑化の推進</li> </ul>
河川・池沼の生態系の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川及び護岸の保全管理</li> <li>河川の清掃・保全活動への支援</li> </ul>
海岸・海洋の生態系の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>海岸林の保全・管理</li> <li>海岸清掃・保全活動の支援</li> </ul>
30by30 目標への貢献	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護地域や自然共生サイトの拡大</li> </ul>
生物多様性保全活動の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>「めまづ生物多様性保全活動賛同団体登録制度」の普及</li> </ul>
自然環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>「沼津市景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」に基づく自然環境への配慮の推進</li> </ul>

### 4-3 自然とのふれあいの促進

項目	取組内容
ふれあいの場の整備・管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然環境を活かした観光資源の保全・整備・維持活用</li> <li>ハイキングコースの整備とパトロールの実施</li> <li>自然環境に配慮した景勝地の維持・管理</li> </ul>
マナー啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然とのふれあいにおけるごみの持ち帰り・分別の徹底</li> </ul>

### 4-4 美しい自然景観の保全

項目	取組内容
景観の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>沼津市景観計画に基づく、良好な景観形成</li> <li>電線地中化の推進</li> </ul>
地形・地質資源の保全・活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>伊豆半島ジオパークのジオサイトの活用</li> </ul>



## めまづ生物多様性保全活動賛同団体登録制度

本市では、地域の豊かな自然環境と生物多様性を守るため、「めまづ生物多様性保全活動賛同団体登録制度」を導入しています。この制度は、市内で生物多様性保全に取り組む企業や団体が登録し、活動内容を市が広報することで、地域全体の意識向上と連携を促進するものです。登録団体には証明書が交付され、市のウェブサイトで活動が紹介されます。例えば、敷地内のビオトープ整備や河川清掃、自然観察会の開催など、多様な取組が対象です。自団体の活動を広く発信し、他団体との情報交換の場としても活用できます。



## 自然を活用した解決策（NbS）、Eco-DRR、グリーンインフラ

近年、気候変動や自然災害への対応策として注目されているのが「自然を活用した解決策（NbS：Nature-based Solutions）」です。NbSは、森林や湿地などの自然の力を活かして社会課題を解決するアプローチであり、環境保全と人々の暮らしの両立を目指します。

なかでも「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」は、自然の緩衝機能を利用して災害リスクを軽減する手法で、例えば海岸林や湿地の保全が津波や洪水の被害を抑える効果を持ちます。また、「グリーンインフラ」は都市や地域づくりに自然の機能を取り入れる考え方で、雨水の浸透や都市の温暖化対策にも貢献します。これらの取組は、単なる環境対策にとどまらず、地域のレジリエンス向上や生物多様性の保全にもつながります。持続可能な社会の実現には、単に自然との共生を目指すだけでなく、社会課題を同時に解決するという視点が重要です。



### グリーンインフラ（都市部）の取組・手法

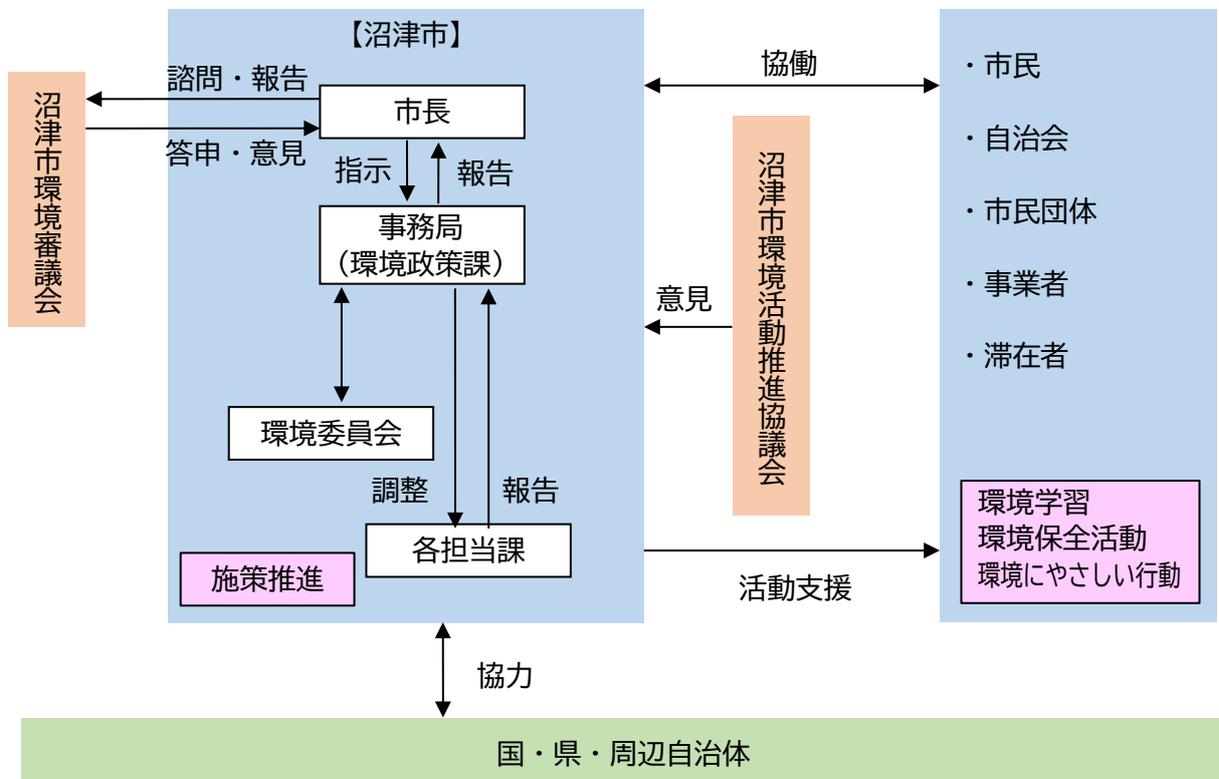
【資料：グリーンインフラ実践ガイド（国土交通省）】



## 第1節 推進体制

環境の保全及び創造に関する施策を推進していくためには、市・市民・事業者・滞在者の各主体がそれぞれの役割に基づく責務（沼津市環境基本条例第4条：市の責務、第5条：市民の責務、第6条：事業者の責務、第7条：滞在者の責務）を果たすとともに、各主体間の連携・協力による取組が必要であることから、ここでは各主体の役割分担を踏まえた推進体制について示します。

ここで示した環境審議会、環境活動推進協議会、環境委員会、各担当課、市民・事業者・滞在者、事務局がそれぞれの立場や地域で主体的に環境活動に取り組めるよう、相互の協力体制の確立を目指します。



### 1-1 環境審議会

「沼津市環境基本条例」第23条で規定された機関で、学識経験者、市内の各種団体などを代表する者、公募の市民、関係行政機関の職員で組織されます。環境審議会は、市長の諮問に応じて調査審議を行い、審議した結果を市長へ答申します。

### 1-2 環境活動推進協議会

市は、市民などと協働して環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、学識経験者、各種団体などを代表する者、事業者、静岡県地球温暖化防止活動推進員、公募の委員による「環境活動推進協議会」を設置します。環境活動推進協議会は以下の事項について協議します。

- ▶ 環境基本計画に基づく、施策などの推進に関すること。
- ▶ 市と市民・事業者などとの協働の促進に関すること。
- ▶ その他市長が必要と認めるもの。

### 1-3 環境委員会

市長は、市の機関相互の連携及び施策の調整を図り、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、市役所内に「環境委員会」を設置します。環境委員会は以下の事項について検討します。

- ▶ 環境配慮行動計画の実行・評価及び改善に関すること。
- ▶ 環境基本計画に基づく、市の環境施策などにおける連携・調整に関すること。
- ▶ その他市長が必要と認めるもの。

### 1-4 各担当課

各担当課は、担当する施策や事業において環境に配慮するとともに、その状況について把握し、環境委員会へ報告します。また、周辺地域の自治体や国、県、広域的に活動を展開している団体などと連携を図ります。

### 1-5 市民・事業者・滞在者

市民（市民団体や自治会を含む）・事業者・滞在者（旅行者など一時的に滞在する人）は、沼津市環境基本条例に基づき、以下のような責務を果たします。

- ▶ 市民は環境への負荷の低減及び自然環境の適正な保全に積極的に努める。
- ▶ 市民は環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境施策に協力する。
- ▶ 事業者は事業活動に伴う公害の防止、廃棄物の適正処理、自然環境の保全に必要な措置を講じる。
- ▶ 事業者は事業活動に係る製品の使用・廃棄による環境への負荷を低減するとともに、環境に配慮した原材料・役務などを利用するよう努める。
- ▶ 事業者は地域の一員であるとの認識の下に、市が実施する環境施策に協力する。
- ▶ 滞在者は環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境施策に協力する。

### 1-6 事務局

事務局（環境政策課）は、各主体から市への環境に関する意見提出、問い合わせの窓口としての役割を果たすとともに、様々な環境情報を各主体へ提供します。

また、環境審議会、環境活動推進協議会などの組織との連携及び連絡・調整の役割を果たします。

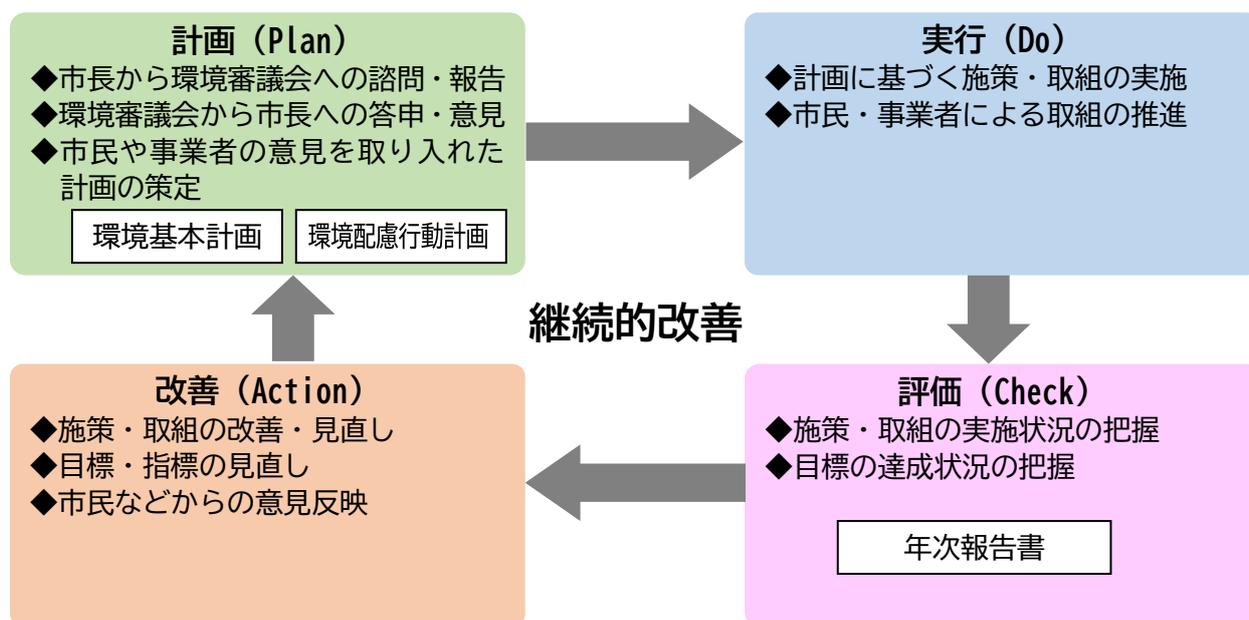
## 第2節 進行管理と支援体制

### 2-1 PDCA サイクルによる進行管理

計画の進行管理は、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のPDCAサイクルの考え方を取り入れ、継続的改善を行っていきます。

毎年度、事務局（環境政策課）が中心となり、計画の進捗状況や目標の達成状況の評価を行い、その結果を環境審議会、環境活動推進協議会に報告するとともに、「年次報告書（市民生活と環境）」や広報ぬまづ、ウェブサイトなどを通じて市民に公表します。

寄せられた提案や意見は、次年度の「環境配慮行動計画」や計画見直しに反映を検討します。



### 2-2 支援体制

#### ●財政支援

計画に掲載された重点施策を中心に予算の確保に努めます。また、国や県などの補助金の活用を図ります。

#### ●情報提供・意識啓発

環境基本計画や年次報告書、その他の環境情報の発信を行います（広報ぬまづ、ウェブサイト、SNSなど）。

環境教育やイベントで環境基本計画をPRするなど、環境意識の啓発を図ります。



# 資料編

## 資料1 計画策定の経緯

2025（令和7）年		
5月23日	庁内意見聴取（6月13日まで）	市の取り組み・数値目標などの検討
9月3日	第1回沼津市環境審議会	諮問、中間見直し（案）（第1章～第4章）の検討
10月22日	第1回沼津市環境活動推進協議会	中間見直し（案）（第1章～第4章）の検討
11月10日	庁内意見聴取（11月14日まで）	中間見直し（案）の検討
11月18日	第2回沼津市環境審議会	中間見直し（案）の検討
12月23日	第2回沼津市環境活動推進協議会	中間見直し（案）の検討
2026（令和8）年		
1月16日	第3回沼津市環境審議会	答申
2月13日	パブリックコメント（3月14日まで）	1カ月間
3月	計画策定	

## 資料2 委員名簿

### ■沼津市環境審議会（敬称略、順不同）

氏名	推薦団体（所属役職等）	種別	備考
小南 陽亮	静岡大学教育学部 教授	1	会長
平井 一之	一般社団法人静岡県環境資源協会 会長	1	副会長
平井 和行	X-Tech NUMAZU 協議会（株式会社明電舎 経営企画本部副本部長）	2	
鈴木 邦彦	沼津地区環境保全協議会（芝浦セムテック株式会社 管理部部長）	2	
土屋 新一	沼津市自治会連合会 副会長	2	
村上 浩昭	愛鷹山森林組合 業務部長	2	
山本 勝也	沼津一般廃棄物処理業協会（環境サービス株式会社 統括本部長）	2	
渡邊 操		3	

【種別】 1：学識経験者 2：市内の各種団体等 3：公募市民

### ■沼津市環境活動推進協議会（敬称略、順不同）

氏名	所属団体名	備考
服部 乃利子	特定非営利活動法人アースライフネットワーク	座長
竹口 昌之	沼津工業高等専門学校	
大嶽 由紀江	富士伊豆農業協同組合女性部 なんすん地区本部	
野極 広史	東京電力パワーグリッド株式会社 静岡総支社	
後藤 友彦	静岡ガス株式会社 東部支社	
安田 孝	静岡県地球温暖化防止活動推進員	
椿 美邦	静岡県地球温暖化防止活動推進員	

## 資料3 沼津市環境基本条例

2020（令和2）年3月26日条例第16号

### 目次

#### 前文

#### 第1章 総則（第1条—第7条）

#### 第2章 環境の保全と創造を推進するための施策（第8条—第19条）

#### 第3章 推進体制（第20条—第22条）

#### 第4章 環境審議会（第23条）

#### 付則

私たちのまち沼津市は、雄大な富士山を仰ぐ美しい海岸線、緑豊かな愛鷹山と沼津アルプスに連なる山々、水面輝く狩野川、そこに生息する動植物等、恵み豊かな自然の恵沢の中で生命を守り、文化を培い、先人の努力により、今日の実りある社会を築いてきた。

しかし、一方で生活の利便性や物質的な豊かさを求めた大量生産、大量消費及び大量廃棄型の社会経済システムは、自然の復元力を超える環境負荷を与え、地域の環境はもとより、地球環境にまで大きな影響を与えている。

今の私たちには、全ての生命の生存基盤である地球環境の保全を普遍的な課題と認識し、自然と共生を図りながら、環境負荷の少ない、持続的発展が可能な社会の実現に寄与することが求められている。

ここに私たちは、先人から引き継いだこのかけがえのない環境を守り育て、次の世代へ引き継いでいくことを責務とし、市、市民、事業者及び滞在者の協働の下、地球的視野に立った環境の保全及び創造に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民、事業者及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えらるる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動

その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(4) 循環型社会 製品等の循環的な利用の促進及び廃棄物等の適正な処理が確保されることにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷の低減が図られる社会をいう。

#### （基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活に欠くことのできない健全で恵み豊かな環境の恵沢を現在及び将来にわたって持続的に享受することができるように行わなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然との共生の確保を旨とし、人を含めた自然の生態系の多様性を尊重し、自然環境の維持、保全、整備、回復及び活用を図っていかななければならない。

3 環境の保全及び創造は、環境への負荷の低減に向け、持続的に発展が可能な循環型社会の実現を目指し、市、市民、事業者及び滞在者がそれぞれの責務の下、相互に連携し、自主的かつ積極的に行わなければならない。

4 環境の保全及び創造は、地域における事業活動及び日常生活が地球環境にも影響を及ぼすことを認識し、国際的な協力・協調の下に行わなければならない。

#### （市の責務）

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関し、本市の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施する責務を有する。

2 市は、基本理念にのっとり、自らの事業活動に伴う環境への負荷の低減に率先して努める責務を有する。

3 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

#### （市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、資源の循環的利用、廃棄物の減量、水資源及びエネルギーの有効利用等、日常生活に伴う環境への負荷の低減及び自然環境の適正な保全に積極的に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、廃棄物を適正に処理し、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工、販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するよう努めるとともに、環境に配慮した原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、自らも地域の一員であるとの認識の下に、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(滞在者の責務)

第7条 旅行者その他の滞在者は、基本理念にのっとり、その滞在中の行動に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

## 第2章 環境の保全と創造を推進するための施策

### (施策の基本方針)

第8条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、実施する。

(1) 公害その他の環境の保全上の支障を未然に防止するとともに、市民の健康を保護し、安全で快適な生活環境を確保すること。

(2) 野生生物の多様性及び健全な生態系の確保を図るとともに、森林、農地、里山、里海、河川等の自然環境の保全を図り、自然と人との豊かな触れ合いが保たれること。

(3) 多様な自然景観及び歴史的・文化的な景観を良好に保全し、美しく住みよい都市環境の実現を図ること。

(4) 廃棄物の減量・資源化を促進し、循環型社会の構築を目指すとともに、自然エネルギー等の有効利用を促進することにより、環境への負荷の低減を図ること。

(5) 環境の保全及び創造が、市、市民、事業者及び滞在者の責務の下、相互に連携し実施されるよう全ての主体の自主的な参加の推進を図ること。

### (環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、これらに関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 環境の保全及び創造のために、市、市民、事業者及び滞在者のそれぞれが配慮すべき事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、

市民及び事業者(以下「市民等」という。)の意見を反映するよう努めるとともに、第23条に規定する沼津市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

### (環境基本計画との整合)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するに当たっては、環境基本計画との整合に努め、環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

### (環境の状況等の公表)

第11条 市長は、各年度における環境の状況、環境施策の実施状況等を公表しなければならない。

### (教育及び学習の振興)

第12条 市は、市民等が環境の保全及び創造について理解を深め、環境への負荷の低減のための活動に自発的に取り組む意欲を増進させるため、環境に関する知識の普及、人材の育成及び活用、生涯学習の機会の拡充等、教育及び学習の振興を図るとともに、学校、家庭、地域、職場等において、連携を保ちつつ推進されるよう努めるものとする。

### (市民等の自発的な活動の促進)

第13条 市は、市民等が自ら行う環境への負荷の低減を図るための活動を促進するため、必要があると認めるときは、助成、支援その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

### (情報の収集及び提供)

第14条 市は、市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進のため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の保全及び創造に関する情報を収集するとともに、市民等に適切に提供するよう努めるものとする。

### (調査及び研究の実施)

第15条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、適切に実施するため、環境の状況に関する必要な調査及び研究に努めるものとする。

### (市民等の意見の施策への反映)

第16条 市は、市民等の意見を環境の保全及び創造に関する施策に反映するよう努めるものとする。

### (規制の措置)

第17条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

### (監視等の体制の整備)

第18条 市は、環境の状況を把握するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

### (公害等に係る紛争の予防等)

第19条 市は、公害その他の環境の保全上の支障に

関する行為に係る苦情の処理及び紛争の予防等について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第3章 推進体制

(推進体制の整備)

第20条 市長は、市の機関相互の連携及び施策調整を図り、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

2 市は、市民等と協働して環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第21条 市は、環境の保全及び創造のために広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(地球環境の保全)

第22条 市は、国、他の地方公共団体及び市民等と連携し、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

### 第4章 環境審議会

(審議会)

第23条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、本市の環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項について調査審議するため、沼津市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ、調査審議する。

(1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。  
(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項に関すること。

3 審議会は、環境の保全及び創造に関する事項について必要と認めるときは、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員15人以内で組織する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者  
(2) 市内の各種団体等を代表する者  
(3) 公募の市民  
(4) 関係行政機関の職員

6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

8 会長は、必要があると認めるときは、審議会への関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

9 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### 付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前

の沼津市環境保全基本条例(以下「旧条例」という。)第18条に規定する沼津市環境保全審議会(以下「旧審議会」という。)の委員として在任する委員は、この条例による改正後の沼津市環境基本条例(以下「新条例」という。)第23条に規定する沼津市環境審議会(以下「新審議会」という。)の委員とみなす。この場合において、新審議会の委員とみなされた委員の任期は、新条例第23条第6項の規定にかかわらず、令和3年6月30日までとする。

3 この条例の施行の際現に旧条例第18条の規定により選出されている旧審議会の会長又は副会長は、新条例第23条第7項の規定により選出された新審議会の会長又は副会長とみなす。

4 この条例の施行の日以後に、新条例第23条第5項の規定により委嘱される委員の任期は、新条例第23条第6項の規定にかかわらず、令和3年6月30日までとする。

## 資料4 参考資料

## ●温室効果ガス排出量の現状趨勢ケース

## 【計算例】

現状趨勢ケース温室効果ガス排出量（2030（令和12）年度）＝現状年度の温室効果ガス排出量（2021（令和3）年度）×（目標年度想定活動量（2030（令和12）年度）／現状年度活動量（2021（令和3）年度））

現状趨勢ケースの推計に使用した活動量と推計方法

部門		活動量	単位	推計方法
産業部門	製造業	製造品出荷額等	千万円	2013（H25）～2021（R3）年度の平均値で推計
	農林水産業 建設業・鉱業	従業者数	人	2013（H25）～2021（R3）年度の傾向から累乗近似式で推計
家庭部門		世帯数	世帯	沼津市人口ビジョンの将来人口、国立社会保障・人口問題研究所による静岡県平均世帯人員を参考に推計
業務その他部門		業務延床面積	m <sup>2</sup>	2021（R3）年度の活動量に人口増加率（沼津市人口ビジョン）を乗じて推計
運輸部門	旅客自動車	保有台数	台	2021（R3）年度の現状維持として推計
	貨物自動車	保有台数	台	
	鉄道	1日平均乗車人員	人/日	
	船舶	入港トン数	トン	
燃料の燃焼・工業プロセス		製造品出荷額等	千万円	2013（H25）～2021（R3）年度の平均値で推計
廃棄物部門	CO <sub>2</sub>	一般廃棄物焼却量	t/年	「沼津市一般廃棄物処理基本計画」の将来推計（現状維持）を使用、2031（R13）年度以降は、2030（R12）年度までの削減率で推計
	CO <sub>2</sub> 以外	公共下水道人口	人	2013（H25）～2021（R3）年度の傾向から累乗近似式で推計
農業部門		水田+畑面積	ha	2013（H25）～2021（R3）年度の傾向から線形近似式で推計
代替フロン等		業務延床面積	m <sup>2</sup>	2021（R3）年度の活動量に人口増加率（沼津市人口ビジョン）を乗じて推計

現状趨勢ケースの温室効果ガス排出量

部門	単位	2013 (H25)	2021 (R3)	2030 (R12)	2050 (R32)	
		基準年度	現状年度	現状趨勢ケース		
産業部門	製造業	千 t-CO <sub>2</sub>	398.4	347.4	322.3	322.3
	農林水産業 建設業・鉱業	千 t-CO <sub>2</sub>	40.9	39.0	36.9	35.3
家庭部門		千 t-CO <sub>2</sub>	337.9	261.4	272.9	249.0
業務その他部門		千 t-CO <sub>2</sub>	371.0	252.8	238.6	205.5
運輸部門	旅客自動車	千 t-CO <sub>2</sub>	193.5	176.5	166.5	143.4
	貨物自動車	千 t-CO <sub>2</sub>	102.8	95.1	89.7	77.2
	鉄道	千 t-CO <sub>2</sub>	6.2	4.9	4.6	4.0
	船舶	千 t-CO <sub>2</sub>	2.6	2.7	2.7	2.7
廃棄物部門	CO <sub>2</sub>	千 t-CO <sub>2</sub>	22.8	15.9	16.3	15.3
	CO <sub>2</sub> 以外	千 t-CO <sub>2</sub>	7.4	6.3	6.4	6.5
燃料の燃焼		千 t-CO <sub>2</sub>	6.2	4.5	4.2	4.2
工業プロセス		千 t-CO <sub>2</sub>	0.1	0.2	0.1	0.1
農業部門		千 t-CO <sub>2</sub>	13.4	10.9	10.4	8.7
代替フロン等		千 t-CO <sub>2</sub>	75.3	105.3	99.4	85.6
合計		千 t-CO <sub>2</sub>	1,578.4	1,322.7	1,271.1	1,159.8
		%	—	-16.2%	-19.5%	-26.5%

## ●温室効果ガス排出量の対策実施ケース

## 削減効果の検討

項目	削減効果の内容		削減効果の参考とした資料等
温室効果ガスの排出	省エネルギーによる削減効果	国の施策波及（沼津市按分） 施策の積み上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>「地球温暖化対策計画」の削減効果を沼津市分で按分。</li> <li>削減効果などの係数は、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」（令和7年3月）を参考。</li> <li>現状値を0%として、2030（令和12）年度、2050（令和32）年度の導入率等を設定。</li> <li>導入率等は「地球温暖化対策計画」「2050年度までの長期電力需要想定－暫定試算結果－」（2023（令和5）年11月：電力中央研究所）、「沼津市一般廃棄物処理基本計画」などの計画を参考としたほか、独自に設定。</li> </ul>
森林吸収等	森林、農地土壌、都市緑化による削減効果		<ul style="list-style-type: none"> <li>森林吸収は、「静岡県森林簿」のGISデータを使用し、樹種ごとの材積量の増加量、林齢の経年変化を用いて試算。</li> <li>農地土壌は「地球温暖化対策計画」の削減効果を沼津市分で按分。</li> </ul>
再生可能エネルギー	太陽光発電、風力発電、中小水力発電、地熱発電、バイオマス発電、太陽熱利用、地中熱利用の導入による削減効果		<ul style="list-style-type: none"> <li>「沼津市再生可能エネルギー導入目標及び脱炭素ロードマップ」から引用。</li> </ul>

## 根拠一覧

①	国の「地球温暖化対策計画」の削減見込量を代表指標により按分して沼津市分を設定（2050（令和32）年度は削減見込量が設定されていないことから、2030（令和12）年度と同じ数値で設定）
②	「静岡県自動車保有台数」の近年の動向、「2050年度までの長期電力需要想定－暫定試算結果－」（2023（令和5）年11月：電力中央研究所）を基本として設定
③	2030（令和12）年度は「地球温暖化対策計画」の電気事業者の排出係数目標値の70%達成値（0.00031t-CO <sub>2</sub> /kWh）、2050（令和32）年度は「全国2050年ゼロカーボン・ロードマップ試案（世界首長誓約日本事務局）」の排出係数（0.00003t-CO <sub>2</sub> /kWh）を参考とした
④	「沼津一般廃棄物処理基本計画」の目標値、「沼津市新中間処理施設整備基本設計」から設定
⑤	森林吸収は森林整備が今後も継続的に行われるものとして設定、都市緑化による吸収は施設緑地面積から設定
⑥	「みどりの食料システム戦略（農林水産省）」から設定
⑦	環境省・再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）をもとに各種条件を設定
⑧	独自に設定

削減見込量の推計結果まとめ(1) (単位は千 t-CO<sub>2</sub>)

部門	取組	2030 (R12) 年度	2050 (R32) 年度	根拠	
<b>温室効果ガスの排出</b>					
産業	産業用高効率空調機等の導入	20.2	80.7	⑧	
	ESCO 事業による省エネルギー技術の導入	2.2	8.7	⑧	
	その他の省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進	38.3	38.3	⑧	
	業種間連携省エネルギーの取組推進	0.7	0.7	①	
	燃料転換の推進	2.1	2.1	①	
	FEMS を利用した徹底的なエネルギー管理の実施	3.6	3.6	①	
	電力排出係数の改善	33.4	94.1	③	
家庭	高効率給湯器の導入	2.9	20.0	⑧	
	家庭用コージェネレーションの導入	0.8	5.7	⑧	
	計画・制御システム (HEMS) の導入	1.7	9.0	⑧	
	高効率照明の導入	1.0	1.8	⑧	
	省エネルギー行動の実践	1.9	8.1	⑧	
	緑のカーテンの設置	2.5	5.6	⑧	
	住宅の省エネルギー化	8.9	8.9	①	
	高効率な省エネルギー機器の普及	0.1	0.1	①	
	トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上	3.9	3.9	①	
	脱炭素型ライフスタイルへの転換	2.7	2.7	①	
	電力排出係数の改善	57.7	157.5	③	
	業務 その他	高効率給湯器の導入	4.0	19.8	⑧
		業務用燃料電池コージェネレーションシステムの導入	0.5	1.8	⑧
ESCO 事業による省エネルギー技術の導入		1.7	5.8	⑧	
計画・制御システムの導入		1.3	5.8	⑧	
建築物の省エネルギー化		14.5	14.5	①	
高効率な省エネルギー機器の普及		4.9	4.9	①	
トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上		7.2	7.2	①	
上下水道における省エネルギー・再生可能エネルギー導入		1.5	1.5	①	
廃棄物処理における取組		2.4	2.4	①	
脱炭素型ライフスタイルへの転換		0.2	0.2	①	
電力排出係数の改善		53.9	138.8	③	
運輸	次世代自動車の導入	6.2	70.4	②	
	エコドライブの実践	3.8	22.1	⑧	
	公共交通機関の利用促進	1.4	3.7	①	
	テレワークの実践	0.5	1.5	⑧	
	道路交通流対策 (道路交通流対策等の推進)	3.4	3.4	①	
	自動車運送事業等のグリーン化	0.6	0.6	①	
	鉄道・船舶分野の脱炭素化	0.085	0.085	①	
	トラック輸送の効率化、共同輸配送の推進	7.0	7.0	①	
	電力排出係数の改善	3.0	7.8	③	
廃棄物 処理	廃プラスチックなどの削減	4.8	12.7	④	
	食品ロスの削減	0.0	0.1	⑧	
	下水汚泥焼却施設における燃焼の高度化等	0.7	0.7	①	
農業	農地土壌に関連する温室効果ガス排出削減対策	0.3	0.3	①	
	みどりの食料システム戦略 (農林水産省) の推進	0.0	8.4	⑥	
代替 フロン類	廃家庭用エアコンのフロン類の回収・適正処理	0.9	0.9	①	
	製品製造時等の 4 ガス排出量の削減	1.3	1.3	①	
	製品使用時の HFCs 漏えい量の削減	14.5	14.5	①	
	製品廃棄時の HFCs 放出量の削減	18.5	18.5	①	
合計	エネルギー起源 CO <sub>2</sub> +エネルギー起源 CO <sub>2</sub> 以外	343.7	828.1	—	

削減見込量の推計結果まとめ(2) (単位は千 t-CO<sub>2</sub>)

部門	取組	2030 (R12) 年度	2050 (R32) 年度	根拠
<b>森林吸収等・再生可能エネルギー</b>				
森林吸収等	森林による二酸化炭素吸収	30.4	30.7	⑤
	農地土壌による二酸化炭素吸収	0.3	0.3	①
	合計	30.7	31.0	—
再生可能エネルギー	太陽光発電施設の導入	30.2	191.9	⑦
	風力発電施設の導入	0.0	78.2	⑦
	水力発電施設の導入	0.0	0.1	⑦
	地熱発電(低温バイナリー)施設の導入	0.0	0.1	⑦
	バイオマス発電の導入	13.5	15.4	⑦
	太陽熱利用施設の導入	0.1	0.3	⑦
	地中熱利用施設の導入	0.0	14.7	⑦
	合計	43.8	300.7	—
<b>合計</b>				
	温室効果ガスの排出+森林吸収等・再生可能エネルギー	418.1	1,159.8	—

注) 端数処理の関係上、各項目の和が合計値と合わない場合がある。

## 削減見込量の目安(1)

項目	取組	指標	2021 (R3) 年度	2030 (R12) 年度	2050 (R32) 年度	
産業	産業用高効率空調機(ヒートポンプ)	産業用高効率空調機(ヒートポンプ)導入率	製造業	0.0%	5.0%	20.0%
			建設業・鉱業	0.0%	5.0%	20.0%
	ESCO事業による省エネ技術の導入	ESCO事業導入率	製造業	0.0%	5.0%	20.0%
			建設業・鉱業	0.0%	5.0%	20.0%
家庭	高効率給湯器の導入	高効率給湯器導入率	ヒートポンプ給湯器	0.0%	5.0%	40.0%
			潜熱回収型給湯器	0.0%	5.0%	20.0%
	家庭用コージェネレーションの導入	コージェネレーションシステム導入率	燃料電池コージェネレーション	0.0%	5.0%	40.0%
	計画・制御システムの導入	計画・制御システム(HEMSなど)導入率	0.0%	15.0%	85.0%	
	高効率照明の導入	高効率照明導入率	0.0%	10.0%	20.0%	
	省エネルギー行動の実践	省エネルギー行動の実践率	24.5%	34.4%	63.3%	
	緑のカーテンの設置	緑のカーテン設置率	0.0%	20.0%	50.0%	
業務その他	高効率給湯器の導入	高効率給湯器導入率	ヒートポンプ給湯器導入率	0.0%	5.0%	30.0%
			潜熱回収型給湯器導入率	0.0%	5.0%	20.0%
	業務用燃料電池コージェネレーションシステムの導入	コージェネレーションシステム導入率	業務用燃料電池コージェネレーション	0.0%	5.0%	20.0%
	ESCO事業による省エネ技術の導入	ESCO事業導入率	0.0%	5.0%	20.0%	
	計画・制御システムの導入	計画・制御システム(BEMSなど)導入率	0.0%	5.0%	25.8%	

## 削減見込量の目安(2)

項目	取組	指標	2021 (R3) 年度	2030 (R12) 年度	2050 (R32) 年度	
運輸	次世代自動車の導入	電気自動車等導入率	全体	9.8%	17.1%	100.0%
		電気自動車	0.1%	1.0%	45.4%	
		プラグインハイブリッド自動車	0.1%	1.0%	11.4%	
		ハイブリッド自動車	9.5%	15.0%	35.6%	
		燃料電池自動車	0.0%	0.1%	7.6%	
	エコドライブの実践	エコドライブ関連装置導入率	0.0%	0.0%	20.0%	
		エコドライブ実践率	0.0%	15.0%	80.0%	
公共交通機関の利用促進	公共交通機関を利用している人の割合	0.0%	10.0%	30.0%		
テレワークの実践	テレワーク実践率	0.0%	10.0%	35.0%		
共通	電力排出係数の改善	電力排出係数（単位は kg-CO <sub>2</sub> /kWh）	0.451	0.250	0.030	
廃棄物	廃プラスチックなどの削減	一般廃棄物処理焼却量の削減率	0.0%	6.7%	22.8%	
		ごみ質に占める廃プラスチック割合	14.7%	14.7%	0.0%	
		燃やすごみに含まれる水分	55.4%	55.4%	55.4%	
		廃プラスチック焼却量の削減率	0.0%	5.2%	100.0%	
	食品ロスの削減	食品ロスの削減率	0.0%	6.7%	22.8%	

## ●温室効果ガス排出量の削減目標

温室効果ガス排出量の削減目標（千t-CO<sub>2</sub>）

部門	2013 (H25) 年度	2021 (R3) 年度	2030 (R12) 年度			2050 (R32) 年度			
	基準 年度	現状 年度	現状 趨勢	削減 見込量	目標	現状 趨勢	削減 見込量	目標	
	産業	439.3	386.4	359.2	-100.4	258.8	357.7	-228.2	129.5
家庭	337.9	261.4	272.9	-84.1	188.8	249.0	-223.2	25.8	
業務その他	371.0	252.8	238.6	-92.1	146.5	205.5	-202.7	2.8	
運輸	305.1	279.1	263.5	-26.1	237.5	227.3	-116.7	110.6	
廃棄物処理	CO <sub>2</sub>	22.8	15.9	16.3	-4.8	11.5	15.3	-12.8	2.5
	CO <sub>2</sub> 以外	7.4	6.3	6.4	-0.7	5.7	6.5	-0.7	5.9
燃料の燃焼	6.2	4.5	4.2	0.0	4.2	4.2	0.0	4.2	
工業プロセス	0.1	0.2	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	
農業	13.4	10.9	10.4	-0.3	10.1	8.7	-8.7	0.0	
代替フロン類	75.3	105.3	99.4	-35.3	64.1	85.6	-35.3	50.3	
上記合計	1,578.4	1,322.7	1,271.1	-343.7	927.5	1,159.8	-828.1	331.7	
再生可能エネルギー				-43.8	-43.8		-300.7	-300.7	
排出量合計	1,578.4	1,322.7	1,271.1	-387.4	883.7	1,159.8	-1,128.8	31.0	
森林吸収等				-30.7	-30.7		-31.0	-31.0	
排出量合計－森林吸収等					853.0			0.0	
削減率（2013（平成25）年度比）					-46.0%			-100.0%	

注）端数処理の関係上、各項目の和が合計値と合わない場合がある。

※再生可能エネルギーによる削減量は、太陽光発電などの利用によって化石燃料由来の電力や熱を代替することで、本来排出されるはずだった二酸化炭素を未然に防いだ量を算定したものである。

## ●再生可能エネルギー導入目標

## 再生可能エネルギー生産量・電力生産割合

項目	導入 ポテンシャル	現状値	目標	
		2021(R3) 年度	2030(R12) 年度	2050(R32) 年度
<b>再生可能エネルギー生産量（発電）</b>				
太陽光発電	1,247.8GWh	62.1GWh	112.5GWh	382.0GWh
風力発電	609.8GWh	0.0GWh	0.0GWh	130.3GWh
中小水力発電	23.8GWh	0.1GWh	0.1GWh	0.3GWh
地熱発電	3.6GWh	0.0GWh	0.0GWh	0.1GWh
バイオマス発電	159.4GWh	0.0GWh	22.4GWh	25.6GWh
合計	2,044.4GWh	62.3GWh	135.1GWh	538.4GWh
<b>再生可能エネルギー生産量（熱利用）</b>				
太陽熱	1,947.2TJ	29.2TJ	30.5TJ	33.4TJ
地中熱	6,435.2TJ	0.0TJ	0.0TJ	211.7TJ
合計	8,382.4TJ	29.2TJ	30.5TJ	245.1TJ
<b>再生可能エネルギー電力生産割合</b>				
区域の電力消費量		1,378.8GWh	1,378.8GWh	1,378.8GWh
再生可能エネルギー電力生産割合		4.5%	9.8%	39.0%
<b>再生可能エネルギー設備容量・施設数</b>				
太陽光発電 （公共施設）	設備容量（累計）	853kW	1,700kW	6,700kW
	施設数（累計）	41件	69件	269件
太陽光発電 （10kW未満）	設備容量（累計）	23,964kW	39,770kW	97,083kW
	施設数（累計）	5,382件	8,188件	18,243件
太陽光発電 （10kW以上）	設備容量（累計）	24,386kW	47,298kW	194,018kW
	施設数（累計）	780件	1,436件	6,021件
風力発電	設備容量（累計）	0kW	0kW	60,000kW
中小水力発電	設備容量（累計）	20kW	20kW	60kW
地熱発電	設備容量（累計）	0kW	0kW	20kW
バイオマス発電 （ごみ発電）	設備容量（累計）	0kW	4,400kW	4,400kW
バイオマス発電 （林産系）	設備容量（累計）	0kW	0kW	450kW
太陽熱	施設数（累計）	4,090件	4,270件	4,670件
地中熱利用	施設数（累計）	0件	0件	1,200件

注）端数処理の関係上、各温室効果ガス排出量の和や比が合計値や基準年度比と合わない場合がある。

二酸化炭素排出量の削減効果は以下の計算式で算定した。

- 電力（太陽光、風力、中小水力、地熱、バイオマス）：千 t-CO<sub>2</sub>=発電量（kWh）×電力排出係数（t-CO<sub>2</sub>/kWh）（0.0006）×10<sup>-3</sup>
- 熱（太陽熱、地中熱）：千 t-CO<sub>2</sub>=熱量（GJ）×原油換算係数（kJ/GJ）（0.0258）×原油の排出係数（t-CO<sub>2</sub>/kJ）（2.7）×10<sup>-3</sup>

【資料：環境省・再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）】

## ●人と自然とのふれあい・景観

## 人と自然とのふれあいの場

活動種		人と自然とのふれあいの場
マリンスポーツ・海水浴	釣り	大瀬崎、内浦湾、江浦湾、沼津港、静浦漁港、内浦漁港、千本浜海岸、狩野川
	ボードセーリング	牛臥海岸、我入道海岸、島郷海岸
	ダイビング	大瀬崎、井田、平沢
	海水浴場	千本浜海水浴場、島郷海水浴場、三津海水浴場、平沢海水浴場（ららサンビーチ）、大瀬海水浴場、井田海水浴場、御浜海水浴場
水とのふれあい	静岡県のみずべ100選	御浜岬海岸、鮎壺の滝、千本浜海岸、大瀬崎海岸
	静岡県の湧き水100	日吉神社穀水、東中公園
	静岡県ため池マップ	門池
ハイキングコース 自然観察スポット	ハイキングコース	沼津アルプス、発端丈山、愛鷹山、西伊豆歩道、伊豆山稜線、千本松原、御浜岬
	自然観察スポット	御浜岬、大瀬崎、淡島、金冠山、達磨山、香貫山、千本松原、黄瀬川、愛鷹山・越前岳、浮島ヶ原
花の観賞	花・紅葉の名所	井田（菜の花）、大中寺（梅）、沼津御用邸記念公園（梅）、香貫山（桜、紅葉）、観音川沿い（桜）、光長寺（桜）、門池公園（桜）、沼川沿い（菜の花、桜）、江梨（桜）、戸田大久保川沿い（桜）、戸田岬のこめ桜（桜）、戸田（アブラギリ）、御浜岬（スカシユリ、ハマユウ、ツワブキ）、蓮興寺（ハス）、はかま滝（紅葉）

【資料：静岡県の海、痛快！静岡県の海釣り、遊漁のしおり、静岡県のみずべ100選、静岡県の湧き水100、自然観察コース100選ガイド、静岡ため池マップ、自然観察コース100選ガイド、ふるさとの自然（東部編・伊豆編）、沼津市観光総合パンフレット】

## 本市にあるジオサイト

- |  |  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>沼津港大型展望水門びゅうお（びゅうお周辺）</li> <li>千本浜（千本松原）</li> <li>我入道（浜堤と不動岩）</li> <li>牛臥山（牛臥山全体）</li> <li>獅子浜（陸閘周辺の岩体）</li> <li>口野（切通部分）</li> <li>淡島（淡島全体と周辺の海域）</li> <li>大平（狩野川の堤防やいくつかの陸閘を含む範囲）</li> <li>香貫山（香貫山中腹以上）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>川窪の地震窪（地すべり範囲）</li> <li>愛鷹山南麓からの眺望（NEOPASA 付近からの眺望）</li> <li>鮎壺の滝（三島溶岩）</li> <li>大瀬崎（南火道から大瀬崎（海域も含む））</li> <li>井田（浜堤と明神池、井田北部の海食崖）</li> <li>戸田・御浜岬（岬部分及び対岸の露頭と出逢い岬）</li> <li>舟山（舟山集落（県道より下）と海食崖）</li> <li>真城山（真城山スコリア丘）</li> <li>金冠山からの眺望（金冠山山頂付近）</li> </ul> |
|--|--|

## 資料5 用語解説

### あ行

#### ■アース・キッズ事業

地球温暖化をテーマに、小学校高学年を対象として実施される環境教育プログラム。子どもたちが「エコリーダー」となり、省エネルギーや資源の節約といった環境活動を家庭全体に広げることを目的としている。本市は、この活動を静岡県や静岡県地球温暖化防止活動推進センターと協力して推進している。

#### ■愛鷹山自然環境保全地域

愛鷹山の山頂付近にあり、豊かな自然環境が保全されている地域。「生物多様性国家戦略 2023-2030」で定める保護地域の一つとして、市域の保護地域面積に含まれている。

#### ■アスベスト

石綿ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物。軟らかく、耐熱・対磨耗性に優れているため、ボイラー暖房パイプの被覆、建築材など広く利用されていた。しかし、繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、1989（平成元）年に大気汚染防止法に基づく「特定粉じん」に指定され、使用制限または禁止されるようになった。

#### ■一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店・オフィス・レストランなどの事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭系ごみ」に分類される。

#### ■ウェルビーイング／高い生活の質

国の「第六次環境基本計画」で掲げられた、目指すべき持続可能な社会の姿（循環共生型社会）において、環境保全を通じて実現できる「高い生活の質」を意味している。

#### ■エコアクション21

ISO14001規格をベースにしなが、広く中小企業などへの普及を促すために環境省が作成したガイドラインに沿った環境マネジメントの認証登録制度。

#### ■エコツーリズム

自然や人文環境を損なわない範囲で、自然観察や先住民の生活や歴史を学び、新しいスタイルの観光形態。

#### ■エコドライブ

省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術を指す。主な内容は、アイドリングストップの実施、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検などがある。

#### ■温室効果ガス

地球温暖化の原因となるガスで、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）が温暖化への影響が最も大きく、本市域からの排出量の約9割を占めています。そのほかに、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）、代替フロン類（HFCs、PFCs、SF<sub>6</sub>、NF<sub>3</sub>）の合計7物質が、本市の実行計画の対象とされている。

### か行

#### ■カーボンプライシング

排出される二酸化炭素に価格をつけ、排出者の行動変容を促すことで脱炭素化を促進する政策手法のこと。主な手法として、炭素税や排出量取引制度がある。また、森林による二酸化炭素吸収量などに価値をつけて取引を可能にするJ-クレジット制度もカーボンプライシングと同じカテゴリに含まれる。

#### ■海洋プラスチックごみ

海に流れ着いたプラスチックごみに関する問題で、市民が関心のある環境問題の一つ。「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（2022年4月施行）など、国レベルで法制度の整備が進んでいる。

#### ■合併処理浄化槽

風呂や台所排水などの生活雑排水と、し尿を合わせて処理する浄化槽。し尿だけしか処理できない単独浄化槽に比べ、水質汚濁物質の削減量が極めて多い。比較的安価で容易に設置できることから、小さな集落などでの生活排水処理の有力な方法となっている。

#### ■化学的酸素要求量（COD）

水中の有機物などが酸化剤によって酸化されるために必要とする酸素の量で、海域・湖沼の有機性汚濁を測る代表的な指標である。

#### ■環境基準

環境基準は、環境基本法で「大気の大気汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と定められている。これは、行政上の目標として定められているもので、公害発生源を直接規制するための規制基準とは異なる。

#### ■環境基本計画

「環境基本法」「沼津市環境基本条例」第9条に基づき策定されている。本計画には、「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」「地域気候変動適応計画」「ぬまづ生物多様性地域戦略」が含まれている。

#### ■環境基本法

1993（平成5）年11月に制定された環境政策の基本的方向を示す法律。地球環境問題や都市・生活型環境問題に対処していくために、個別に行われていた公害対策、自然環境保全の枠を越え、国・地方公共団体・事業者・国民など全ての主体の参加による取組が不可欠との観点から、環境行政を総合的に推進していくための法制度として整備された。

#### ■環境マネジメントシステム

企業などの事業組織が法令の規制基準を遵守することにとどまらず、自主的・積極的に環境保全のためにとる行動を計画・実行・評価することをいう。そのため、環境保全に関する方針や目標、計画を定め、これを実行・記録し、その実行状況を点検して方針などを見直す一連の手続きを「環境マネジメントシステム」という。

## ■緩和

気候変動対策の一つで、気候変動の原因となる温室効果ガスの排出を抑制する取組のこと。これに対し、「適応」は気候変動の影響を調整する取組であり、両者が「車の両輪」として必要とされている。

## ■景観行政団体

良好な景観を守り育てるための行政権限を持つ地方公共団体。本市は2007（平成19）年4月に移行し、2010（平成22）年に「本市景観条例」と「本市景観計画」を策定している。

## ■現状趨勢

温室効果ガス排出量について、今後、追加的な対策を見込まないまま推移したと想定した場合の将来の排出量を推計したシナリオのこと。

## ■クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）

熱中症による健康被害を防ぐために市が設置する、冷房が完備された施設。「熱中症特別警戒アラート」が静岡県に発表された際、市民が一時的に暑さを避難するために開放される。利用時には飲料の持参など、施設管理者の指示に従う必要がある。

## ■グリーンインフラ

都市の快適性向上、景観形成、気候変動対策、生物多様性保全などを目的として、自然の機能を活かして、都市環境や社会インフラを整備する考え方。

## ■グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境負荷（かんきょうふか）ができるだけ少ないものを優先的に選ぶこと。本市は、この環境に配慮した購入行動を市民や事業者に対して普及啓発している。

## ■光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や炭化水素などが、強い紫外線を受け、光化学反応を起こして生成するオゾン、アルデヒド、PAN（パーオキシアセチルナイトレート）などの刺激性を有する物質の総称をいう。

## ■コージェネレーションシステム

発電と同時に発生した排熱も利用して、冷暖房や給湯などの熱需要に利用するエネルギー供給システムで、総合熱効率の向上を図るもの。

## ■昆明・モンリオール生物多様性枠組

2022（令和4）年12月にカナダ・モンリオールで開催された生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）で採択された。この枠組には、「ネイチャーポジティブ」の考え方や、陸域・海域の30%以上を保全する「30by30目標」が盛り込まれている。

## さ行

### ■サーキュラーエコノミー（循環経済）

資源を使い捨てにするのではなく、廃棄物を最小限に抑え、製品や資源を繰り返し、効率的に使っていく経済の仕組み。国の「第六次環境基本計画」で掲げられた「循環共生型社会」の構築に不可欠な要素。

## ■砂嘴

沿岸流により運ばれた漂砂が静水域で堆積して形成される、嘴（くちばし）形の地形のこと。

## ■里地里山

都市域と原生的自然との中間に位置し、人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域。集落を取り巻く二次林や植林、水田、畑、ため池などで構成される。最近では宅地などへの転用や管理不足により、里地里山の消失や質の低下が問題となっている。

## ■自然共生サイト

国立公園などの保護地域以外で、民間や自治体などによって生物多様性の保全が図られている区域を環境省が認定する制度。OECM（保護地域以外の保全地域）として国際的にも認知され、「30by30目標」達成に向けた取組。本市内では、富士通(株)沼津工場が登録されている。

## ■自然共生社会

「生物多様性国家戦略 2023-2030」で目指す社会の姿。生物多様性をもたらす恵みを持続可能なものとし、豊かな生態系を守り、多様な生物や自然と共生した快適な生活環境の確保を目指す。

## ■自然再興（ネイチャーポジティブ）

失われた自然を元に戻し、生物多様性の損失を止め、逆転させて、より豊かな状態にすること。

## ■自然林

人工林以外の全ての森林をいう。原生林と二次林とに大別される。

## ■自然を活用した解決策

### （NbS：Nature-based Solutions）

社会課題の解決と、人間の幸福及び生物多様性による恩恵を同時に実現するために、自然及び人為的に改変された生態系の保護、持続可能な管理、回復を行う行動を指す概念。

## ■静岡県レッドデータブック

静岡県内における絶滅の可能性のある野生生物の生態・分布・生息状況など詳細な情報をとりまとめた本。2004（平成16）年3月に初めて発刊され、2019（平成31）年3月には「まもりたい静岡県の野生生物—静岡県レッドデータブック—〈動物編〉」、2020（令和2）年3月には「まもりたい静岡県の野生生物—静岡県レッドデータブック—〈植物・菌類編〉」が公表された。

## ■臭気指数規制

人の臭覚を使ってにおいを判断し、その結果から算出された「臭気指数」を使って工場などからの悪臭の排出を規制するもの。従来は悪臭物質の濃度を機器で測定し、その濃度によって規制していた。しかし、悪臭は複数物質の存在により、においの程度が変化する可能性があり、複数物質を機器で測定するにも限界があることから、臭気指数の導入が増えている。

## ■循環型社会

資源の枯渇や廃棄物の増大などの問題を解決するため、廃棄されるものを最小限に抑え、環境への負荷を減らす社会のこと。ごみ減量・資源化（3R）をさらに進めることを

目指す。

### ■循環共生型社会

政府の「第六次環境基本計画」で掲げられた、目指すべき持続可能な社会の姿。環境負荷を抑えつつ自然資本（森林や水資源など）の維持・回復を重視し、環境保全とウェルビーイング／高い生活の質が実現できる社会。

### ■水源かん養

森林の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量をならして洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる働きなどをいう。

### ■生物化学的酸素要求量（BOD）

水中の有機物が、微生物によって酸化される時に必要とされる酸素の量で、河川の有機性汚濁を測る代表的な指標である。数値が大きいほど汚濁の程度が高い。

### ■生物多様性

地球上の生物たちの豊かな個性と、それらの生物が直接的・間接的につながりあう「壮大な生命の環」のこと。「生態系の多様性」「種の多様性」「遺伝子の多様性」という3つの視点で捉えられる。

### ■生物多様性地域戦略

「生物多様性基本法」第13条に基づき、地方公共団体が策定する、地域における生物多様性の保全と持続可能な利用を推進するための計画。本市では「ぬまづ生物多様性地域戦略」として策定されている。

### ■ゼロカーボンシティ NUMAZU2050

本市が、市・市民・事業者が一体となって、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指すことを表明したもの。

## た行

### ■脱炭素社会

二酸化炭素、メタン、フロン類など、地球温暖化を進行させる温室効果ガスの排出をゼロにした社会のこと。最近では2050年までに脱炭素社会を目指す国が多くなっている。

### ■脱炭素ロードマップ

本市が2050年カーボンニュートラルを目指すために、再生可能エネルギー導入目標と合わせて策定した、具体的な取組を示す計画。正式名称は「本市再生可能エネルギー導入目標及び脱炭素ロードマップ」のこと。

### ■地域気候変動適応計画

「気候変動適応法」第12条に基づき、都道府県・市町村が策定に努める、気候変動への適応策を定める計画。

### ■地球温暖化

大気中の温室効果ガス濃度が高くなることにより、地球表面付近の温度が上昇すること。水資源や生態系、気象、健康など様々な分野に影響が及ぶ「気候変動」の問題でもある。

### ■地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第3項

に基づき、市域内で排出される温室効果ガスの抑制のための施策を定めた、地方公共団体実行計画（区域施策編）のこと。

### ■地産地消

地域で生産された農産物や水産物などを地域で消費する活動のこと。輸送エネルギー消費の削減や、環境保全型農業の推進にもつながる。

### ■適応

気候変動対策の一つで、すでに起こりつつある、あるいは今後予測される気候変動の影響に対して、自然や社会のあり方を調整し、悪影響を極力小さくするための取組のこと。国は「気候変動適応法」に基づき「気候変動適応計画」を定めている。

### ■天然記念物

動物（生息地、繁殖地及び飛来地を含む）、植物（自生地を含む）及び地質鉱物（特異な自然の現象を生じている土地を含む）で学術上価値の高いもののうち、国や都道府県、市町村が指定したもの。

### ■都市公園

都市公園は都市住民のレクリエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流空間など多様な機能を有する都市の根幹的な施設。

### ■トップランナー制度

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」で規定する特定機器の省エネルギー基準を、商品化されている製品で最も優れている機器の性能以上に設定する制度。

## な行

### ■二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）

石油や石炭など、硫黄分を含んだ燃料の燃焼により発生する。二酸化硫黄は呼吸器への悪影響があり、四日市ぜんそくの原因となったことで知られる。

### ■二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）

石油や石炭などの窒素分を含んだ燃料の燃焼により発生する。高温燃焼の過程でまず一酸化窒素が生成され、これが大気中の酸素と結びついて二酸化窒素になる。呼吸器系に悪影響を与える。

### ■沼津方式

本市が1975（昭和50）年度に全国に先駆けて開始したごみの分別収集方法。「燃やすごみ」「埋立ごみ」「資源ごみ」の3種類に分けるこの収集方法は、全国で現在行われているごみ分別の基本となった。

### ■熱ストレス超過死亡者数

熱中症に代表されるような暑熱によって起こる死亡を熱ストレス死亡と呼び、死亡者数が最低となる気温を基準として、気温が高くなった場合に増加する死亡者数のこと。

## は行

### ■廃棄物

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、ごみ、

粗大ごみ、燃え殻、污泥、ふん尿、廃油、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物または不要物であって、固形または液状のもの、と規定されている。廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に分類される。また、処理方法の区分によって可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみなどにも分けられる。

### ■バイオマス

エネルギー資源として利用できる生物体（植物、動物など）のこと。バイオマスのエネルギー利用としては、燃焼して発電を行うほか、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化や、ユーカリなどの炭化水素を含む植物から石油成分を抽出する方法などがある。

### ■富士山麓先端健康産業集積プロジェクト (ファルマバレープロジェクト)

静岡県東部地域の恵まれた交通インフラや自然環境、健康関連産業の集積を背景に、世界レベルの高度医療・技術開発を目指して先端的な研究開発を促進し、医療からウエルネス産業にいたる先端健康産業の振興と集積を図るプロジェクト。

### ■浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、その粒径が0.01mm以下のものをいう。大気中に長期間滞留し、肺や気管などに沈着するなどして呼吸器に影響を及ぼすおそれがあるため、環境基準が設定されている。工場の事業活動や自動車の走行などに伴い発生するほか、風による巻き上げなどの自然現象によるものもある。

### ■プラグインハイブリッド自動車

コンセントから差込プラグを用いて直接バッテリーに充電できるハイブリッドカーであり、ガソリン車と電気自動車の長所を併せ持っている。

### ■ブルーカーボン

海洋・沿岸生態系（藻場や湿地など）によって吸収・固定される二酸化炭素のこと。森林などの陸域生態系による吸収（グリーンカーボン）と同様に、脱炭素社会の実現に向けた重要な二酸化炭素の吸収源として注目されている。

### ■プロダクトイノベーション

再生可能エネルギーや省エネルギーなどの環境対策をきっかけに生じる新たな需要に対し、これまででない製品やサービスを開発・創出すること。こうしたイノベーションを通じて「環境価値」を生み出すことは、経済の活性化だけでなく、市民一人ひとりのウェルビーイング／高い生活の質の向上に寄与することが期待されている。

### ■フロン

炭素と水素のほか、フッ素や塩素や臭素などハロゲンを多く含む化合物の総称。冷媒や溶剤として20世紀中盤に大量に使用されたが、オゾン層破壊の原因物質並びに温室効果ガスであることが明らかとなり、今日ではモントリオール議定書をはじめ様々な国際協定・法律によって、先進国を中心に使用には大幅な制限がかけられている。

## ま行

### ■マイバッグ

レジ袋など容器包装廃棄物の発生抑制を図るため、買い物時に使う繰り返し利用が可能なバッグ。環境省などが運

動を展開している。

## や行

### ■有収水量

水道の給水量のうち有効に利用され（有効水量）、さらに料金の対象となった水量のこと。一方、料金の対象とならないが有効に利用された水量（管洗浄、消火栓など）を無収水量という。

### ■ユネスコ世界ジオパーク

国際的に価値のある地質遺産を保護し、そうした地質遺産がもたらした自然環境や地域の文化への理解を深め、科学研究や教育、地域振興などに活用することにより、自然と人間との共生及び持続可能な開発を実現することを目的とした事業。

## ら行

### ■リアス式海岸

もともと海岸線に対して垂直方向に伸び、河川により浸食されてできた開析谷が沈降して入江となり、それが連続して鋸の歯のようにギザギザに連なっているような海岸地形。

### ■リサイクル

ごみ減量に関する3Rの一つで、資源ごみを再生利用すること。本市は1975（昭和50）年度に全国に先駆けて「沼津方式」の分別収集を開始した。

### ■リデュース

ごみ減量に関する3Rの一つで、ごみの発生抑制（ごみになるものを作らない、買わない）の運動のこと。

### ■リユース

ごみ減量に関する3Rの一つで、使用可能なものを繰り返し使用すること。

## 英字・数字

### ■BCP (Business Continuity Plan: 事業継続計画)

企業などが災害や予期せぬ事態が発生した際に、重要な事業を中断させない、または早期に復旧させるための計画。気候変動適応の視点を取り入れたBCP策定が事業者に期待されている。

### ■BEMS (Building Energy Management System)

ビルなどの建物内で使用する電力消費量などを計測蓄積し、導入拠点や遠隔での「見える化」を図り、空調・照明設備などの接続機器の制御や電力使用ピークを抑制・制御する機能などを有するエネルギー管理システムのこと。

### ■COP15

2022（令和4）年12月にカナダ・モントリオールで開催された生物多様性条約第15回締約国会議の略称。ここで「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、ネイチャーポジティブや30by30目標が盛り込まれた。

### ■Eco-DRR

#### (Ecosystem-based Disaster Risk Reduction)

生態系の保全や再生を通じて、自然の持つ力を活用し、災害による被害を防止または軽減する取組や考え方のこ

と。

#### ■ESCO (Energy Service Company) 事業

省エネルギーを目的とした事業で、エネルギーサービスを提供する事業 (ESCO 事業者) が、導入から効果検証まで一貫して行うサービスモデルのこと。中小事業者への省エネ技術導入促進のために、普及啓発が行われている。

#### ■EV (Electric Vehicle)

次世代自動車の一つ。本市では、沼津駅と沼津港間で国内初の民間事業者の路線バスとして EV バス (グリーンスクローモビリティ) が運行されている。

#### ■HEMS

住宅のエアコンや給湯器、照明などのエネルギー消費機器、太陽光発電システムやガスコージェネレーションシステム (燃料電池など) などのエネルギー生産機器と、発電した電気などを備える蓄電池や電気自動車 (EV) などの蓄エネ機器をネットワーク化し、居住者の快適やエネルギー使用量の削減を目的に、エネルギーを管理するシステムのこと。

#### ■IPCC (Intergovernmental Panel on Climate Change : 気候変動に関する政府間パネル)

「1.5℃特別報告書」を公表し、温暖化の影響を最小限に抑えるには、2050 年までに温室効果ガス排出を実質ゼロにする必要があると報告された。

#### ■ISO14001

国際標準化機構 (ISO) が定める、環境マネジメントシステムに関する国際規格。本市は 2012 (平成 24) 年に認証を返上し、市独自の「本市環境マネジメントシステム」を運用している。

#### ■J-クレジット

省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用による CO<sub>2</sub> 排出削減量や、適切な森林管理による CO<sub>2</sub> 吸収量を、クレジットとして国が認証する制度。

#### ■OECM (Other Effective area-based Conservation Measures)

保護地域以外で生物多様性保全が図られている地域を指す。日本の「自然共生サイト」がこれに該当し、国際的にも認知される仕組み。

#### ■PDCA サイクル

計画 (Plan)・実行 (Do)・評価 (Check)・改善 (Action) の頭文字をとったもので、業務を継続的に改善していくための管理手法。本計画の進行管理に採用されている。

#### ■PPA (Power Purchase Agreement : 電力購入契約)

事業者が設置・所有する太陽光発電設備で発電された電力を、需要家が購入する契約モデル。公共施設への導入が推進されている。

#### ■PRTR 制度

化学物質の排出移動量登録制度のことで、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、事業所からの排出量と移動量を事業者が把握し国に届け出て公表する制度のこと。

#### ■RCP シナリオ

気候変動に関する政府間パネル (IPCC) が使用する将来の気候変動予測シナリオの一つ。本市の将来予測では、厳しい温暖化対策をとらなかった場合 (RCP8.5) と、パリ協定の 2℃目標が達成された状況下 (RCP2.6) が比較されている。

#### ■RE100

使用する電力の 100%を再生可能エネルギーにより発電された電力にすることに取り組んでいる企業が加盟している国際的な企業連合。

#### ■SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標)

2015 (平成 27) 年に国連総会で採択され、2030 (令和 12) 年までに持続可能な社会の実現を目指す国際的な 17 の目標のこと。

#### ■V2H (Vehicle to Home)

電気自動車 (EV) に貯めた電力を、家庭で使えるようにする仕組み。災害時の自立的エネルギー確保に貢献する。

#### ■X-Tech NUMAZU

本市版スマートシティを実現するためのプロジェクト及びビジョン。地域の特性や資源を踏まえながら、まちづくりに ICT などの先端技術を活用する。

#### ■ZEB (Zero Energy Building)

消費する年間の一次エネルギーをゼロにすることを目指した建築物のこと。

#### ■ZEH (Zero Energy House)

消費する年間の一次エネルギーをゼロにすることを目指した住宅のこと。

#### ■ZEH-M (Zero Energy House Mansion)

消費する年間の一次エネルギーをゼロにすることを目指した集合住宅のこと。

#### ■3R

ごみ減量・資源化を推進するための 3 つの取組 (リデュース : 発生抑制、リユース : 再使用、リサイクル : 再生利用) の総称。

#### ■30by30 目標

2030 (令和 12) 年までに、地球上の陸域・海域の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようという国際的な目標。ネイチャーポジティブの実現に向けた枠組の一つ。